

地域型保育事業所 開設・運営の手引き

令和6年12月

別冊：参考資料集

大 阪 市

1

参考資料

1	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	1
2	大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	17
3	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準	21
4	大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	38
5	家庭的保育事業等の認可等について	39
6	大阪市家庭的保育事業等の認可に関する審査基準	42
7	大阪市家庭的保育事業等認可等要綱	47
8	保育所における調理業務の委託について	51
9	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	53
10	保育施設等における事故の報告等について	54
11	特定教育・保育施設等における置き去り等の事案の報告について（通知）	61
12	公定価格表 家庭的保育事業	63
13	各項目説明資料 家庭的保育事業	65
14	公定価格表 小規模保育事業A型	66
15	公定価格表 小規模保育事業B型	68
16	各項目説明資料 小規模保育事業A・B型	71
17	公定価格表 小規模保育事業C型	72
18	各項目説明資料 小規模保育事業C型	74
19	公定価格表 小規模型事業所内保育事業（A型）	75
20	公定価格表 小規模型事業所内保育事業（B型）	77
21	公定価格表 保育所型事業所内保育事業（定員20人以上）	80
22	各項目説明資料 事業所内保育事業	83
23	大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱	84
24	大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱	97
25	大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱	103
26	保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）	109
27	保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について	111
28	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める 職員の要件等について	114
29	「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」 の一部改正について	116
30	一時預かり事業（一般型）	118
31	0歳児途中入所対策事業について	123
32	1歳児保育対策事業について	129

1 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

制 定：平成二六年四月三〇日厚生労働省令第六一号
最終改正：令和六年三月一三日内閣府令第一八号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

第一章 総則

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の内閣府令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条（当該家庭的保育事業者等の職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条、第四十七条及び附則第六条から第九条までの規定による基準

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第七条の二、第七条の三、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十二号第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十五条（第三十条、第三十二条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）、（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十五条並びに附則第二条から第五条までの規定による基準

三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 内閣総理大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と家庭的保育事業者等）

第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。

以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」という。）にあっては、第一号及び第二号に掲げる事項）に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。

三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2 市町村長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。

一 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

二 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

一 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第二十七条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

- 二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者
- 4 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。
- 一 市町村長が、法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
- 二 家庭的保育事業者等による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）
- 5 前項（第二号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）又は特区法第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
- 一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- 二 法第六条の三第十二項及び第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって、法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
（家庭的保育事業者等と非常災害）
- 第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。
（安全計画の策定等）
- 第七条の二 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
（自動車を運行する場合の所在の確認）
- 第七条の三 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。
- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。
（家庭的保育事業者等の職員の一般的要件）
- 第八条 家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。
（家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等）
- 第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第十一条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第十三条 削除

(衛生管理等)

第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設(以下「搬入施設」という。)において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮

すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 連携施設

二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

三 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限り。）

四 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第二十二条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第二十三条第二項に規定する家庭的保育者の居宅に限り。）において家庭的保育事業を行う場合に限り。）

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 提供する保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員（国家戦略特別区域小規模保育事業者にあつては、乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員）

七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

（家庭的保育事業所等に備える帳簿）

第十九条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第二十条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

- 一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。
- 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。
- 三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- 四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- 五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- 六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。
- 七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

- 一 調理業務の全部を委託する場合
- 二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合
- 2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - 二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第三号のいずれにも該当しない者
- 3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。

(保育時間)

第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三章 小規模保育事業

第一節 通則

(小規模保育事業の区分)

第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第二節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 建築基準法(昭和三十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和三十五年政令第三百三十八号)第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられて

用	<p>いる階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
---	--

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第三節 小規模保育事業B型

（職員）

第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B

型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。

この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第四節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであること。

（職員）

第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

（利用定員）

第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。

（準用）

第三十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第四章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- 二 子ども・子育て支援法第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育
- 四 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第五項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
- 五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育

（設備及び備品）

第三十八条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第四十条 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

（準用）

第四十一条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第五章 事業所内保育事業

（利用定員の設定）

第四十二条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
一人以上五人以下	一人
六人以上七人以下	二人
八人以上十人以下	三人
十一人以上十五人以下	四人
十六人以上二十人以下	五人
二十人以上二十五人以下	六人
二十六人以上三十人以下	七人

三十一人以上四十人以下	十人
四十一人以上五十人以下	十二人
五十一人以上六十人以下	十五人
六十一人以上七十人以下	二十人
七十一人以上	二十人

(設備の基準)

第四十三条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあっては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
- イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。
- ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段

四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第三号、第四号及び第十号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

二 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この二において同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（１） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

（２） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。

（連携施設に関する特例）

第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第六条第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであって、市町村長が適当と認めるもの（附則第三条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第六条第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

（準用）

第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十六条において準用する次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

（職員）

第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児 おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね十五人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童 おおむね二十五人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）と、同条第四号中「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」とする。

第六章 雑則

（電磁的記録）

第四十九条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（食事の提供の経過措置）

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者（次項において「施設等」という。）が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二号第四号（調

理設備に係る部分に限る。)、第二十三条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第二十八条第一号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。))及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)(第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。)、第二十九条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十一条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第三十三条第一号(調理設備に係る部分に限る。))及び第四号(調理設備に係る部分に限る。)、第三十四条第一項本文(調理員に係る部分に限る。)、第四十三条第一号(調理室に係る部分に限る。))及び第五号(調理室に係る部分に限る。)、第四十四条第一項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第四十七条第一項本文(調理員に係る業務に限る。))の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二條第四号(調理設備に係る部分に限る。))及び第二十三条第一項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第一条第二項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。))により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第三条 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業B型等に関する経過措置)

第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

第五条 小規模保育事業C型にあっては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第六条 保育の需要に應ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。))又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第二十九条第二項各号又は第四十四条第二項各号に定める数の合計数が一となる時は、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数は一人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が一人となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を置かなければならない。

第七条 前条の事情に鑑み、当分の間、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条第二項に規定する普通免許状をいう。))を有する者を、保育士とみなすことができる。

第八条 附則第六条の事情に鑑み、当分の間、一日につき八時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所(以下この条において「小規模保育事業所A型等」という。))において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第二十九条第二項又は第四十四条第二項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市町村長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第九条 前二条の規定を適用する時は、保育士(法第十八条の十八第一項の登録を受けた者をいい、第二十九条第三項若しくは第四十四条第三項又は前二条の規定により保育士とみなされる者を除く。))を、保育士の数(前二条の規定の適用がないとした場合の第二十九条第二項又は第四十四条第二項により算定されるものをいう。))の三分の二以上、置かなければならない。

附 則 (平成二六年九月三〇日厚生労働省令第一一五号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月三十一日厚生労働省令第六三三号）

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年八月三十一日厚生労働省令第一三三三号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月一日）から施行する。

附 則 （平成二八年二月一八日厚生労働省令第二二二号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 （平成二八年二月一九日厚生労働省令第二三三三号）

この省令は、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成二十八年六月一日）から施行する。

附 則 （平成二九年九月二二日厚生労働省令第九四号）

この省令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則 （平成三〇年四月二七日厚生労働省令第六五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三一年三月二九日厚生労働省令第四九号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和二年三月二六日厚生労働省令第四〇号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月二二日厚生労働省令第五二二号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月二三日厚生労働省令第五五号） 抄

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則 （令和四年一月三〇日厚生労働省令第一五九号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和四年一月二六日厚生労働省令第一六七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年一月二八日厚生労働省令第一七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。ただし附則第五条は公布の日から施行する。

（自動車を行行する場合の所在の確認に係る経過措置）

第四条 第四条の表の規定による改正後の家庭的保育事業等基準第七条の三第二項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に行行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に行行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

附 則 （令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和六年三月一三日内閣府令第一八号）

（施行期日）

1 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(次項において「設備運営基準」という。)第三

十三条第二項並びに改正後の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(次項において「家庭的保育事業等基準」という。)第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

3 前項の場合を除き、この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準(満三歳以上満四歳に満たない児童及び満四歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する基準に限る。以下この項において同じ。)に従い定める児童福祉法第三十四条の十六第一項に規定する市町村の条例又は同法第四十五条第一項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、設備運営基準第三十三条第二項並びに家庭的保育事業等基準第二十九条第二項、第三十一条第二項、第四十四条第二項及び第四十七条第二項の規定による基準は、当該市町村の条例又は当該都道府県の条例で定める基準とみなす。

2 大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 9 月 22 日
条例第 101 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、次条から第 11 条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「設備運営基準」という。)(第 22 条、第 23 条第 1 項、第 34 条第 1 項及び第 42 条並びに附則第 2 条及び第 5 条を除く。)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和 6 年内閣府令第 18 号)附則第 2 項(設備運営基準に係る部分に限る。)に定めるところによる。

(家庭的保育事業に係る設備の基準)

第 4 条 家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所(保育を受ける乳幼児の居宅を除く。)であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市長が適当と認める場所(以下「家庭的保育事業を行う場所」という。)で実施するものとする。

(1) 設備運営基準第 22 条各号に掲げる要件

(2) 乳児を利用させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備を設けること

(3) 乳幼児の^{もく}沐浴のために必要な器具又は設備を設けること

(4) 乳幼児の保育を行う専用の部屋(以下「保育部屋」という。)を 2 階に設ける建物は次のア、イ及びカに掲げる要件に、保育部屋を 3 階以上に設ける建物は次に掲げる要件に該当するものであること

ア 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること

イ 保育部屋が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

	避難用	1 建築基準法施行令第 123 条第 1 項各号に規定する構造の屋内階段であって、建築物の 1 階から保育部屋が設けられている階までの部分について、屋内と階段室とがバルコニー又は付室(階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡しており、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10 号を満たす構造であるもの又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第 123 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
--	-----	---

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育部屋の各部分から当該施設及び設備のいずれかに至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること

エ 家庭的保育事業を行う場所の調理設備とそれ以外の部分とが建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されており、かつ、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、当該調理設備が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること

オ 家庭的保育事業を行う場所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること

カ 保育部屋その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること

ク 家庭的保育事業を行う場所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること(家庭的保育事業の職員)

第 5 条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、家庭的保育補助者(設備運営基準第 23 条第 3 項に規定する家庭的保育補助者をいう。以下同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(1) 調理業務の全部を委託する場合

(2) 第 3 条(設備運営基準第 16 条第 1 項に係る部分に限る。)の規定に基づき搬入施設から食事を搬入する場合(小規模保育事業 A 型及び小規模保育事業 B 型に係る設備の基準)

第 6 条 小規模保育事業所 A 型(設備運営基準第 28 条に規定する小規模保育事業所 A 型をいう。以下同じ。)及び小規模保育事業所 B 型(設備運営基準第 31 条第 1 項に規定する小規模保育事業所 B 型をいう。以下同じ。)には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、小規模保育事業所 A 型及び小規模保育事業所 B 型には、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳児又は満 3 歳未満の幼児を利用させる場合(次号に掲げる場合を除く。) ^{もく} 沐浴設備(浴槽、給湯設備及び排水設備が一体となった乳幼児の ^{もく} 沐浴のための専用の設備をいう。以下同じ。)

(3) 満 2 歳以上満 3 歳未満の幼児のみを利用させる場合 ^{もく} シャワー設備(シャワーを用いて行う幼児の衛生的かつ安全な ^{もく} 沐浴のための専用の設備 ^{もく} (沐浴設備を除く。))をいう。以下同じ。)

(小規模保育事業 C 型に係る設備の基準)

第 7 条 小規模保育事業所 C 型(設備運営基準第 33 条に規定する小規模保育事業所 C 型をいう。以下同じ。)には、次に掲げる器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を利用させる場合にあっては、調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳幼児の ^{もく} 沐浴のために必要な器具又は設備

(小規模保育事業 C 型の職員)

第 8 条 小規模保育事業所 C 型には、家庭的保育者、家庭的保育補助者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第 5 条各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

(事業所内保育事業の利用定員の設定)

第 9 条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第 6 条の 3 第 12 項第 1 号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数以上の定員枠を設けなければならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1 人以上 5 人以下	1 人
6 人又は 7 人	2 人
8 人以上 10 人以下	3 人
11 人以上 15 人以下	4 人
16 人以上 20 人以下	5 人
21 人以上 25 人以下	6 人
26 人以上 30 人以下	7 人
31 人以上 40 人以下	10 人
41 人以上 50 人以下	12 人
51 人以上 60 人以下	15 人
61 人以上	20 人

(保育所型事業所内保育事業に係る設備の基準)

第 10 条 保育所型事業所内保育事業所(設備運営基準第 43 条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。)には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、保育所型事業所内保育事業所には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を入所させる場合 調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳児又は満 2 歳未満の幼児を入所させる場合 ^{もく} 沐浴用設備

(3) 満 2 歳以上満 3 歳未満の幼児を入所させる場合 シャワー設備

(小規模型事業所内保育事業に係る設備の基準)

第 11 条 小規模型事業所内保育事業所(設備運営基準第 47 条第 1 項に規定する小規模型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。)には、幼児の専用の手洗設備及び便器を設けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、小規模型事業所内保育事業所には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める器具又は設備を設けなければならない。

(1) 乳児を利用させる場合 調乳のために必要な器具又は設備

(2) 乳児又は満 3 歳未満の幼児を利用させる場合(次号に掲げる場合を除く。) ^{もく} 沐浴用設備

(3) 満 2 歳以上満 3 歳未満の幼児のみを利用させる場合 シャワー設備

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第 12 条 設備運営基準(設備運営基準を改正する命令を含む。)の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している家庭的保育事業等が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日施行、告示第 140 号)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において法第 39 条第 1 項に規定する業務(本市が行うものに限る。)を目的とする事業を行う者のうち市長が定めるものが、法第 34 条の 15 第 2 項の規定により家庭的保育事業又は小規模保育事業 C 型の認可を受けた場合においては、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、第 3 条(設備運営基準第 15 条並びに第 33 条第 1 号(調理設備に係る部分に限る。))及び第 4 号(調理設備に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第 4 条第 1 号(設備運営基準第 22 条第 4 号(調理設備に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第 5 条本文(調理員に係る部分に限る。))及び第 8 条本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しない。

3 施行日の前日において現に存する法第 39 条第 1 項に規定する業務(本市が行うものに限る。)を目的とする施設のうち市長が定めるものについては、第 3 条(設備運営基準第 28 条第 7 号(同号口の表の 2 階の区分中避難用の区分に係る部分に限る。)) (設備運営基準第 32 条において準用する場合を含む。))に係る部分に限る。))の規定は、適用しない。

附 則(平成 28 年 10 月 5 日条例第 88 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条の規定の施行の際、現に存する保育所型事業所内保育事業所(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 61 号)第 43 条に規定する保育所型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。))のうち、第 2 条の規定による改正後の大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条第 2 項(第 3 号に係る部分に限る。))に定める設備の基準(以下「第 3 号基準」という。))に適合しないものであって、同号に定めるシャワー設備に代わるものとして市長が適当と認める器具又は設備を備えるものに係る第 2 条の規定の施行の日以後の同号の規定の適用については、当該器具又は設備が存する間(当該保育所型事業所内保育事業所における設備の設置状況その他の状況を勘案して第 3 号基準に適合させることについて困難な事由があると市長が認める保育所型事業所内保育事業所にあつては、当該事由が継続していると市長が認める間)に限り、同号中「シャワー設備」とあるのは「シャワー設備又はこれに代わるものとして市長が適当と認める器具若しくは設備」とする。

附 則(令和 5 年 2 月 27 日条例第 12 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日条例第 33 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 3 月 29 日条例第 34 号)

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

制 定：平成二十六年四月三十日内閣府令第三十九号

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第三項、第四十六条第三項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を次のように定める。

第一章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一節 総則

（趣旨）

第一条 特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第三十四条第三項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第四十六条第三項の内閣府令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第四条の規定による基準
- 二 法第三十四条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第五条、第六条（第五項を除く。）、第七条、第十三条、第十五条、第二十四条から第二十七条まで、第三十二条、第三十五条及び第三十六条並びに附則第二条の規定による基準
- 三 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第三十七条及び附則第四条の規定による基準
- 四 法第四十六条第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第二十四条から第二十七条まで（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十二条（第五十条において準用する場合に限る。）、第三十八条、第三十九条（第四項を除く。）、第四十条、第四十二条第一項から第八項まで、第四十三条、第四十四条、第五十一条及び第五十二条並びに附則第五条の規定による基準
- 五 法第三十四条第二項又は第四十六条第二項の規定により、法第三十四条第三項各号又は第四十六条第三項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前四号に定める規定による基準以外のもの

（定義）

第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 小学校就学前子ども 法第六条第一項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- 二 認定こども園 法第七条第四項に規定する認定こども園をいう。
- 三 幼稚園 法第七条第四項に規定する幼稚園をいう。
- 四 保育所 法第七条第四項に規定する保育所をいう。
- 五 家庭的保育事業 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業をいう。
- 六 小規模保育事業 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。
- 七 居宅訪問型保育事業 児童福祉法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。
- 八 事業所内保育事業 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。
- 九 教育・保育給付認定 法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定をいう。
- 十 教育・保育給付認定保護者 法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。
- 十一 教育・保育給付認定子ども 法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- 十二 満三歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「令」という。）第四条第一項に規定する満三歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- 十三 特定満三歳以上保育認定子ども 令第四条第一項第二号に規定する特定満三歳以上保育認定子どもをいう。
- 十四 満三歳未満保育認定子ども 令第四条第二項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。
- 十五 市町村民税所得割合算額 令第四条第二項第二号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- 十六 負担額算定基準子ども 令第十三条第二項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

- 十七 支給認定証 法第二十条第四項に規定する支給認定証をいう。
- 十八 教育・保育給付認定の有効期間 法第二十一条に規定する教育・保育給付認定の有効期間をいう。
- 十九 特定教育・保育施設 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- 二十 特定教育・保育 法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育をいう。
- 二十一 法定代理受領 法第二十七条第五項（法第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は法第二十九条第五項（法第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。
- 二十二 特定地域型保育事業者 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- 二十三 特定地域型保育 法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育をいう。
- 二十四 特別利用保育 法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。
- 二十五 特別利用教育 法第二十八条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。
- 二十六 特別利用地域型保育 法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。
- 二十七 特定利用地域型保育 法第三十条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。

（一般原則）

第三条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

- 2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。
- 3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二節 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第一款 利用定員に関する基準

第四条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第二十七条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数を二十人以上とする。

2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満一歳に満たない小学校就学前子ども及び満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- 一 認定こども園 法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 二 幼稚園 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 三 保育所 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

第二款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第六条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がな

ければ、これを拒んではならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第四項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
- 4 前二項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第七条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の利用について法第四十二条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第十九条第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（受給資格等の確認）

第八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第七条第二項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。

（教育・保育給付認定の申請に係る援助）

第九条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の三十日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。

（心身の状況等の把握）

第十条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（小学校等との連携）

第十一条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。

（教育・保育の提供の記録）

第十二条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項第二号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第二十七条第三項第一号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前二項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前三項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

二 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

三 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

イ 次の（１）又は（２）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（１）又は（２）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（１） 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 七万七千一百円

（２） 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。ロ（２）において同じ。） 五万七千七百円（令第四条第二項第六号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、七万七千一百円）

ロ 次の（１）又は（２）に掲げる満三歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第一学年から第三学年までに在籍する子どもをいう。以下ロにおいて同じ。）が同一の世帯に三人以上いる場合にそれぞれ（１）又は（２）に定める者に該当するものに対する副食の提供（イに該当するものを除く。）

（１） 法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第三学年修了前子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

（２） 法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）である者

ハ 満三歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

四 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

五 前四号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定教育・保育施設は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定教育・保育施設は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第十四条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 特定教育・保育施設は、前条第二項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受け

た場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定教育・保育の取扱方針)

第十五条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。

一 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第十条第一項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）

二 認定こども園（認定こども園法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び同条第十項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第四号に掲げる事項

三 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条第一項の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

四 保育所 児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針

2 前項第二号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第十六条 特定教育・保育施設は、自らその提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第十七条 特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第十八条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第十九条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第二十条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 提供する特定教育・保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 特定教育・保育の提供を行う日（法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間、提供を行わない日

五 第十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

六 第四条第二項各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

七 特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第六条第二項及び第三項に規定する選考方法を含む。）

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第二十一条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定教育・保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十二条 特定教育・保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第三十四条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第五項又は第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲示)

第二十三条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第二十四条 特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第二十五条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第二十六条 削除

(秘密保持等)

第二十七条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第二十八条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第二十九条 特定教育・保育施設は、利用者支援事業（法第五十九条第一号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定教育・保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設若しくは地域型保育を行う者等又はその職員から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第三十条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定教育・保育施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第十四条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第三十一条 特定教育・保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第三十二条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定教育・保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第三十三条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

- 第三十四条 特定教育・保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。
 - 一 第十五条第一項各号に定めるものに基づく特定教育・保育の提供に当たっての計画
 - 二 第十二条の規定による特定教育・保育の提供の記録
 - 三 第十九条の規定による市町村への通知に係る記録
 - 四 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
 - 五 第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第三款 特例施設型給付費に関する基準

(特別利用保育の基準)

第三十五条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第三十四条第一項第三号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第三号の規定により定められた法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ（1）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号ロ（2）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第三十六条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第三十四条第一項第二号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第四条第二項第二号の規定により定められた法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第一項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第六条第三項及び第七条第二項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第六条第二項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第十三条第二項中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第二十八条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項第三号ロ（1）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号ロ（2）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

第三節 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第一款 利用定員に関する基準

第三十七条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第二十九条第一項の確認において定めるものに限る。以下この節において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては一人以上五人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成二十六年厚生労働省令第六十一号）第二十八条に規定する小規模保育事業A型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第三十一条に規定する小規模保育事業B型をいう。第四十二条第三項第一号において同じ。）にあっては六人以上十九人以下、小規模保育事業C型（同令第三十三条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第四条において同じ。）にあっては六人以上十人以下、居宅訪問型保育事業にあっては一人とする。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業

を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第四十二条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満一歳に満たない小学校就学前子どもと満一歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

第二款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第三十八条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第四十六条に規定する運営規程の概要、第四十二条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第四十三条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第三十九条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所に現に利用している満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満三歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第四十条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第五十四条第一項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（心身の状況等の把握）

第四十一条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満三歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第四十二条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第五項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。

一 特定地域型保育の提供を受けている満三歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

- 二 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。
- 三 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満三歳未満保育認定子どもにあっては、第三十七条第二項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第四項第一号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。
- 2 市町村長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第二号の規定を適用しないこととすることができる。
 - 一 特定地域型保育事業者と前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - 二 前項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第一項第二号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - 一 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - 二 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者
- 4 市町村長は、次のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないこととすることができる。
 - 一 市町村長が、児童福祉法第二十四条第三項（同法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき
 - 二 特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）
- 5 前項（第二号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が二十人以上のものに限る。）又は国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の四第一項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業所であって、市町村長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。
 - 一 法第五十九条の二第一項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものに限る。）
 - 二 児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務又は同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第六条の三第九項第一号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの
- 6 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、第一項本文の規定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（以下この項において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。
- 7 事業所内保育事業（第三十七条第二項の規定により定める利用定員が二十人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の

確保に当たって、第一項第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第六条の三第十二項第二号に規定する事業を行うものであって、市町村長が適当と認めるもの（附則第五条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第一項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

9 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満三歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満三歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第四十三条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第二十九条第三項第二号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第二十九条第三項第一号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定地域型保育事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定地域型保育事業者は、前三項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

一 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品

二 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用

三 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

四 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

5 特定地域型保育事業者は、前四項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。

6 特定地域型保育事業者は、第三項及び第四項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第四項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（特定地域型保育の取扱方針）

第四十四条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第三十五条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。

（特定地域型保育に関する評価等）

第四十五条 特定地域型保育事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（運営規程）

第四十六条 特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第五十条において準用する第二十三条において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 提供する特定地域型保育の内容

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

五 第四十三条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びそ

の額

六 利用定員

七 特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（第三十九条第二項に規定する選考方法を含む。）

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 虐待の防止のための措置に関する事項

十一 その他特定地域型保育事業の運営に関する重要事項
（勤務体制の確保等）

第四十七条 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
（定員の遵守）

第四十八条 特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第四十六条第五項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第二十四条第六項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（記録の整備）

第四十九条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満三歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

一 第四十四条に定めるものに基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画

二 次条において準用する第十二条の規定による特定地域型保育の提供の記録

三 次条において準用する第十九条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において準用する第三十二条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（準用）

第五十条 第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第十一条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満三歳未満保育認定子どもに限り、特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この款において同じ。）について」と、第十二条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第十四条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第一項中「施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。以下）とあるのは「地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第十九条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第二項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第十九条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。

第三款 特例地域型保育給付費に関する基準

（特別利用地域型保育の基準）

第五十一条 特定地域型保育事業者が法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満三歳未満保育認定子ども（次条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前

子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次条第三項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第四十条第二項を除き、前条において準用する第八条から第十四条まで（第十条及び第十三条を除く。）、第十七条から第十九条まで及び第二十三条から第三十三条までを含む。次条第三項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第三十九条第二項中「利用の申込みに係る法第十九条第三号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満三歳未満保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「同条第一号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第五十二条第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号」とあるのは「法第十九条第三号」と、「法第二十条第四項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満三歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう。」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第二号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「前二項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第五項中「前四項」とあるのは「前三項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第五十二条 特定地域型保育事業者が法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第四十六条第一項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第一項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第一項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第四十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第二項中「法第二十九条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法第三十条第二項第三号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第四項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満三歳以上保育認定子どもに対するもの及び満三歳以上保育認定子ども（令第四条第一項第二号に規定する満三歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第十三条第四項第三号イ又はロに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

第二章 特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

（趣旨）

第五十三条 法第五十八条の四第二項の内閣府令で定める特定子ども・子育て支援施設等（法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）の運営に関する基準は、この章に定めるところによる。

（教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供の記録）

第五十四条 特定子ども・子育て支援提供者（法第三十条の十一第三項に規定する特定子ども・子育て支援提供

者をいう。以下同じ。)は、特定子ども・子育て支援(同条第一項に規定する特定子ども・子育て支援をいう。以下同じ。)を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(利用料及び特定費用の額の受領)

第五十五条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を提供したときは、施設等利用給付認定保護者(法第三十条の五第三項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。以下同じ。)から、その者との間に締結した契約により定められた特定子ども・子育て支援の提供の対価(子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十六に規定する費用(以下「特定費用」という。)に係るものを除く。以下「利用料」という。)の額の支払を受けるものとする。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定費用の額の支払を施設等利用給付認定保護者から受けることができる。この場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、あらかじめ、当該支払を求める金銭の用途及び額並びに理由について書面により明らかにするとともに、施設等利用給付認定保護者に対して説明を行い、同意を得なければならない。

(領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付)

第五十六条 特定子ども・子育て支援提供者は、前条の規定による費用の支払を受ける際、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、領収証を交付しなければならない。この場合において、当該領収証は、利用料の額と特定費用の額とを区分して記載しなければならない。ただし、前条第二項に規定する費用の支払のみを受ける場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、特定子ども・子育て支援提供者は、当該支払をした施設等利用給付認定保護者に対し、当該支払に係る特定子ども・子育て支援を提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

(法定代理受領の場合の読替え)

第五十七条 特定子ども・子育て支援提供者が法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける場合における前二条の規定の適用については、第五十五条第一項中「額」とあるのは「額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第一項中「利用料の額」とあるのは「利用料の額から法第三十条の十一第三項の規定により市町村から支払を受けた施設等利用費の額を控除して得た額」と、前条第二項中「前項の場合において、」とあるのは「法第三十条の十一第三項の規定により市町村から特定子ども・子育て支援に係る施設等利用費の支払を受ける」と、「当該支払をした」とあるのは「当該市町村及び当該」と、「交付しなければならない。」とあるのは「交付し、及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、当該施設等利用給付認定保護者に係る施設等利用費の額を通知しなければならない。ただし、当該特定子ども・子育て支援が、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園、幼稚園若しくは特別支援学校又は法第七条第十項第五号に掲げる事業において提供されるものである場合には、当該市町村及び当該施設等利用給付認定保護者に対し、特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することを要しない。」とする。

(施設等利用給付認定保護者に関する市町村への通知)

第五十八条 特定子ども・子育て支援提供者は、特定子ども・子育て支援を受けている施設等利用給付認定子ども(法第三十条の八第一項に規定する施設等利用給付認定子どもをいう。以下同じ。)に係る施設等利用給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該支給に係る市町村に通知しなければならない。

(施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第五十九条 特定子ども・子育て支援提供者は、施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(秘密保持等)

第六十条 特定子ども・子育て支援を提供する施設若しくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定子ども・子育て支援提供者は、小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対して、施

設等利用給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第六十一条 特定子ども・子育て支援提供者は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 特定子ども・子育て支援提供者は、第五十四条の規定による特定子ども・子育て支援の提供の記録及び第五十八条の規定による市町村への通知に係る記録を整備し、その完結の日から五年間保存しなければならない。

第三章 雑則

(電磁的記録等)

第六十二条 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者又は特定子ども・子育て支援提供者(以下この条において「特定教育・保育施設等」という。)は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この府令の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第四項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者(以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。)の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者等の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者等のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第二項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、第二項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第二項から第五項までの規定は、この府令の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第二項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第四項」とあるのは「第六項において準用す

る第四項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第三項中「前項各号」とあるのは「第六項において準用する前項各号」と、第四項中「第二項」とあるのは「第六項において準用する第二項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第一号中「第二項各号」とあるのは「第六項において準用する第二項各号」と、第五項中「前項」とあるのは「第六項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第二項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この府令の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(特定保育所に関する特例)

第二条 特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第十三条第一項中「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満三歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第六条第一項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第十九条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第二項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」と、同条第三項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第十九条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第六条第一項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第六条及び第七条の規定は適用しない。

2 特定保育所は、市町村から児童福祉法第二十四条第一項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三条 削除

(利用定員に関する経過措置)

第四条 小規模保育事業C型にあっては、この府令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十七条第一項中「六人以上十人以下」とあるのは「六人以上十五人以下」とする。

(連携施設に関する経過措置)

第五条 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第四十二条第一項本文の規定にかかわらず、この府令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

附 則（平成二九年三月三十一日内閣府令第一八号）抄

(施行期日)

1 この府令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年一月三十一日内閣府令第四号）

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年五月三十一日内閣府令第七号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年五月三十一日内閣府令第八号）

(施行期日)

1 この府令は、令和元年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下この項において「新運営基準」という。）に従い、又は参酌して定める子ども・子育て支援法第三十四条第二項又は第四十六条第二項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす。

附 則 （令和二年四月一日内閣府令第三三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日内閣府令第二三号）

この府令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年八月二日内閣府令第五三号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和四年三月三十一日内閣府令第二五号）

（施行期日）

1 この府令は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（以下この項において「新運営基準」という。）第五十七条の規定により読み替えて適用する新運営基準第五十六条第二項の規定及び子ども・子育て支援法施行規則第五十九条の二第二項の規定は、この府令の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法第三十条の十一第一項に規定する特定子ども・子育て支援について適用し、同日前に行われた特定子ども・子育て支援については、なお従前の例による。

附 則 （令和四年一二月一六日内閣府令第六五号）

この府令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和五年三月三十一日内閣府令第三三号）

この府令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 （令和五年九月一五日内閣府令第六七号）

この府令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年九月十六日）から施行する。ただし、第一条中特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第三十五条第三項及び第三十六条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

4 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

平成 26 年 9 月 22 日

条例第 99 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準)

第 3 条 第 1 条の基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「運営基準」という。)(附則第 4 条を除く。)に定めるところによる。

(運営基準等の改正に伴う経過措置)

第 4 条 運営基準(運営基準を改正する命令を含む。)の改定により、現にこの条例の規定による基準に適合している特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日施行、告示第 138 号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(令和元年 9 月 19 日条例第 15 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

5 家庭的保育事業等の認可等について

雇児発1212第6号
平成26年12月12日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

家庭的保育事業等の認可等について

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（注）において、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業（以下、「家庭的保育事業等」という。）が市町村（特別区を含む。以下同じ。）の認可事業とされ、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第3項各号に家庭的保育事業等の認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、認可するものとするとしてされたことから、今般、家庭的保育事業等の認可の指針を下記のとおり定めたので、貴職において家庭的保育事業等の認可を行う際に適切に配慮願いたい。

（注）子ども・子育て関連3法・・・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）

記

第1 家庭的保育事業等の認可の指針

1 認可制度について

法第34条の15第3項各号に家庭的保育事業等の認可に関する審査基準等が定められるとともに、当該地域で保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から家庭的保育事業等の認可に係る申請があった場合には、認可するものとするとしてされており、認可に当たっては、法の規定を踏まえて審査を行うこと。

2 地域の状況の把握及び家庭的保育事業等の認可に係る基本的な需給調整の考え方

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）に即し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、子ども・子育て支援事業計画を定めることとされており、市町村においては、当該計画を立案し、基本指針第三の二の二の（二）の（二）「市町村の認可に係る需給調整の考え方」を踏まえて、家庭的保育事業等の認可申請への対応を検討すること。

3 家庭的保育事業等の認可申請に係る審査等

家庭的保育事業等認可申請については、2を踏まえつつ、個別の申請の内容について、以下の点を踏まえ審査等を行うこと。

(1) 定員

家庭的保育事業等の定員は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。）にあつては6人以上10人以下（ただし、同省令附則第5条の規定に基づき、同省令の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、6人以上15人以下とすることができる。）、居宅訪問型保育事業にあつては1人、事業所内保育事業にあつては、同省令第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの合計人数に係る定員枠を設けること

(2) 社会福祉法人又は学校法人による認可申請

認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ）は、法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準によって審査すること。

(3) 社会福祉法人及び学校法人（以下「社会福祉法人等」という。）以外の者による認可申請

社会福祉法人等以外の者から家庭的保育事業等の認可に関する申請があった場合には、法第34条の16第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、法第34条の15第3項各号に掲げられた基準によって審査すること。その際の基準については以下のとおりであること。

ア 当該家庭的保育事業等を経営するために、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）

ト

参考に、事業規模に応じた、必要な経済的基礎があると市町村が認めること。また、当該認可を受ける主体が他事業を行っている場合については、直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと

イ 当該家庭的保育事業等の経営者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。

ウ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、（ア）及び（イ）のいずれにも該当する

か、又は(ウ)に該当すること。ただし、(イ)については、事業者の事業規模等に応じ、市町村が認める場合に必要に応じて要件を課すこととする。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいうこと。

(ア) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

(イ) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

(ウ) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

エ 法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準に該当しないこと。

(4) 社会福祉法人等以外の者に対する認可の際の条件

社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合については、以下の条件を付すことが望ましいこと。

ア 法第34条の16第1項の基準を維持するために、設置者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。

イ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。

ウ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別紙1の借入金明細書、及び別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。

エ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市町村長に対して提出すること。

(ア) 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し市町村が必要と認める書類

(イ) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別紙1の借入金明細書、別紙2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

(5) 認可の取消しについて

市町村長は、法第58条第2項に規定を踏まえ、家庭的保育事業等が法若しくは法に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、当該家庭的保育事業等に対し、期限を定めて必要な措置をとるべき旨を命じ、さらに当該家庭的保育事業等がその命令に従わないときは、期間を定めて事業の停止を命じることがあり、その際、当該家庭的保育事業等がその命令に従わず他の方法により運営の適正を期しがたいときは、認可の取消しを検討すること。

ただし、当該違反が、乳幼児の生命身体に著しい影響を与えるなど、社会通念上著しく悪質であり、改善の見込みがないと考えられる場合については、速やかな事業の停止や認可の取消しを検討すること。

第2実施期日等

この通知は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4に規定する技術的な勧告に当たるものである。

別紙 1

借入金明細書（短期運営資金借入金を除く）

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位：円)

区分	借入先	区分	期首 残高 ①	当 期 借 入 金 ②	当 期 償 還 額 ③	差引期末残高 ④=①+②- ③ (うち1年以 内償還予定 額)	元金償 還 補助金	利率%	支払利息		返済期 限	使途	担保資産				
									当 期 支 出 額	利 息 補 助 金 収 入			種 類	地 番 未 た は 内 容	帳 簿 価 額		
設備資金借入金						()											
						()											
						()											
						()											
	計					()											
長期運営資金借入金						()											
						()											
						()											
						()											
	計					()											
	合計					()											

別紙 2

基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

自 年 月 日
至 年 月 日

区 分

資産の種類及び 名称	期首帳簿価 額(A)		当期増加額 (B)		当期減価償却 額(C)		当期減少額 (D)		期末帳簿価額 (E = A + B - C - D)		減価償却累計 額(F)		期末取得原価 (G = E + F)		摘要
	うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		
基本財産（有形 固定資産）															
土地															
建物															
基本財産合計															
その他の固定資産 (有形固定資産)															
土地															
建物															
市経費															
○○○															
その他の固定資産（前 取用の資産）合計															
基本財産及びその他の 固定資産（有形固定資 産）															
特定用途の資産															
差 引															

6 大阪市家庭的保育事業等の認可に関する審査基準

大阪市家庭的保育事業等の認可に関する審査基準

(趣旨)

第1条 この審査基準は、本市が家庭的保育事業等の認可を行う際の審査の基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この審査基準の用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号、以下「省令」という。）及び大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第101号、以下「条例」という。）の定めるところによる。

(認可の基準)

第3条 法第34条の15第3項に規定する認可申請に当たって、市長は、条例、法その他関係法令のほか、申請者が社会福祉法人又は学校法人（以下、「社会福祉法人等」という。）である場合においては、法第34条の15第3項第4号に掲げられた基準及び本審査基準第8条から第24条までに掲げる基準により審査することとし、申請者が社会福祉法人等以外の者である場合においては次条から第24条までに掲げる基準により審査するものとする。

(経済的基礎)

第4条 法第34条の15第3項第1号に規定する「当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎」とは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 家庭的保育事業等を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受ける場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる土地又は建物であり、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (2) 事業計画に基づいて安定的な運営が可能（家庭的保育事業等の年間事業費の12分の2以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していることを目安とする。）であること。
- (3) 申請者について、直近の会計年度において、家庭的保育事業等を経営する事業以外の事業を含む全体の財務内容が、3年以上連続して損失を計上していないこと。

(社会的信望)

第5条 法第34条の15第3項第2号に規定する「当該家庭的保育事業等を行う者が社会的信望を有すること」とは、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 事業を実施するにあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。
- (2) 大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第8条第1項第6号に基づき、事業実施者になろうとする者が、同条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。
- (3) 本事業を実施するにあたり安全・安心の確保に疑義が生じていないこと。

(実務を担当する幹部職員)

第6条 法第34条の15第3項第3号に規定する「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、(1)及び(2)のいずれにも該当するか、又は(3)に該当すること。なお、この場合の「保育所等」とは、保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等をいう。

- (1) 実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。
- (2) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（家庭的保育事業等の運営に関し、当該家庭的保育事業等の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。ただし、本号の適用は定員10人以上又は複数の事業所を経営している法人に限るものとする。複数事業所を経営する法人については、事業所ごとではなく、複数事業所について法人で1委員会を設置することも可能とする。
- (3) 経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(社会福祉法人等以外の者に対する認可)

第7条 市長は、社会福祉法人等以外の者に対して家庭的保育事業等の認可を行う場合、以下の条件を付すこととする。

- (1) 法第34条の16第1項の基準を維持するために、事業者に対して必要な報告を求めた場合には、これに応じること。
 - (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第50条により準用された同令第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書においては、家庭的保育事業等を経営する事業に係る区分を設けること。
 - (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、(2)に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び別表1の借入金明細書、及び別表2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書を作成すること。
 - (4) 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、家庭的保育事業等を経営する事業に係る現況報告書を添付して、市長に対して提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表、前会計年度の収支計算書又は損益計算書など会計に関し本市が必要と認める書類
 - イ 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、家庭的保育事業等を経営する事業に係る前会計年度末における企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、別表1の借入金明細書、別表2の基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
- 2 個人において確定申告を行っている場合及び企業の会計の基準による会計処理を行っている場合において、会計期間が一年に満たない又は、会計期間が4月1日から3月31日ではないときは、4月1日から3月31日を会計期間として貸借対照表等を作成すること。なお、法人については、必ず月次試算表を作成するとともに、各事業主体における議決機関の承認を

受けること。

(建物設備基準)

第8条 家庭的保育事業等の建物構造及び施設の設備は、条例、省令、建築基準法(昭和25年法律第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)、建築基準法施行条例(平成12年大阪市条例第62号)、建築基準法施行細則(昭和35年大阪市規則第42号)その他関連法令による基準を満たす建物及び設備を有しなければならない。

2 家庭的保育事業等に使用する建物については、現行の建築基準法施行令に基づく耐震基準(以下「新耐震基準」という。)により建築された建物であること。これにより難しい場合、又は、新耐震基準以前の基準により建築された建物の場合は、新耐震基準を有していることが確認されていること。

(利用定員の設定)

第9条 法第6条の3第9項、第10項及び第12項に規定する「利用定員」は、原則0歳児、1歳児及び2歳児について設定するものとして、年齢が上がるにつれて定員が多くなるような構成とすること。

(連携施設)

第10条 省令第6条に規定する「連携施設」は、同令同条第1号から第3号について各号ごとに複数の施設を設定することも、1施設が複数の内容の連携施設となることも可能とする。

2 省令第6条に規定する「連携施設」の取扱いは、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年9月5日雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)2(2)に従うものとする。

(非常災害)

第11条 省令第7条第1項に規定する「軽便消火器等の消火用具」とは、粉末(ABC)消火器又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

2 省令第7条第1項に規定する「非常災害に必要な設備」とは、非常警報器具又は非常警報設備をいう。

(他の社会福祉施設との併設)

第12条 省令第10条に規定する「社会福祉施設」には、社会福祉事業も含むものとする。

(保育内容)

第13条 省令第25条に規定する家庭的保育事業者が保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するに当たっては、保育所保育指針で示す事項を踏まえ、次に掲げることを参考とすること。

(1) 感染症の発生予防に関し、「「保育所における感染症対策ガイドライン」の改訂について(送付)」(平成24年11月30日雇児保発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)等の関係通知を参考とすること。

(2) 衛生管理に関し、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成9年3月24日衛食第85号別添)、「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」(平成9年6月30日衛食第201号厚生省生活衛生局食品保健課長通知)、「加熱調理を前提とした食品による食中毒の予防について」(平成28年11月28日生食監発1128第1号、消食表第745号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長、消費者庁食品表示企画課長連名通知)、「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドラインについて」(平成19年)の関係通知を参考とすること。

(3) 事故防止及び安全対策に関し、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」(平成27年2月16日府政共生96号、26初幼教第30号、雇児保発0216第1号内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(少子化対策担当)、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知)及び「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月)等の関係通知を参考とすること。また、アレルギーへの配慮に関し、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月厚生労働省)等の関係通知を参考とすること。

(4) 食事の提供に関し、(2)に定めるもののほか、「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日雇児第86号厚生省児童家庭局長通知)、「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」(平成27年3月31日雇児発0331第1号・障発0331第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)、「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(平成27年3月31日雇児母発0331第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「授乳・離乳の支援ガイド」(平成19年3月14日)及び「乳幼児の保育施設における「食」のマニュアルー改訂版一」(平成27年大阪市こども青少年局)等の関係通知を参考とすること。

(食事の提供の特例)

第14条 省令第16条第1項の規定により、搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により食事を提供するときは、「保育所における食事の提供について」(平成22年6月1日雇児発0601第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を準用する。

(開所日数及び開所時間)

第15条 家庭的保育事業等を行うに当たっては、1年の開所日数は日曜日及び国民の祝日及び年末年始を除いた日を原則とし、1日の開所時間は11時間を原則とする。

(搬入施設)

第16条 省令第16条第2項第2号の規定は、当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業、事業所内保育事業若しくは企業主導型保育事業(子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハに規定するものをいう。)を行う事業所、社会福祉施設、医療機関に適用する。

2 省令第16条第2項第3号の規定は、本市においては適用しない。

(調理設備等)

第17条 省令第15条第1項、第22条第4号、第28条第1号(第32条及び第48条において準用する場合も含む。)及び第33条第1号に規定する「調理設備」とは、加熱を行うための設備、冷蔵を行うための設備、流し、給食を配膳するための器具及びスペース並びにコンロ等とする。なお、調理設備はその他の設備と区画するものとする。

2 省令第16条第1項に規定する「調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備」は、再加熱を行うための設備、冷蔵を行うための設備、流し、給食を配膳するための器具及びスペース並びにコンロ等とする。なお、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備はその他の設備と区画するものとする。

3 省令第16条第1項第1号から第3号までに掲げる体制は、「保護施設等における調理業務の委託について」(昭和62年3月9日社施第38号厚生省社会局長・児童家庭局長通知)及び「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)に従って実施する体制であることとする。

(職員の健康診断)

第18条 省令第17条第4項に規定する「職員の健康診断」は、採用時及び1年に1回の定期健康診断を労働安全衛生法に基づいて行うものとする。

2 省令第17条第4項に規定する「利用乳幼児の食事を調理するものにつき、綿密な注意」とは、利用乳幼児の食事を調理する者及び保育に従事する職員について毎月1回検便を行うものとする。

(嘱託医)

第19条 省令第23条第1項、第29条第1項、第31条第1項、第34条第1項、第44条第1項、第47条第1項に規定する「嘱託医」とは、嘱託医及び嘱託歯科医とする。

(家庭的保育者)

第20条 省令第23条第2項若しくは省令第34条第2項に規定する「家庭的保育者」は、専任かつ常勤であるものとする。

(職員)

第21条 省令第29条第2項に規定する保育士の数は、同項各号に規定する方法により乳幼児の区分ごとに算定した数(10分の1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数)を合算した数(1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数)に1を加えた数以上とする。ただし、同項各号に規定する方法により乳幼児の区分ごとに算定した数を合算した数に1を加えた数が1人の場合の保育士の数は2人とする。

2 省令第29条第2項に規定する保育士の数に短時間勤務の職員を充てる場合は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日児発第85号厚生省児童家庭局長通知)に掲げる要件を満たすこととし、保育士の数の算定に当たっては、短時間勤務の職員の1か月の勤務時間数の合計を常勤職員の1か月の勤務時間数で割った数(1未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して得た数。)に換算して、保育士の数の対象となる常勤職員の数に加え、保育士の数とする。

3 本条第1項及び前項の規定は、省令第31条第2項に規定する保育従事者の数、省令第44条第2項に規定する保育士の数及び省令第47条第2項に規定する保育従事者の数に準用する。

4 省令第23条第3項、省令第29条第2項、省令第31条第2項、省令第34条第2項に規定する保育従事者の数について、保育室が2部屋以上に区画され、相互に保育室の全体が見渡せない場合は、それぞれの保育室において保育従事者の配置基準を満たすものとする。

5 省令第31条第3項及び省令第47条第3項に規定する保健師又は看護師は、保育士資格のない保育従事者とのみで保育を行ってはならない。

6 第1項、第3項及び条例第8条に規定の保育士及び保育従事者数に加えて休憩時間を確保するための非常勤の保育従事者を1人加配すること。また、保育標準時間認定子どもを受け入れる場合は、さらに非常勤の保育従事者を1人加配すること。

(管理者等)

第22条 小規模保育事業A型、B型又は事業所内保育事業においては、次に掲げる要件を満たす管理者を配置するものとする。

(1) 専従及び常勤であること。ただし、管理者が保育士資格を有する者である場合、前条第1項及び第3項で規定する保育士又は保育従事者の数に加えることができるものとする。

(2) 保育士資格を有する者であって、児童福祉施設、大阪市保育ママ保育室、市町村に届け出のある認可外保育施設において、通算5年以上又は連続して2年以上の保育士勤務経験を持つ者であること。

2 前項に規定する管理者の要件と同等の要件を満たす者を保育責任者として配置する場合、管理者は前項に規定する要件を満たさないものでも可能とする。この場合、保育責任者は保育従事者として兼務することを可能とする。

3 小規模保育事業C型においては第1項に定める管理者を配置することができる。なお、配置しない場合で家庭的保育者が複数人いるときはそのうち1人を管理者とするものとする。

4 家庭的保育事業においては、家庭的保育者が管理者を兼ねるものとする。

(屋外遊戯場)

第23条 省令第22条第1項第5号、省令第28条第1項第4号及び省令第43条第1項第5号で規定する屋外遊戯場等について、次に掲げる要件を満たすときは、屋上又は公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けることができる。

(1) 屋上に屋外遊戯場等を設けるときは、「児童福祉施設最低基準の一部改正について」(平成14年12月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の第2の5に掲げる要件を満たすこと。

(2) 公園等の代替地に屋外遊戯場等を設けるときは、「待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について」(平成13年3月30日雇保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)の1の(2)に掲げる要件を満たすこと。

(事業所内保育事業地域枠)

第24条 事業所内保育事業者は、法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定する乳児又は幼児が利用する定員枠の子どもを、省令第42条に規定する法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児が利用する定員枠を使用して入所させてはならない。

(賠償責任保険)

第25条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第50条において準用する第32条第4項において、その提供した保育により賠償すべき事故が発生した場合については損害賠償を速やかに行うことが規定されていることから、家庭的保育事業者等については事故等の発生による保障を円滑に行うことができるよう、賠償責任保険に加入すること。

附則

1 この審査基準は、平成27年4月1日より施行する。

(連携施設に関する経過措置について)

2 省令附則第3条の連携施設に関する経過措置は、各家庭的保育事業者等が連携施設の確保に努め、そのうえで止むを得ないと本市が認めた場合に適用するものとし、経過措置の適用は家庭的保育事業等の認可に際して個別に審査するものとする。

附則

1 本審査基準は、平成27年5月1日より施行する。

附則

1 本審査基準は、平成29年2月20日より施行する。

附則

1 本審査基準は、平成30年8月1日より施行する。

附則

1 本審査基準は、令和2年4月2日より施行する。

(別表1) 借入金明細書

区分	借入先	区分	期首 残高 ①	当期 借入金 ②	当期 償還額 ③	差引期末残高 (4)=①+②-③ (うち1年以内償還予定額)	元金 償還 補助金	利率 (%)	支払利息		返済 期限	用途	担保資産				
									当期 支出額	利息 補助金 収入			種類	地番 又は 内容	帳簿 価格		
設備 資金 借入金						()											
						()											
						()											
						()											
	計					()											
長期 運営 資金 借入金						()											
						()											
						()											
						()											
	計					()											
合計						()											

(別表2) 基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書

資産の種類及び 名称	期首帳簿価額 (A)		当期増加額 (B)		当期減価償却額 (C)		当期減少額 (D)		期末帳簿価額 (E = A + B - C - D)		減価償却累計額 (F)		期末取得原価 (G = E + F)		概要
	うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		うち国庫 補助金等 の額		
基本財産 (有形固定資産)															
土地															
建物															
基本財産合計															
その他の固定資産 (有形固定資産)															
土地															
建物															
車輛運搬費															
〇〇〇															
その他の固定資産（有 形固定資産）合計															
基本財産及びその他の 固定資産（有形固定資 産）計															
将来入金予定の 償還補助金の額															
差引															

7 大阪市家庭的保育事業等認可等要綱

大阪市家庭的保育事業等認可等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の15第2項の規定に基づく家庭的保育事業等の認可及び認可内容の変更等について、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）、大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第101号、以下「条例」という。）大阪市家庭的保育事業等の認可に関する審査基準（平成27年4月1日、以下「審査基準」という。）に定めるほか、基準及び手続その他必要な事項を定める。

(認可の基本方針)

第2条 市長は、家庭的保育事業等の認可にあたっては、入所待機児童数、人口数、就学前児童数及び地域の現状や将来の動向などを分析し、その必要性を審査する。

(家庭的保育事業等の実施に関する公募及び協議)

第3条 市長は、地域における今後の保育需要見込みなどにより、事業運営にかかる予定者（以下、事業運営予定者）を公募し、事業運営予定者（事業所内保育事業を委託により実施する場合においては、委託元及び委託先を含む。以下同じ。）を選定するものとする。

2 市長は、やむを得ない事情がある認められる場合には、公募以外の方法で事業運営予定者を選定できるものとする。

(審査)

第4条 市長は、事業の認可又は次に掲げる事項にかかる内容変更の協議があり、今後の保育需要見込みなどにより認可又は認可内容の変更が必要と認める場合は、大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育事業認可前審査部会にて審査のうえ意見を聴き、事業運営予定者等を決定する。

(1) 事業者等の変更（第7条第1項ただし書きに定める場合は除く。）

(2) 事業所の種類（第8条第2項(2)ただし書きに定める場合は除く。）

(3) 事業所の所在地の変更（ただし、建物の事情等やむを得ない事情がある場合、軽微な変更の場合、若しくは市長が認める場合は除く。）

(4) その他、市長が必要と認める事項

2 事業所内保育事業の運営を委託する場合については、委託元だけでなく、委託先の財務内容等法人の運営状況も審査対象とする。

(設置認可の申請)

第5条 運営にかかる事業者が、前条の規定に基づく意見聴取を経て事業運営予定者として選定されたときは、「家庭的保育事業等認可申請書」（様式家第1号）に必要書類を添付したうえで、市長へ提出すること。

2 市長は、前項の申請を受け、法令、規則、条例及び審査基準に適合している場合は、「家庭的保育事業等認可について」（様式家第2号）により認可し、こども青少年局長は、「家庭的保育事業等認可について」（様式家第3号）により家庭的保育事業

業所等の所在する区の区長（以下、「所在区長」という。）へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請を受け、第3条規定の協議内容と相違があり、又は法令、規則、条例及び審査基準に適合していない場合は、理由を付したうえで「家庭的保育事業等不認可について」（様式家第2号）により認定しないこととし、こども青少年局長は、「家庭的保育事業等不認可について」（様式家第3号）により区長へ通知するものとする。

(休業の届出及び申請)

第6条 事業者が法第34条の15第7項の規定に基づき、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、1年前までにその時期や児童の保育の継続調整について市長及び当該家庭的保育事業所等が所在する区長と協議すること。また、社会福祉法人については、合わせて当該法人所轄庁と協議すること。協議合意後、事業者は、廃止、又は休止しようとする30日前までに、「家庭的保育事業等（休止・廃止）申請書」（様式家第4号）に必要書類を添付し、市長へ提出すること。

2 市長は、前項の申請を受け、「家庭的保育事業等（休止・廃止）の承認について」（様式家第5号）により承認し、こども青少年局長は、「家庭的保育事業等（休止・廃止）の承認について」（様式家第6号）により所在区長へ通知するものとする。

(事業者の変更)

第7条 事業者の変更にあたっては原則、第3条第1項及び第4条の手続を経た後、「家庭的保育事業等廃止申請書」（様式家第4号）及び「家庭的保育事業等認可申請書」（様式家第1号）に必要書類を添付し、市長へ提出することにより行う。ただし、地域型保育事業所を運営している事業者が発起人として設立時発行株式の全部を引き受ける方法により設立した会社であって、発起人に、運営している地域型保育事業所の事業者以外を含まない会社への事業譲渡による場合及び株式会社において完全子会社の吸収合併を行う場合及び完全子会社を設立する場合、第3条第1項及び第4条の手続は不要とすることができるが、市長への事前協議を変更予定日から起算して3か月以上前に行い、以下の要件を満たすこと。

(1) 事業の譲渡先となる会社について、審査基準第4条から第7条までに掲げる基準を満たすこと。

(2) ただし書きの発起人が会社である場合については、完全子会社とすること。

(3) ただし書きの発起人たる個人事業主が複数ある場合、各発起人は事業規模等に応じた株式数とすること。なお、議決権の異なる取扱いや制限を行わないこと。また、株式会社においては、特別議決を単独で成立できる株主がないこと。

(4) 事業者の変更に伴う認可申請を行う際には、「家庭的保育事業等認可申請書」（様式家第1号）のほか以下に掲げる書類

の提出を行うこと。

ア 「事業者の変更に伴う資産の移転に係る計画の提出について」（様式家第7号）

イ「事業者の変更に伴う資産の移転の完了について」（様式家第8号）（ただし、本書類は認可後、資産移転が完了した時点で速やかに提出すること。）

第7条の2 事業所内保育事業を委託により実施する場合において、委託先を変更しようとするときは、事業者は1年前までに市長と協議を行うこと。協議後、市長は、第4条に定める大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育事業認可前審査部会において審査のうえ意見を聴き、委託先を決定する。

ただし、変更しようとする委託先が認可主体であり、変更後の委託先が新たに認可主体となる場合においては、第7条第1項本文の手続を経たうえで、「家庭的保育事業等廃止申請書」（様式家第4号）及び「家庭的保育事業等認可申請書」（様式家第1号）により行うものとする。

（変更の届出）

第8条 事業者は、次に掲げる事項について変更がある場合は、「家庭的保育事業等認可内容変更届出書」（様式家第9-1号）に必要書類を添付し、変更のあった日から起算して1月以内に市長へ提出すること。

(1) 経営の責任者（新たな責任者の氏名、生年月日、住所、職名及び経歴）

(2) 役員（新たな役員の氏名、生年月日、住所、職名及び経歴）

(3) 主たる事務所の所在地・連絡先

(4) 定款・寄附行為等

2 事業者は、次に掲げる事項について変更がある場合は、事前に市長と協議を行うこと。協議後、「家庭的保育事業等認可内容変更届出書」（様式家第9-2号）に必要書類を添付し、変更前に市長へ提出すること。ただし、第4条第1項(2)(3)(4)に該当する場合には、第4条第1項の手続を経ること。

(1) 事業所の名称

(2) 事業所の種類

(3) 事業所の所在地（連絡先を含む）

(4) 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

(5) 敷地面積（所有形態、使用方法を変更する場合も含む）

(6) 屋外遊戯場の面積

(7) 認可定員（年齢構成を含む）

(8) 運営規程（開園時間、保育標準時間、保育短時間及び食事の提供方法を含む。）

(9) 連携施設の設定、変更

3 次に掲げる事項について変更がある場合は、事業者が「管理者変更（配置）届出書」（様式家第10号）に必要書類を添付し、変更前に市長へ提出すること。

(1) 管理者

(2) 基本分単価における管理者配置要件の適用

4 市長は、第1項及び第2項で定める届出を受理した場合は、「家庭的保育事業等認可内容変更届出書の受理について」（様式家第11号）により事業者へ通知することとする。

5 とも青少年局長は、第2項で定める届出を受理した場合は、「家庭的保育事業等認可内容変更届出書の受理について」（様式家第12号）により所在区長へ通知することとする。

6 市長は、第3項で定める届出を受理した場合は、「管理者変更（配置）届出書の受理について」（様式第13号）により事業者へ通知し、とも青少年局長は、「管理者変更（配置）届出書の受理について」（様式家第14号）により所在区長へ通知することとする。

（運営委員会の設置・開催について）

第9条 審査基準第6条第2号において規定する社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（以下、「運営委員会」という。）の設置・運営については、次の各号に定めるところによる。

(1) 運営委員会を設置した場合には、原則として、これを諮問機関とする。

(2) 当該事業の事業者における役職員が運営委員総数の過半数を超えてはならないこと。

(3) 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を運営委員会の委員に加えること。「社会福祉事業について知識経験を有する者」とは、社会福祉に関する教育を行う者、社会福祉に関する研究を行う者、社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を持つ者、公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者をいう。法34条の15第3項第3号に定める「実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること」とは、審査基準第22条第1項第2号に該当するものである。

ただし、事業所内保育事業については、審査基準第24条における省令第42条に規定する法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児が利用する定員枠及び法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定する乳児又は幼児が利用する定員枠（以下、「従業員枠」という。）それぞれの保育サービスの利用者を運営委員会の委員に加えること。

2 運営委員会については、少なくとも年1回以上開催することとし、次の各号に定める内容の審議及び報告を行うこと。

(1) 管理者及び保育責任者の任免及びその他重要な人事

(2) 運営規程、重要事項説明書、利用契約内容の変更

(3) 保育計画及び保育目標（保育課程）の報告

(4) 保育中の事故等についての報告

(5) 利用者からの意見及び苦情についての報告

(6) 保育に関する新たな事業の経営又は受託の報告

(7) 各事業所における予算及び決算の報告

(8) 連携施設の卒園児の受入内容の変更の報告

3 運営委員会の実施においては、議事録を作成することとし、その内容について利用者へ

周知すること。運営委員会において作成する議事録に記載すべき内容については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 開催年月日・時刻
 - (2) 開催場所
 - (3) 運営委員会委員総数及び出席委員数
 - (4) 出席委員氏名、欠席委員氏名
 - (5) 定足数の確認
 - (6) 議長及び議事録署名人の選任に関する事項
 - (7) 議案議事案件（提出議案資料を添付のこと）
 - (8) 議案に関する発言内容（議事の経過及びその結果を記録）
 - (9) 報告事項（提出説明資料を添付のこと）
 - (10) 委員長及び議事録署名人の署名又は記名押印、署名年月日
- 4 運営委員会については、過半数の出席をもって成立することとし、書面による議決への参加は認めない。また、必ず保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）が参加していること。
- 5 運営委員会での審議及び報告については、議事録の掲示等により利用者へ周知しなければならない。また、運営委員会開催年度の翌年度の6月末日までに市長へ議事録及び運営委員会提出説明資料を提出すること。

（事業所内保育事業）

第10条 委託元事業者が事業所内保育事業を委託する場合には、入所する乳幼児の安全・安心の確保のほか、保育の継続性の担保等を行う必要があるため、その契約内容、委託元事業者と受託事業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交わすとともに、市長へ報告すること。また、止むを得ない場合を除き、事業所にて保育業務に従事する職員については、他事業所との兼務を行わないこと。

なお、受託事業者を認可主体とする場合、運営業務を全面的に委託すること。

2 委託元事業者が保育業務を業者に委託する場合には、次に掲げる事項を明確にすること。

- (1) 4年を超える契約期間とすること。
 - (2) 保育（児童処遇）に係る業務については全て受託事業者が行うこととし、それ以外の業務について、業務分担及び責任の所在について明確にすること。
 - (3) 業務委託費の経費負担等の要件に関すること。
 - (4) 利用乳幼児に対する事故等が発生した場合の責任の所在及び損害賠償等の方法に関すること。
 - (5) 利用者より徴収する費用の収納及び管理についての業務分担及び責任の所在を明確にすること。
 - (6) 利用者からの苦情等の処理についての運営体制に関すること。
 - (7) 受託事業者に対して、委託元から必要な資料の提出を求めることができること。
 - (8) 受託事業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと委託元が認めたととき、その他受託事業者が適正な保育の提供を確保するうえで支障となる行為を行ったときは、市長と協議のうえ、契約期間中であっても委託元において契約を解除できること。
 - (9) 受託事業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。
 - (10) 受託事業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める業務を履行しないため、委託元に損害を与えた場合は、受託事業者は委託元に対し損害賠償を行うこと。
- (11) 私的契約児の入所に係る入所要件及び費用負担に関すること。

（事業所内保育事業の共同運営に係る要件）

第11条 事業所内保育事業において、複数の事業主により共同運営を行う場合については、業務分担及び経費負担を明確にした契約書等を取り交わすこと。

なお、その契約書等には、次に掲げる事項を明確にすること。

- (1) 主たる事業主となる者（業務に係る契約等の主体についても定めておくこと。）
- (2) 運営における業務分担及び責任の所在
- (3) 設置及び運営における費用負担
- (4) 従業員枠における入所割り当て及び優先順位
- (5) 運営における利用者からの苦情等の処理についての運営体制に関すること

（改善命令等）

第12条 市長は、法第34条の17第3項の規定に基づき、認可を受けた家庭的保育事業等が、条例等の関係法令に規定する基準に適合しないと認められる場合は、その事業を行う者に対して必要な改善を勧告し、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合は、必要な改善を命ずることができる。

（事業の停止）

第13条 市長は、法第34条の17第4項の規定に基づき、認可を受けた家庭的保育事業等が、条例等の関係法令に規定する基準に適合せず、かつ、児童福祉に有害であると認められる場合は、その事業を行う者に対して事業の制限又は停止を命ずることができる。

（設置認可の取り消し）

第14条 市長は、認可を受けた家庭的保育事業等を行う者が改善命令や事業の停止命令に従わず、違反した場合は、法第58条第2項の規定に基づき認可の取り消しを行うことができる。

附則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成29年2月20日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和元年7月8日から施行する。

附則

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

8 保育所における調理業務の委託について

平成10年2月18日
児発第86号

各都道府県知事・各指定都市・各中核市市長宛

厚生省児童家庭局長通知

保育所における調理業務の委託について

保育所における調理業務については、これまで施設の職員により行われるものとされていたが、地方分権推進委員会の第2次勧告の指摘等を踏まえ、給食の安全・衛生や栄養等の質の確保が図られていることを前提としつつ、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害しない限りにおいて、下記の事項に留意の上、調理業務の委託を認めることとし、平成10年4月1日から適用することとしたので、適切な実施を期するよう、貴管下市区町村及び保育所に対し周知徹底及び指導方よろしくお願いしたい。

なお、本通知に従い調理業務の委託を行う施設のうち、全ての業務を委託する施設にあつては、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第15号）第1条により、調理員を置かないことができるものである。

記

1 調理業務の委託についての基本的な考え方

保育所における給食については、児童の発育段階や健康状態に応じた離乳食・幼児食やアレルギー・アトピー等への配慮など、安全・衛生面及び栄養面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について保育所が責任をもって行えるよう施設の職員により行われることが原則であり、望ましいこと。しかしながら、施設の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合には、入所児童の処遇の確保につながるよう十分配慮しつつ、当該業務を第三者に委託することは差し支えないものであること。

2 調理室について

施設内の調理室を使用して調理させること。したがって、施設外で調理し搬入する方法は認められないものであること。

3 栄養面での配慮について

調理業務の委託を行う施設にあつては、保育所や保健所・市町村等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。したがって、こうした体制がとられていない施設にあつては、調理業務の委託を行うことはできないものであること。

4 施設の行う業務について

施設は次に掲げる業務を自ら実施すること。

ア 受託事業者に対して、1の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、保育所における給食の重要性を認識させること。

イ 入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。

ウ 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。

エ 毎回、検食を行うこと。

オ 受託業者が実施した給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。

カ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。

キ 随時児童の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。

ク 適正な発育や健康の保持増進の観点から、入所児童及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

5 受託業者について

受託業者は次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

ア 保育所における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うものであること。

イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められるものであること。

ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されているものであること。

エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。

オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施するものであること。

カ 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施するものであること。

キ 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないものであること。

6 業務の委託契約について

施設が調理業務を業者に委託する場合には、その契約内容、施設と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

なお、その契約書には、前記5のア、エ、オ及びカに係る事項並びに次に掲げる事項を明確にすること。

ア 受託業者に対して、施設側から必要な資料の提出を求めることができること。

イ 受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと保育所が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても保育所側において契約を解除できること。

ウ 受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。

エ 受託業者の責任で法定伝染病又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため保育所に損害を与えた場合は、受託業者は保育所に対し損害賠償を行うこと。

7 その他

(1) 保育所全体の調理業務に対する保健衛生面・栄養面については、従来より保健所等による助言・指導をお願いしているところであるが、今後とも保健所や市町村の栄養士の活用等による指導が十分に行われるよう配慮すること。

(2) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市市長は、適宜、上記2から6までの条件の遵守等につき必要な指導を行うものとする。

9 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

雇児発第 0222001 号
平成 17 年 2 月 22 日

都道府県知事、指定都市市長、各中核市市長宛

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

広島県福山市の特別養護老人ホームで発生したノロウイルスの集団感染を受けて、「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の徹底について」（平成 17 年 1 月 10 日老発第 0110001 号）等の中で、速やかな市町村保健福祉部局への連絡等の徹底をお願いしたところであるが、高齢者、乳幼児、障害者等が集団で生活又は利用する社会福祉施設及び介護老人保健施設等（その範囲は別紙のとおり。以下「社会福祉施設等」という。）においては、感染症等の発生時における迅速で適切な対応が特に求められる。

今般、下記により、社会福祉施設等において衛生管理の強化を図るとともに、市町村等の社会福祉施設等主管部局への報告を求め、併せて保健所へ報告することを求めることとしたので、管内市町村及び管内社会福祉施設等に対して、下記の留意事項の周知徹底を図っていただくようお願いする。

なお、本件に関しては、追って各社会福祉施設等に係る運営基準等を改正する予定であることを申し添える。また、下記の取扱いに当たっては、公衆衛生関係法規を遵守しつつ、民生主管部局と衛生主管部局が連携して対応することが重要であることから、関係部局に周知方よろしく願う。

記

1. 社会福祉施設等においては、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
2. 社会福祉施設等の医師及び看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講ずること。
3. 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。
ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
5. 4 の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
6. 4 の報告を受けた保健所においては、必要に応じて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 15 条に基づく積極的疫学調査又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条に基づく調査若しくは感染症若しくは食中毒のまん延を防止するために必要な衛生上の指導を行うとともに、都道府県等を通じて、その結果を厚生労働省に報告すること。
7. 4 の報告を受けた市町村等の社会福祉施設等主管部局と保健所は、当該社会福祉施設等に関する情報交換を行うこと。
8. 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年 1 回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。
9. なお、医師が、感染症法、結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所等への届出を行う必要があるため、留意すること。

別紙省略

10 特定教育・保育施設等における事故の報告等について

こ 成 安 第 36 号
5 教 参 学 第 39 号
令 和 6 年 3 月 22 日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管部(局)長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課長
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課(室)長
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)担当課長
各都道府県等教育委員会学校安全担当課長
各都道府県私立学校主管長
附属学校を置く国立大学法人担当課長

殿

こども家庭庁成育局安全対策課長
こども家庭庁成育局保育政策課長
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室長
こども家庭庁成育局成育環境課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長

教育・保育施設等における事故の報告等について

子ども・子育て支援新制度においては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令第39号)に基づき、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)に基づき、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村(特別区を含む。以下同じ。)家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされている。

また、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令123号)が施行されたことに伴い、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び認可外保育施設については、事故の発生及び再発防止に関する努力義務や事故が発生した場合における都道府県への報告義務が課されたところである。加えて、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和5年内閣府令第72号)が令和6年4月1日から施行されることに伴い、既存の教育・保育施設等と同様に子育て

世帯訪問支援事業については都道府県、児童育成支援拠点事業については市町村への報告義務が課されることとなる。

教育・保育施設等において事故が発生した場合の対応については、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」の中間とりまとめ（別紙参照）「学校事故対応に関する指針」（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び児童福祉法施行規則改正等を踏まえ、「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和 5 年 12 月 14 日付け、こ成安第 142 号・5 教参学第 30 号、以下「旧通知」という。）に基づき運用してきた。

今般、新たに子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業が重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲に加わることから、下記のとおり通知するので、御了知の上、管内の市町村、関係機関及び施設・事業者等に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏のないようお願いする。

本通知については、令和 6 年 4 月 1 日から運用するので、本通知の運用開始に伴い、旧通知は廃止する。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 事故が発生した場合の報告について

特定教育・保育施設、幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）特定地域型保育事業、延長保育事業及び放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月 31 日付け、27 文科初第 1785 号）及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）により、事故が発生した場合には速やかに指導監督権限を持つ自治体、こどもの家族等に連絡を行うこと。

また、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（以下「ファミリー・サポート・センター事業」という。）子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び認可外保育施設については、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）により、事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ自治体への報告等を行うこと。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、以下の 2 から 7 までに定めるところにより、都道府県等を経由して国へ報告を行うこと。

2. 重大事故としての報告の対象となる施設・事業の範囲

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないもの。）
- (3) 特別支援学校幼稚部
- (4) 特定地域型保育事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 放課後児童クラブ
- (7) 子育て短期支援事業
- (8) 一時預かり事業
- (9) 病児保育事業
- (10) ファミリー・サポート・センター事業
- (11) 子育て世帯訪問支援事業
- (12) 児童育成支援拠点事業
- (13) 認可外保育施設

3. 報告の対象となる重大事故の範囲

- (1) 死亡事故
- (2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- (3) 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故

4. 報告様式

別添 1 「教育・保育施設等事故報告書」のとおり

なお、データベース掲載用シートについては、自治体において記載すること。

5. 報告期限

国への第 1 報は、原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）第 2 報は、原則 1 か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて追加の報告を行うこと。

また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、作成され次第報告すること。

6. 報告要領

別添 2 「報告ルート」のとおり

- (1) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業及び児童育成支援拠点事業

施設又は事業者から市町村へ報告を行い、市町村は都道府県へ報告すること。また、都道府県は国へ報告を行うこと。

- (2) 幼稚園（特定教育・保育施設でないものに限る。）及び特別支援学校幼稚部（幼稚園について）

施設から各自治体等の実態に合わせて市区町村あるいは都道府県・指定都

市、国立大学法人等へ報告することとし、市区町村あるいは都道府県・指定都市、国立大学法人等は国へ報告を行うこと。

(3) 特別支援学校幼稚部（特別支援学校幼稚部について）

施設から設置者へ報告することとし、設置者は国へ報告を行うこと。なお、市町村（指定都市を除く。）については、都道府県を経由すること。

(4) 子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て世帯訪問支援事業

市町村からの委託等により事業を実施している事業者については、事業者から市町村へ報告を行うこと。

市町村（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を除く。）は都道府県へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

上記以外の場合には、事業者から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する事業者については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

(5) 認可外保育施設

施設から都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市の区域内に所在する施設については、当該指定都市、中核市又は児童相談所設置市）へ報告し、都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は国へ報告を行うこと。

また、都道府県はその内容を当該施設の所在地の市町村長に通知すること。なお、企業主導型保育施設からは、上記の都道府県のほか、企業主導型保育事業の実施機関である公益財団法人児童育成協会にも通知すること。

7. 国の報告先

(1) 6により国へ報告を行うこととされている都道府県（指定都市、中核市又は児童相談所設置市を含む。）は、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、各施設・事業の所管省庁であるこども家庭庁又は文部科学省へ報告すること。

ア 幼稚園及び幼稚園型認定こども園

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
・TEL：03-5253-4111(内線 2966)
- ・MAIL：anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局幼児教育課
・MAIL：youji@mext.go.jp

イ 特別支援学校幼稚部

- 文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室学校安全係
• TEL : 03-5253-4111 (内線 2966)
• MAIL : anzen@mext.go.jp
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
• MAIL : toku-sidou@mext.go.jp
- ウ 特定教育・保育施設（幼稚園、幼稚園型認定こども園を除く。）特定地域型保育事業、一時預かり事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）病児保育事業（幼稚園又は幼稚園型認定こども園で実施する場合を除く。）及び認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。）
 - こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
• TEL : 03-6858-0133
• MAIL : ninkagaihoikushisetsu.shidou@cfa.go.jp
- エ 放課後児童クラブ
 - こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
• TEL : 03-6861-0303
• MAIL : seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp
- オ 子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業
 - こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
• TEL : 03-6861-0224
• MAIL : seiikukankyou.katei@cfa.go.jp
- カ ファミリー・サポート・センター事業
 - こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
• TEL : 03-6861-0519
• MAIL : seiikukankyou.kosodate@cfa.go.jp
- キ その他、事故の報告等の制度全般
 - こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
• TEL : 03-6858-0183
• MAIL : anzentaisaku.jikotaiou@cfa.go.jp
- (2) 施設・事業者から報告を受けた市町村又は都道府県は、都道府県又は国への報告とともに、別添1「教育・保育施設等事故報告書」により、消費者庁消費者安全課に報告（消費者安全法に基づく通知）を行うこと。
なお、第1報のみではなく、第2報以降も報告すること。
 - 消費者庁消費者安全課
• TEL : 03-3507-9201
• MAIL : i.syouhisya.anzen@caa.go.jp

8. 公表等

都道府県・市町村は、報告があった事故について、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、管内の施設・事業者等へ情報提供すること。

併せて、再発防止策についての好事例は、こども家庭庁又は文部科学省へそれぞれ情報提供すること。

なお、公表等に当たっては、保護者の意向や個人情報保護の観点に十分に配慮すること。

また、6により報告された情報については、全体としてこども家庭庁において集約の上、事故の再発防止に資すると認められる情報について、公表するものとする。

【別紙】

「教育・保育施設等における重大事故の再発防止策に関する検討会」
中間取りまとめについて（平成 26 年 11 月 28 日）抜粋

事故が発生した場合には、省令等に基づき施設・事業者から市町村又は都道府県に報告することとされており、適切な運用が必要である。

このうち重大事故については、事故の再発防止のための事後的な検証に資するよう、施設・事業者から報告を求めるとともに、都道府県を経由して国へ報告を求めることが必要である（なお、事後的な検証の対象範囲については、死亡・意識不明のケース以外は今後検討が必要）

さらに、重大事故以外の事故についても、例えば医療機関を受診した負傷及び疾病も対象とし、市町村が幅広く事故情報について把握することが望ましいという意見もある。

一方、自治体の限られた事務処理体制の中で、効果的・効率的な事故対応により質の確保を図るという観点も考慮すべきとの意見もある。

これらの意見も踏まえ、重大事故以外の事故についても、一定の範囲においては自治体に把握されるべきという考え方を前提として、どこまでの範囲で施設・事業者から報告を求めべきかについては、各自治体の実情も踏まえ、適切な運用がなされるべきである。

1.1 特定教育・保育施設等における置き去り等の事案の報告について（通知）

子育第 1787 号
令和 4 年 7 月 25 日

各市町村教育・保育主管課長 様

大阪府福祉部子ども家庭局子育て支援課長

特定教育・保育施設等における置き去り等の事案の報告について（通知）

日頃から、本府児童福祉行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）に基づき、本府より「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成 29 年 12 月 1 日付け子育第 2814 号）」等で通知した上で、死亡事故や治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等について報告（以下、「事故報告」という。）をお願いしているところです。

この度、送迎バスの乗降時や園外活動時の場面転換時などにおいて、児童を見失い、置き去りになる事案（以下、「置き去り等」という。）についても、子どもの安全確保の観点から状況を把握等するために、今後は下記のとおり事故報告と同様に報告を行っていただきますようお願いいたします。

つきましては、管内特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者へ周知いただき、貴市町村においても本通知を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

また、認可外保育施設権限移譲市町村は、認可外保育施設への周知も併せてお願いします。

記

1 報告の目的

- 置き去り等の報告を行っていただくことにより事例を収集し、置き去りが発生する要因等を分析することにより、新たな置き去り等を未然に防止することを目的とする。

※ 施設においては、置き去り等については、全て当該施設内において、共有し、今後の再発防止に努めてください。

報告された置き去り等は、当該施設が特定されないよう配慮したうえで、今後の再発防止のために各市町村を通じて、特定教育・保育施設等に共有させていただく場合があります。

2 報告の対象となる施設・事業の範囲

- 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所）
- 特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業）
- 地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業及び病児保育事業）
- 認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業

3 報告の対象とする置き去り等について

報告の対象となる施設・事業において発生した下記例のような置き去り等のうち重大なものただし、一時的な見失い等で速やかに発見し安全が確保された場合を除く。

下記例はあくまで一例ですので、施設において重大と思われる置き去り等については報告してください。

【基本的に報告していただきたいもの】

(例1) 置き去り等に起因して児童に怪我や健康被害が生じた事案

(例2) 置き去り等のうち児童を探すために警察や地域の団体など当該保育施設以外の機関（当該保育施設の関連法人を含む）に応援を求めた事案

【必要に応じて報告していただくもの】

(例3) 児童の所在が分からないことに気づかず一定時間経過後、または活動場面が変わった後に、児童がいなくなっていたことに気づき、職員等で一定時間探すに至った事案

(例4) 児童を見失い、当該施設の職員が想定している範囲（園内活動であれば園庭など、園外活動であれば当該活動に際して利用する公園等での活動スペース）を超えて、児童を探したような事案

4 報告様式

教育・保育施設等における置き去り等の事案報告様式【別紙】

※本様式に必要事項を記載してください。

5 報告の順序

設置者・管理者→市町村（指定都市・中核市含む）→府

1.2 公定価格表（家庭的保育事業）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 処遇改善等加算Ⅰ ⑥	家庭的保育補助者加算 処遇改善等加算Ⅰ ⑦	家庭的保育支援加算 ⑧	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 処遇改善等加算Ⅰ ⑨				
16/100 地域	3号	保育標準時間認定 保育短時間認定	181,010	$1,710 \times \text{加算率}$	$5,610 + 50 \times \text{加算率}$	利用子どもが4人以上の場合 $29,380 + 290 \times \text{加算率}$ 利用子どもが3人以下の場合 $24,930 + 240 \times \text{加算率}$	54,870 49,100	$36,730 + 360 \times \text{加算率}$				
地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	減価償却費加算 加算額 標準 都市部 ⑩	賃借料加算 加算額 標準 都市部 ⑪	連携施設を設定しない場合 ⑫	食事の搬入について自国調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑬	土曜日に閉所する場合 ⑭				
16/100 地域	3号	保育標準時間認定 保育短時間認定	181,010	9,800 10,700	A地域 46,400 51,600 B地域 25,600 28,400 C地域 22,300 24,800 D地域 20,000 22,200	6,350	$(④+⑤+⑧) \times 18/100$ $(④+⑤+⑧) \times 19/100$	月に1日土曜日を閉所する場合 月に2日土曜日を閉所する場合 月に3日以上土曜日を閉所する場合 全ての土曜日を閉所する場合	1,340	2,680	4,010	5,350
									1,100	2,190	3,290	4,390

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑮	A：処遇改善加算Ⅱ－① 49,010 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする
		B：処遇改善加算Ⅱ－② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数	
処遇改善等加算Ⅲ	⑯	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める
冷暖房費加算	⑰	1 級 地 1,900 4 級 地 1,320	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,690 その他地域 120	
		3 級 地 1,670	
除雪費加算	⑱	6,270	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	⑲	162,470 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	⑳	160,000（限度額） ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉑	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (79,950 + 790 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉒	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算

1.4 公定価格表 小規模保育事業A型

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算Ⅰ				障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算						
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算Ⅰ		処遇改善等加算Ⅰ				
				基本分単価 (注)		基本分単価 (注)		(注)		(注)		(注)		(注)				
16/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児	217,180	(297,910)	212,370	(293,100)	+	2,060	(2,860) × 加算率	2,010	(2,810) × 加算率	+	161,460	(80,730)	+	1,610	(800) × 加算率
			乳児	297,910		293,100		+	2,860	× 加算率	2,810	× 加算率	+	80,730		+	800	× 加算率
	13人から 19人まで	3号	1、2歳児	171,120	(251,850)	168,090	(248,820)	+	1,590	(2,390) × 加算率	1,560	(2,360) × 加算率	+	161,460	(80,730)	+	1,610	(800) × 加算率
			乳児	251,850		248,820		+	2,390	× 加算率	2,360	× 加算率	+	80,730		+	800	× 加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	休日保育加算			夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算					
				処遇改善等加算Ⅰ			処遇改善等加算Ⅰ		加算額		加算額					
				⑩			⑪		標準 都市部		標準 都市部					
16/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児	休日保育の年間延べ利用子ども数			+	各月初日の 利用子ども数	+	3,200	3,500	+	a地域	20,300	22,600	
			乳児	~ 210人	273,100	2,730 × 加算率							+	390	× 加算率	b地域
		211人~ 279人	292,600	2,920 × 加算率	+	2,000										2,200
		280人~ 349人	331,700	3,310 × 加算率									+	240	× 加算率	
13人から 19人まで	3号	1、2歳児	350人~ 419人	370,800	3,700 × 加算率	+	30,430	+	2,000	2,200	+	a地域				25,700
		乳児	420人~ 489人	409,800	4,090 × 加算率							+	2,000	2,200	b地域	14,200
			490人~ 559人	448,900	4,480 × 加算率	+	2,000	2,200	+	2,000	2,200				c地域	12,300
			560人~ 629人	488,000	4,880 × 加算率							+	2,000	2,200	+	2,000
			630人~ 699人	527,100	5,270 × 加算率	+	2,000	2,200	+	2,000	2,200					
			700人~ 769人	566,200	5,660 × 加算率							+	2,000	2,200	+	2,000
			770人~ 839人	605,300	6,050 × 加算率	+	2,000	2,200	+	2,000	2,200					
			840人~ 909人	644,300	6,440 × 加算率							+	2,000	2,200	+	2,000
			910人~ 979人	683,400	6,830 × 加算率	+	2,000	2,200	+	2,000	2,200					
			980人~ 1,049人	722,500	7,220 × 加算率							+	2,000	2,200	+	2,000
			1,050人~	761,600	7,610 × 加算率	+	2,000	2,200	+	2,000	2,200					

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	⑭	⑮	⑯	土曜日に閉所する場合				⑰		
							⑰						
							月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合			
16/100 地域	6人から 12人まで	3号	1、2歳児	2,110	(⑥+⑦+⑪) × 9/100	39,430	+	390 × 加算率	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 6/100	⑰ × 80/100
			乳児										
	13人から 19人まで	3号	1、2歳児	1,330	(⑥+⑦+⑪) × 8/100	24,900	+	240 × 加算率	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 2/100	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 3/100	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 5/100	(⑥+⑦+⑨+⑪) × 6/100	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人~30人 (⑥~⑰) × 80/100 31人~40人 (⑥~⑰) × 75/100 41人~ (⑥~⑰) × 70/100
			乳児										

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 49,010 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,130 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
処遇改善等加算Ⅲ	㉓	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める												
冷暖房費加算	㉒	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,900</td> <td>4 級 地</td> <td>1,320</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,690</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,670</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,900	4 級 地	1,320	2 級 地	1,690	そ の 他 地 域	120	3 級 地	1,670			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
1 級 地	1,900	4 級 地	1,320												
2 級 地	1,690	そ の 他 地 域	120												
3 級 地	1,670														
除雪費加算	㉔	6,270	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉕	162,470 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉖	160,000（限度額）÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉗	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>基本額 79,950 + 処遇改善等加算Ⅰ 790 × 加算率</td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本額 50,000 + 処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率</td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基本額 10,000</td> <td>÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> </table>	A	基本額 79,950 + 処遇改善等加算Ⅰ 790 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	B	基本額 50,000 + 処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数	C	基本額 10,000	÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設			
A	基本額 79,950 + 処遇改善等加算Ⅰ 790 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数													
B	基本額 50,000 + 処遇改善等加算Ⅰ 500 × 加算率	÷ 各月初日の利用子ども数													
C	基本額 10,000	÷ 各月初日の利用子ども数													
第三者評価受審加算	㉘	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

1.5 公定価格表 小規模保育事業B型

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				処遇改善等加算Ⅰ				保育士比率向上加算									
				保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		保育士比率向上加算		処遇改善等加算Ⅰ							
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥		(注) ⑦		(注) ⑦		(注) ⑧		(注) ⑧							
16/100 地域	6人から 12人 まで	3号	1、2歳児	190,490	(253,420)	185,680	(248,610)	+	1,790	(2,410)	×加算率	1,740	(2,360)	×加算率	+	13,340	(22,240)	+	130	(220)	×加算率
			乳児	253,420		248,610		+	2,410		×加算率	2,360		×加算率	+	22,240		+	220		×加算率
	13人から 19人 まで	3号	1、2歳児	147,640	(210,570)	144,600	(207,530)	+	1,360	(1,980)	×加算率	1,330	(1,950)	×加算率	+	11,790	(20,690)	+	120	(210)	×加算率
			乳児	210,570		207,530		+	1,980		×加算率	1,950		×加算率	+	20,690		+	210		×加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算				休日保育加算						
				処遇改善等加算Ⅰ (注) ⑨		処遇改善等加算Ⅰ (注) ⑨		処遇改善等加算Ⅰ ⑩						
16/100 地域	6人から 12人 まで	3号	1、2歳児	125,870	(62,930)	+	1,250	(620)	×加算率	休日保育の年間延べ利用子ども数 ～ 210人 203,400 211人～ 279人 217,400 280人～ 349人 245,400 350人～ 419人 273,400 420人～ 489人 301,400 490人～ 559人 329,400 560人～ 629人 357,400 630人～ 699人 385,400 700人～ 769人 413,400 770人～ 839人 441,400 840人～ 909人 469,400 910人～ 979人 497,400 980人～ 1,049人 525,400 1,050人～ 553,400	+	2,030×加算率 2,170×加算率 2,450×加算率 2,730×加算率 3,010×加算率 3,290×加算率 3,570×加算率 3,850×加算率 4,130×加算率 4,410×加算率 4,690×加算率 4,970×加算率 5,250×加算率 5,530×加算率	+	各月初日の 利用子ども数
			乳児	62,930		+	620		×加算率					
	13人から 19人 まで	3号	1、2歳児	125,870	(62,930)	+	1,250	(620)	×加算率					
			乳児	62,930		+	620		×加算率					

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を 設定しない 場合 ⑭	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑮						
				処遇改善等 加算Ⅰ ⑪		加算額 標準 都市部 ⑫		加算額 標準 都市部 ⑬									
16/100 地域	6人から 12人 まで	3号	1、2歳児	+	44,990	+	390×加算率	+	3,200	3,500	+	2,110	-	(⑥+⑦+⑪) × 10/100			
			乳児														
	13人から 19人 まで	3号	1、2歳児	+	30,430	+	240×加算率	+	2,000	2,200	+				1,330	-	(⑥+⑦+⑪) × 10/100
			乳児														

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	管理者を配置していない場合		土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に超過する場合 ⑱	
				処遇改善等加算Ⅰ ⑮		月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合		
16/100 地域	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児	39,430	+	390 × 加算率	$\frac{(6+7+9+11)}{2/100}$	$\frac{(6+7+9+11)}{4/100}$	$\frac{(6+7+9+11)}{6/100}$	$\frac{(6+7+9+11)}{8/100}$	$(6\sim17) \times 79/100$
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児	24,900	+	240 × 加算率	$\frac{(6+7+9+11)}{2/100}$	$\frac{(6+7+9+11)}{4/100}$	$\frac{(6+7+9+11)}{7/100}$	$\frac{(6+7+9+11)}{9/100}$	(離島その他の地域) 各月初日の利用子ども数 20人～30人 $(6\sim17) \times 80/100$ 31人～40人 $(6\sim17) \times 75/100$ 41人～ $(6\sim17) \times 70/100$

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑱	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 49,010 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,130 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
処遇改善等加算Ⅲ	㉓	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める												
冷暖房費加算	㉔	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,900</td> <td>4 級 地</td> <td>1,320</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,690</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,670</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,900	4 級 地	1,320	2 級 地	1,690	そ の 他 地 域	120	3 級 地	1,670			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
1 級 地	1,900	4 級 地	1,320												
2 級 地	1,690	そ の 他 地 域	120												
3 級 地	1,670														
除雪費加算	㉕	6,270	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	㉖	162,470 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉗	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉘	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>基本額 (79,950 + 790 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数</td> <td rowspan="3">※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本額 (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> </table>	A	基本額 (79,950 + 790 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設	B	基本額 (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数						
A	基本額 (79,950 + 790 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設													
B	基本額 (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数														
C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数														
第三者評価受審加算	㉙	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

16 各項目説明資料 小規模保育事業A・B型

基本部分

- ①地域区分
 - ・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定
大阪市は、「16/100地域」
- ②定員区分
 - ・・・事業所の利用定員に応じて2区分設定（6～12人若しくは13～19人）
- ③認定区分
 - ・・・認定区分に応じて設定（3号）
- ④年齢区分
 - ・・・子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児）
- ⑤保育必要量区分
 - ・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）
- ⑥基本分単価
 - ・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価

加算部分1

- ⑦処遇改善等加算Ⅰ
 - ・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- ⑧保育士比率向上加算
 - ・・・常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（B型のみ）
- ⑨障害児保育加算
 - ・・・障がい児（軽度障がい児を含む）を受け入れる事業所に対して、障がい児数に応じて職員を加配するための経費を加算
- ⑩休日保育加算
 - ・・・休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算
- ⑪夜間保育加算
 - ・・・夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
- ⑫減価償却費加算
 - ・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算
- ⑬賃借料加算
 - ・・・賃借物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域（大阪市はB地域都市部）に応じて賃借料の一部を加算

調整部分

- ⑭連携施設を設定しない場合
 - ・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整
- ⑮食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合
 - ・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
- ⑯管理者を配置していない場合
 - ・・・専従の管理者を配置していない場合に費用を定率で調整
- ⑰土曜日に閉所する場合
 - ・・・当該月の土曜日に閉所する日がある場合、閉所日数に応じて土曜日開所に係る費用を定率で調整
- ⑱定員を恒常的に超過する場合
 - ・・・連続する過去5年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整

加算部分2

- ⑲処遇改善等加算Ⅱ
 - ・・・一定のキャリアを積んだ職員に対して、役職の創設と、その職務や職責に応じた処遇改善を行うことにより、キャリアアップの仕組みを構築するための経費等を加算
- ⑳処遇改善等加算Ⅲ
 - ・・・職員の賃金の継続的な引き上げ（ベースアップ）等を行うための経費を加算
- ㉑冷暖房費加算
 - ・・・夏季や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域に応じて加算
- ㉒除雪費加算
 - ・・・豪雪地帯(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
(※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域)
- ㉓降灰除去費加算
 - ・・・降灰防除地域(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
(※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域)
- ㉔施設機能強化推進費加算
 - ・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
- ㉕栄養管理加算
 - ・・・食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食事等に関する継続的な指導を受ける場合、栄養士の配置等の形態の別に応じ、取り組みに必要な経費を加算
- ㉖第三者評価受審加算
 - ・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

17 公定価格表 小規模保育事業C型

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	保育必要量区分④		処遇改善等加算Ⅰ		資格保有者加算	
			保育標準時間認定 基本分単価 ⑤	保育短時間認定 基本分単価 ⑤	保育標準時間認定 ⑥	保育短時間認定 ⑥	処遇改善等加算Ⅰ ⑦	
16/100 地域	6人から 10人まで	3号	214,100	208,330	$2,020 \times \text{加算率}$	$1,970 \times \text{加算率}$	1人 2,240 2人以上 4,480	20×加算率 40×加算率
	11人から 15人まで	3号	188,170	184,320	$1,760 \times \text{加算率}$	$1,730 \times \text{加算率}$	1人 1,490 2人 2,980 3人以上 4,470	10×加算率 20×加算率 30×加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用 子どもの単価に加算 処遇改善等加算Ⅰ ⑧		減価償却費加算 加算額 標準 都市部 ⑨		賃借料加算 加算額 標準 都市部 ⑩		連携施設を 設定しない 場合 ⑪	食事の搬入につ いて自園調理又 は連携施設等か らの搬入以外の 方法による場合 ⑫
16/100 地域	6人から 10人まで	3号	46,190	$+ 460 \times \text{加算率}$	3,900	4,300	a地域 21,000 23,400 b地域 11,600 12,900 c地域 10,100 11,200 d地域 9,000 10,000	2,540	$(5+6) \times 8/100$	
	11人から 15人まで	3号	46,190	$+ 460 \times \text{加算率}$	2,600	2,800	a地域 28,300 31,500 b地域 15,600 17,300 c地域 13,600 15,100 d地域 12,200 13,500	1,690	$(5+6) \times 7/100$	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	管理者を配置していない場合 処遇改善等加算Ⅰ ⑬		土曜日に閉所する場合 ⑭				定員を恒常的に 超過する場合 ⑮
					月に1日土曜日 を閉所する場合	月に2日土曜日 を閉所する場合	月に3日以上 土曜日を閉所す る場合	全ての土曜日を 閉所する場合	
16/100 地域	6人から 10人まで	3号	47,320	$470 \times \text{加算率}$	$(5+6+8) \times 2/100$	$(5+6+8) \times 4/100$	$(5+6+8) \times 6/100$	$(5+6+8) \times 8/100$	$(5\sim14) \times 88/100$
	11人から 15人まで	3号	31,540	$310 \times \text{加算率}$	$(5+6+8) \times 2/100$	$(5+6+8) \times 4/100$	$(5+6+8) \times 6/100$	$(5+6+8) \times 8/100$	

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑯	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 49,010 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,130 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める												
処遇改善等加算Ⅲ	⑰	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める												
冷暖房費加算	⑱	<table border="1"> <tr> <td>1 級 地</td> <td>1,900</td> <td>4 級 地</td> <td>1,320</td> </tr> <tr> <td>2 級 地</td> <td>1,690</td> <td>そ の 他 地 域</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>3 級 地</td> <td>1,670</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 級 地	1,900	4 級 地	1,320	2 級 地	1,690	そ の 他 地 域	120	3 級 地	1,670			※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 24 年法律第 200 号）第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から 4 級地以外の地域
1 級 地	1,900	4 級 地	1,320												
2 級 地	1,690	そ の 他 地 域	120												
3 級 地	1,670														
除雪費加算	⑲	6,270	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
降灰除去費加算	⑳	162,470 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
施設機能強化推進費加算	㉑	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												
栄養管理加算	㉒	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>基本額 処遇改善等加算Ⅰ (79,950 + 790 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数</td> </tr> </table>	A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (79,950 + 790 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設						
A	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (79,950 + 790 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数														
B	基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数														
C	基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数														
第三者評価受審加算	㉓	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算												

18 各項目説明資料 小規模保育事業C型

基本部分

- ①地域区分
 - ・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定
大阪市は、「16/100地域」
- ②定員区分
 - ・・・事業所の利用定員に応じて2区分設定（6～10人若しくは11～15人）
- ③認定区分
 - ・・・認定区分に応じて設定（3号）
- ④保育必要量区分
 - ・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）
- ⑤基本分単価
 - ・・・①～④の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価

加算部分1

- ⑥処遇改善等加算Ⅰ
 - ・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- ⑦資格保有者加算
 - ・・・保育士資格、看護師免許又は准看護師免許を有する家庭的保育者を配置する事業所に加算
- ⑧障害児保育加算
 - ・・・障がい児（軽度障がい児を含む）を受け入れる事業所に対して、障がい児数に応じて職員を加配するための経費を加算
- ⑨減価償却費加算
 - ・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算
- ⑩賃借料加算
 - ・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域（大阪市はB地域都市部）に応じて賃借料の一部を加算

調整部分

- ⑪連携施設を設定しない場合
 - ・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整
- ⑫食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合
 - ・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
- ⑬管理者を配置していない場合
 - ・・・専従の管理者を配置していない場合に費用を定率で調整
- ⑭土曜日に閉所する場合
 - ・・・当該月の土曜日に閉所する日がある場合、閉所日数に応じて土曜開所に係る費用を定率で調整
- ⑮定員を恒常的に超過する場合
 - ・・・連続する過去5年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整

加算部分2

- ⑯処遇改善等加算Ⅱ
 - ・・・一定のキャリアを積んだ職員に対して、役職の創設と、その職務や職責に応じた処遇改善を行うことにより、キャリアアップの仕組みを構築するための経費等を加算
- ⑰処遇改善等加算Ⅲ
 - ・・・職員の賃金の継続的な引き上げ（ベースアップ）等を行うための経費を加算
- ⑱冷暖房費加算
 - ・・・夏季や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域に応じて加算
- ⑲除雪費加算
 - ・・・豪雪地帯(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
(※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域)
- ⑳降灰除去費加算
 - ・・・降灰防除地域(※)に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
(※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域)
- ㉑施設機能強化推進費加算
 - ・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
- ㉒栄養管理加算
 - ・・・食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食事等に関する継続的な指導を受ける場合、栄養士の配置等の形態の別に応じ、取り組みに必要な経費を加算
- ㉓第三者評価受審加算
 - ・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

19 公定価格表 小規模型事業所内保育事業（A型）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算Ⅰ				障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算 処遇改善等加算Ⅰ					
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定		保育短時間認定		標準		都市部			
				基本分単価 (注) ⑥		基本分単価 (注) ⑥			(注) ⑧		(注) ⑧		(注) ⑩		(注) ⑩			
16/100 地域	5人 まで	3号	1.2歳児	392,190	(472,920)	380,660	(461,390)	⑥×84/100	+	3,810	(4,610) × 加算率	3,690	(4,490) × 加算率	+	161,460	(80,730)	1,610	(800) × 加算率
			乳児	472,920		461,390			+	4,610	× 加算率	4,490	× 加算率	+	80,730		800	× 加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1.2歳児	217,180	(297,910)	212,370	(293,100)		+	2,060	(2,860) × 加算率	2,010	(2,810) × 加算率	+	161,460	(80,730)	1,610	(800) × 加算率
			乳児	297,910		293,100			+	2,860	× 加算率	2,810	× 加算率	+	80,730		800	× 加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1.2歳児	171,120	(251,850)	168,090	(248,820)		+	1,590	(2,390) × 加算率	1,560	(2,360) × 加算率	+	161,460	(80,730)	1,610	(800) × 加算率
			乳児	251,850		248,820			+	2,390	× 加算率	2,360	× 加算率	+	80,730		800	× 加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	休日保育加算 ⑪		夜間保育加算 ⑫		減価償却費加算 ⑬		賃借料加算 ⑭		連携施設を 設定し ない場合 ⑮									
				基本分単価 (注) ⑥	処遇改善等 加算Ⅰ ⑦	基本分単価 (注) ⑥	処遇改善等 加算Ⅰ ⑦	標準	都市部	標準	都市部										
16/100 地域	5人 まで	3号	1.2歳児	休日保育の年間延べ利用子ども数 ～ 210人 273,500 211人～ 279人 293,000 280人～ 349人 332,100 350人～ 419人 371,200 420人～ 489人 410,200 490人～ 559人 449,300 560人～ 629人 488,400 630人～ 699人 527,500 700人～ 769人 566,600 770人～ 839人 605,700 840人～ 909人 644,700 910人～ 979人 683,800 980人～ 1,049人 722,900 1,050人～ 762,000	+	2,730 × 加算率 2,930 × 加算率 3,320 × 加算率 3,710 × 加算率 4,100 × 加算率 4,490 × 加算率 4,880 × 加算率 5,270 × 加算率 5,660 × 加算率 6,050 × 加算率 6,440 × 加算率 6,830 × 加算率 7,220 × 加算率 7,620 × 加算率	+	各月初日の 利用子ども数	+	100,310	+	940 × 加算率	+	7,700	8,500	+	a地域	28,800	32,100	-	5,080
			b地域														15,900	17,700			
	c地域	13,800	15,400																		
	d地域	12,400	13,800																		
	a地域	14,400	16,100														-	2,110			
	b地域	7,900	8,800																		
c地域	6,900	7,700																			
d地域	6,200	6,900																			
a地域	18,300	20,400	-	1,330																	
b地域	10,100	11,200																			
c地域	8,800	9,800																			
d地域	7,900	8,700																			

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	食事の提供について 自園調理又は連携施設等からの搬入 以外の方法による場合 ⑯	管理者を配置していない場合 ⑰	土曜日に閉所する場合 ⑱				定員を恒常的に超過する場合 ⑲				
						月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合	利用子ども数が6人から12人までの場合	利用子ども数が13人を超える場合			
16/100 地域	5人 まで	3号	1.2歳児	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯) × 9/100	94,640	+	940 × 加算率	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 1/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 3/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 4/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 6/100	(⑥～⑱) × 57/100	(⑥～⑱) × 46/100
			乳児	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯) × 9/100	39,430	+	390 × 加算率	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 2/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 3/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 5/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 6/100	(⑥～⑱) × 80/100	
	6人 から 12人 まで	3号	1.2歳児	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯) × 9/100	24,900	+	240 × 加算率	-	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 2/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 3/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 5/100	(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯ + ⑰) × 6/100		
乳児			(⑥(⑦) + ⑧ + ⑯) × 8/100											

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算Ⅱ-① 49,010 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ-② 6,130 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
		(算式2) A: 処遇改善等加算Ⅱ-① 49,010 ÷ 各月初日の利用子ども数	
		B: 処遇改善等加算Ⅱ-② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数	
処遇改善等加算Ⅲ	㉑	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める
冷暖房費加算	㉒	1 級 地 1,900 4 級 地 1,320	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24 年法律第200 号)第1 条第1 号及び第2 号に掲げる地域 そ の 他 地 域: 1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,690 その他地域 120	
		3 級 地 1,670	
除雪費加算	㉓	6,270	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉔	162,470 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉕	160,000 (限度額) ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉖	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (79,950 + 790 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A: Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B: 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C: A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉗	150,000 ÷ 3 月初日の利用子ども数	※3 月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

20 公定価格表 小規模型事業所内保育事業（B型）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員枠の 子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算Ⅰ					
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥		保育短時間認定 基本分単価 ⑥			保育標準時間認定 ⑧		保育短時間認定 ⑧			
16/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	352,290	(415,220)	340,760	(403,690)	⑥×84/100	3,410	(4,030)	×加算率	3,290	(3,910)	×加算率
			乳児	415,220		403,690			4,030		×加算率	3,910		×加算率
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	190,490	(253,420)	185,680	(248,610)		1,790	(2,410)	×加算率	1,740	(2,360)	×加算率
			乳児	253,420		248,610			2,410		×加算率	2,360		×加算率
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	147,640	(210,570)	144,600	(207,530)		1,360	(1,980)	×加算率	1,330	(1,950)	×加算率
			乳児	210,570		207,530			1,980		×加算率	1,950		×加算率

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育士比率向上加算				障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算				休日保育加算			
				処遇改善等加算Ⅰ ⑨		処遇改善等加算Ⅰ ⑨		処遇改善等加算Ⅰ ⑩		処遇改善等加算Ⅰ ⑩		処遇改善等加算Ⅰ ⑪		処遇改善等加算Ⅰ ⑪	
16/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	20,660	(29,560)	200	(290)	125,870	(62,930)	1,250	(620)	203,500	2,030	×加算率	各月初日の 利用子ども数
			乳児	29,560		290		62,930		620		217,500	2,170	×加算率	
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	13,340	(22,240)	130	(220)	125,870	(62,930)	1,250	(620)	245,500	2,450	×加算率	
			乳児	22,240		220		62,930		620		255,500	2,550	×加算率	
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	11,790	(20,690)	120	(210)	125,870	(62,930)	1,250	(620)	273,500	2,730	×加算率	
			乳児	20,690		210		62,930		620		301,500	3,010	×加算率	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算		連携施設を設 定しない場合 ⑮	食事の提供につ いて自園調理又は連 携施設等からの搬 入以外の方法によ る場合 ⑯					
				処遇改善等 加算Ⅰ ⑫		加算額 ⑬		加算額 ⑭								
16/100 地域	5人 まで	3号	1、2歳児	100,310	+	7,700	8,500	a地域	28,800	32,100	5,080	(⑥(⑦) +⑧+⑫) ×10/100				
			乳児		+			b地域	15,900	17,700						
	6人 から 12人 まで	3号	1、2歳児	44,990	+	3,200	3,500	a地域	14,400	16,100			2,110	(⑥(⑦) +⑧+⑫) ×10/100		
			乳児		+			b地域	7,900	8,800						
	13人 から 19人 まで	3号	1、2歳児	30,430	+	2,000	2,200	c地域	6,900	7,700					1,330	(⑥(⑦) +⑧+⑫) ×10/100
			乳児		+			d地域	6,200	6,900						
							a地域	18,300	20,400							
							b地域	10,100	11,200							
							c地域	8,800	9,800							
							d地域	7,900	8,700							

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	管理者を設置していない場合		土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に超過する場合	
				⑬ 処遇改善等加算Ⅰ		月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合	利用子ども数が6人から12人までの場合	利用子ども数が13人を超える場合
16/100 地域	5人まで	3号	1、2歳児 乳児	94,640	+ 940×加算率	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 2/100}$	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 4/100}$	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 6/100}$	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 8/100}$	$(6\sim18) \times 56/100$	$(6\sim18) \times 31/100$
	6人から12人まで	3号	1、2歳児 乳児	39,430	+ 390×加算率	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 2/100}$	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 4/100}$	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 6/100}$	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 8/100}$		$(6\sim18) \times 79/100$
	13人から19人まで	3号	1、2歳児 乳児	24,900	+ 240×加算率	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 2/100}$	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 4/100}$	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 7/100}$	$\frac{(6)+(7)+(8)+(10)+(12)}{\times 9/100}$		

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	㉑	(算式1) 以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額とする。 ・ 処遇改善等加算Ⅱ-① 49,010 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ-② 6,130 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める ※3 利用定員が6人以上の場合には(算式1)を適用し、利用定員が5人以下の場合には(算式2)のA若しくはBのいずれかとする
		(算式2) A: 処遇改善等加算Ⅱ-① 49,010 ÷ 各月初日の利用子ども数	
		B: 処遇改善等加算Ⅱ-② 6,130 ÷ 各月初日の利用子ども数	
処遇改善等加算Ⅲ	㉒	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める
冷暖房費加算	㉓	1 級 地 1,900 4 級 地 1,320	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域: 1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,690 そ の 他 地 域 120	
		3 級 地 1,670	
除雪費加算	㉔	6,270	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉕	162,470 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉖	160,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉗	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (79,950 + 790 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A: Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B: 基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C: A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉘	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

2.1 公定価格表 保育所型事業所内保育事業（定員20人以上）

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分⑤				従業員持の子どもの場合 ⑦	処遇改善等加算Ⅰ				障害児保育加算 ※特別な支援が必要な利用子どもの単価に加算			
				保育標準時間認定		保育短時間認定			保育標準時間認定		保育短時間認定		処遇改善等加算Ⅰ		障害児保育加算	
				基本分単価		基本分単価			基本分単価		基本分単価		加算率		加算率	
16/100 地域	20人から30人まで	3号	1,2歳児 乳児	166,420	(246,860)	148,410	(228,850)	⑥×84/100	1,540	(2,340)	1,360	(2,160)	161,460	(80,730)	+ 1,610	(800)
				246,860		228,850			2,340		2,160		80,730		+ 800	
	31人から40人まで	3号	1,2歳児 乳児	148,620	(229,060)	135,110	(215,550)		1,360	(2,160)	1,220	(2,020)	161,460	(80,730)	+ 1,610	(800)
				229,060		215,550			2,160		2,020		80,730		+ 800	
	41人から50人まで	3号	1,2歳児 乳児	143,900	(224,340)	133,090	(213,530)		1,310	(2,110)	1,210	(2,010)	161,460	(80,730)	+ 1,610	(800)
				224,340		213,530			2,110		2,010		80,730		+ 800	
	51人から60人まで	3号	1,2歳児 乳児	135,100	(215,540)	126,090	(206,530)		1,230	(2,030)	1,140	(1,940)	161,460	(80,730)	+ 1,610	(800)
				215,540		206,530			2,030		1,940		80,730		+ 800	
	61人から	3号	1,2歳児 乳児	128,880	(209,320)	121,170	(201,610)		1,170	(1,970)	1,090	(1,890)	161,460	(80,730)	+ 1,610	(800)
				209,320		201,610			1,970		1,890		80,730		+ 800	

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	休日保育加算				夜間保育加算		減価償却費加算		賃借料加算							
				処遇改善等加算Ⅰ				処遇改善等加算Ⅰ		加算額		加算額							
				⑪				⑫		⑬		⑭							
16/100 地域	20人から30人まで	3号	1,2歳児 乳児	休日保育の年間延べ利用子ども数				+	+	+	+	+	+	+					
				~ 210人	273,500	2,730	×加算率								21,280	150	×加算率	5,900	6,500
	211人~ 279人	293,000	2,930	×加算率	17,330	110	×加算率								5,200	5,700	b地域	5,800	6,500
	280人~ 349人	332,100	3,320	×加算率													c地域	5,100	5,600
	350人~ 419人	371,200	3,710	×加算率	14,960	90	×加算率								4,700	5,200	d地域	4,500	5,000
	420人~ 489人	410,200	4,100	×加算率													a地域	9,400	10,500
	490人~ 559人	449,300	4,490	×加算率	13,380	70	×加算率								3,900	4,300	b地域	5,200	5,700
	560人~ 629人	488,400	4,880	×加算率													c地域	4,500	5,000
	630人~ 699人	527,500	5,270	×加算率	12,250	60	×加算率								3,300	3,700	d地域	4,000	4,500
	700人~ 769人	566,600	5,660	×加算率													a地域	8,400	9,400
	770人~ 839人	605,700	6,050	×加算率	3,900	4,300	+								+	+	b地域	4,600	5,100
	840人~ 909人	644,700	6,440	×加算率													c地域	4,000	4,500
910人~ 979人	683,800	6,830	×加算率	2,600	2,900	+	+	+	d地域	3,000	3,400								
980人~ 1,049人	722,900	7,220	×加算率						a地域	6,100	6,800								
1,050人~	762,000	7,620	×加算率	b地域	3,300	3,700			c地域	2,900	3,200								
										d地域	2,600	2,900							

地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	連携施設を設定しない場合 ⑮	食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 ⑯	管理者を設置していない場合 ⑰	土曜日に閉所する場合				定員を恒常的に超過する場合 ⑲			
							月に1日土曜日を閉所する場合	月に2日土曜日を閉所する場合	月に3日以上土曜日を閉所する場合	全ての土曜日を閉所する場合				
16/100 地域	20人から30人まで	3号	1,2歳児 乳児	840	(⑥(⑦)+⑧+⑫) × 12/100	18,170	+	180	×加算率	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 1/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 3/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 4/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 5/100	(⑥~⑲) ×別に定める調整率
				630	(⑥(⑦)+⑧+⑫) × 11/100	13,630	+	130	×加算率	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 1/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 3/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 4/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 5/100	
	31人から40人まで	3号	1,2歳児 乳児	500	(⑥(⑦)+⑧+⑫) × 15/100	10,900	+	100	×加算率	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 1/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 3/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 4/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 6/100	
				420	(⑥(⑦)+⑧+⑫) × 14/100	9,080	+	90	×加算率	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 1/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 3/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 4/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 6/100	
	61人から	3号	1,2歳児 乳児	360	(⑥(⑦)+⑧+⑫) × 13/100	7,790	+	70	×加算率	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 1/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 3/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 4/100	(⑥(⑦)+⑧+⑩+⑫) × 6/100	

加算部分 2

処遇改善等加算Ⅱ	⑳	以下の加算を合算した額を各月初日の利用子ども数で除した額 ・ 処遇改善等加算Ⅱ－① 49,010 × 人数A ・ 処遇改善等加算Ⅱ－② 6,130 × 人数B	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 人数A及び人数Bについては、別に定める
処遇改善等加算Ⅲ	㉑	11,030 × 加算Ⅲ算定対象人数 ÷各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 加算Ⅲ算定対象人数については、別に定める
冷暖房費加算	㉒	1 級 地 1,900 4 級 地 1,320	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から4 級地：国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24 年法律第200号）第1 条第1号及び第2号に掲げる地域 そ の 他 地 域：1 級地から4 級地以外の地域
		2 級 地 1,690 その他地域 120	
		3 級 地 1,670	
除雪費加算	㉓	6,270	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算	㉔	162,470 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
施設機能強化推進費加算	㉕	160,000（限度額） ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算	㉖	A 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (79,950 + 790 × 加算率) ÷各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A：Bを除き栄養士を雇用契約等により配置している施設 B：基本分単価及び他の加算の認定に当たって求められる職員が栄養士を兼務している施設 C：A又はBを除き、栄養士を嘱託等している施設
		B 基本額 処遇改善等加算Ⅰ (50,000 + 500 × 加算率) ÷各月初日の利用子ども数	
		C 基本額 10,000 ÷ 各月初日の利用子ども数	
第三者評価受審加算	㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

（注）年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整

定員を恒常的に超過する場合に係る別に定める調整率 事業所内保育事業（定員20人以上）（保育認定）

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	利用子ども数				
				20人 から 30人 まで	31人 から 40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から
16/100 地域	20人 から 30人 まで	3号	1、2歳児	/	91/100	89/100	85/100	81/100
	乳児		/					
	31人 から 40人 まで	3号	1、2歳児	/	/	98/100	93/100	89/100
			乳児	/				
	41人 から 50人 まで	3号	1、2歳児	/	/	/	95/100	91/100
乳児	/							
51人 から 60人 まで	3号	1、2歳児	/	/	/	/	96/100	
乳児		/						
61人 から	3号	1、2歳児	/	/	/	/	/	
乳児		/						

2.2 各項目説明資料 事業所内保育事業

基本部分

- ①地域区分
 - ・・・施設の所在する地域（市町村）に応じて8区分設定
大阪市は、「16/100地域」
- ②定員区分
 - ・・・事業所の利用定員に応じて3区分設定（5人以下、6～12人、13～19人）
※利用定員20人以上の事業所にあつては5区分設定
- ③認定区分
 - ・・・認定区分に応じて設定（3号）
- ④年齢区分
 - ・・・子どもの満年齢に応じて2区分（1、2満児、乳児）
- ⑤保育必要量区分
 - ・・・保育必要量の区分に応じて設定（保育標準時間認定、保育短時間認定）
- ⑥基本分単価
 - ・・・①～⑤の区分に応じた子ども1人当たりの月額単価
- ⑦従業員枠の子どもの場合
 - ・・・従業員枠の子どもの場合

加算部分1

- ⑧処遇改善等加算Ⅰ
 - ・・・職員の平均勤続年数・経験年数を踏まえた賃金改善やキャリアアップの取り組みに応じた加算率を基に加算
- ⑨保育士比率向上加算
 - ・・・常態的に保育士比率が3/4以上の事業所に対して加算（B型のみ）
- ⑩障害児保育加算
 - ・・・障がい児（軽度障がい児を含む）を受け入れる事業所に対して、障がい児数に応じて職員を加配するための経費を加算
- ⑪休日保育加算
 - ・・・休日保育を実施する事業所に対して、休日保育の年間延べ利用子ども数の規模に応じて保育士等の職員を休日に確保するための経費等を加算
- ⑫夜間保育加算
 - ・・・夜間保育を実施する事業所に対して、夕食に係る費用や保育士等の職員が夜間に勤務体制を確保するための経費を加算
- ⑬減価償却費加算
 - ・・・自己所有の建物を保有する事業所に対して、減価償却費の一部を加算
- ⑭賃借料加算
 - ・・・賃貸物件により設置する事業所に対して、事業所の所在する地域（大阪市はB地域都市部）に応じて賃借料の一部を加算

調整部分

- ⑮連携施設を設定しない場合
 - ・・・連携施設を設定しない場合に、連携施設に係る費用を調整
- ⑯食事の搬入について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合
 - ・・・自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法により食事を提供する場合に、食事の提供に係る費用を調整
- ⑰管理者を配置していない場合
 - ・・・専従の管理者を配置していない場合に費用を定率で調整
- ⑱土曜日に閉所する場合
 - ・・・当該月の土曜日に閉所する日がある場合、閉所日数に応じて土曜開所に係る費用を定率で調整
- ⑲定員を恒常的に超過する場合
 - ・・・連続する過去5年度間常に利用定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある場合に費用を定率で調整

加算部分2

- ⑳処遇改善等加算Ⅱ
 - ・・・一定のキャリアを積んだ職員に対して、役職の創設と、その職務や職責に応じた処遇改善を行うことにより、キャリアアップの仕組みを構築するための経費等を加算
- ㉑処遇改善等加算Ⅲ
 - ・・・職員の賃金の継続的な引き上げ（ベースアップ）等を行うための経費を加算
- ㉒冷暖房費加算
 - ・・・夏季や冬季における冷暖房費に係る経費について、所在する地域に応じて加算
- ㉓除雪費加算
 - ・・・豪雪地帯（※）に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の除雪及び雪囲いのための経費を3月分の単価に加算
（※豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項の規定に基づく地域）
- ㉔降灰除去費加算
 - ・・・降灰防除地域（※）に所在する事業所に対して、建物、工作物、敷地等の降灰除去のための経費を3月分の単価に加算
（※活動火山対策特別措置法の規定に基づく降灰防除地域）
- ㉕施設機能強化推進費加算
 - ・・・職員等の防災教育や、災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制を充実する等、事業所の総合的な防災対策の充実強化等を行う事業所に対して、事業の取組状況に応じて必要な経費を3月分の単価に加算
- ㉖栄養管理加算
 - ・・・食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食事等に関する継続的な指導を受ける場合、栄養士の配置等の形態の別に応じ、取り組みに必要な経費を加算
- ㉗第三者評価受審加算
 - ・・・第三者評価を受審した場合に、受審費用の一部を3月分の単価に加算

23 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱

制 定 令和5年4月1日
改 正 令和6年5月31日

大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給要綱

（目的）

第1条 この要綱は、子どもの保護者の就労形態の多様化等に伴う保育時間の延長や夜間保育にかかる需要に対応するため、保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項及び第43条第1項に基づき、市長が確認した特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「施設」という。）が引き続き保育を行う延長保育事業の実施及び実施にかかる支援費（以下「支援費」という。）の支給について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）事業実施者

延長保育事業を実施する大阪市内の施設（公立施設を除く）を設置する者をいう。

（2）対象児童

保育認定を受けた児童で、保護者の就労等により通常の利用時間を超えてさらに保育が必要な児童のうち、事業実施者に対し利用を申し込み、かつ、延長保育利用料を負担して実際に延長保育を利用した児童をいう。ただし、大阪市子ども・子育て支援法施行規則別表において教育・保育給付認定保護者の区分第1階層に該当する世帯（以下「第1階層」という。）に属する延長保育利用料免除対象児童及び第2階層に該当する世帯（以下「第2階層」という。）に属する延長保育利用料免除対象児童については、延長保育利用料の負担の有無にかかわらず、実際に延長保育を利用した児童をいう。

（延長時間）

第3条 延長時間は、開所時間のうち延長保育を利用する児童の保護者の労働時間、その他家庭の状況等を考慮して、保育短時間の場合は8時間、保育標準時間の場合は11時間（いずれも、給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前11時頃から午後10時頃まで）の通常保育の利用時間の前後において、事業実施者があらかじめ設定することができる。

2 施設における延長時間は、別表1-(1)の①又は別表2-(1)の①のとおりとする。

3 延長時間の設定に当たっては、児童の心身に与える影響を考慮して、児童の福祉が著しく阻害されることのないよう配慮しなければならない。

また、事業実施者は原則としてあらかじめ定めた延長時間の間は施設を開所しなければならない。ただし、全ての対象児童が退園した場合については、この限りでない。

（職員の配置）

第4条 延長保育を実施するに当たって必要な職員は別表1-(2)又は別表2-(2)のとおりとする。

（利用料）

第5条 事業実施者は、延長時間に応じて設定する利用料を保護者から徴収するものとする。ただし、第1階層並びに第2階層のうちひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみので地域を除く。）から本市へ避難した対象児童について、利用料の免除を行うことができる。

なお、第2階層のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯に属する対象児童については、利用料の一部を減免することができる。

（共同保育）

第6条 大阪市特定教育・保育施設及び地域型保育事業における共同保育実施要綱第2条第1項に規定する共同保育により同要綱第2条第2項に規定する実施施設等において延長保育を実施する場合は、次のとおりとする。

（1）同要綱第2条第3項に規定する依頼施設等において通常保育を受ける子どもが実施施設等において延長保育を受ける場合の延長保育事業にかかる支援費は、実施施設等が申請し、交付を受けるものとする。

（2）依頼施設等において通常保育終了後に引き続き延長保育を行った場合において、依頼施設等の延長保育後引き続き実施施設等において行われる保育は、延長保育にかかる支援費の支給事業たる延長保育事業には該当しないものとする。

（3）延長保育料の取扱いについては「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」（令和2年4月1日適用）に定めるところによる。

（4）第1号の規定にかかわらず、「延長保育を共同保育により実施する場合の取扱いについて」第5項の規定が適用される場合における保護者が負担する延長保育利用料の免除にかかる支援費は、依頼施設等が申請し、交付を受けるものとする。

（平均対象児童数の算出方法）

第7条 平均対象児童数の算定に当たっては、年間の各延長時間区分における各週の最も利用の多い日の児童数の合計人数を当該年度における事業実施週数でもって平均したものを平均対象児童数（年平均）とする。また、月の各延長時間区分における各週の最も利用の多い日の児童数の合計人数を当該月における事業実施週数でもって平均したものを平均対象児童数（月平均）とする。ただし、すべての延長時間区分において同じ週数で平均を求めるものとする。

2 平均対象児童数を算定するに当たっては、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末・年始を除くものとする。

3 平均の算定には、小数点以下第一位を四捨五入して整数とする。

（支給認定申請）

第8条 支援費の支給認定を申請する者は、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定申請書（様式第1号）を、本市が指定する期日までに提出しなければならない。ただし、年度途中に開所する又は年度途中より支給要件を満たした施設において、支援費の支給認定を受けようとする事業実施者は、支給認定開始月の末日までに提出することとする。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）延長時間を含む開所時間が明記されたパンフレット、ホームページを印刷したもの等

(2) 延長保育の利用料（設定金額）が明記された資料

（支給認定決定）

第9条 市長は、支援費の支給認定の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容等が適正であるかどうか審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給認定決定をしたときは、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定決定通知書（様式第2号）により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、支援費を支給することが不相当であると認めるときは、理由を付して、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費不支給認定決定通知書（様式第3号）により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、支援費の支給認定申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請にかかる支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

4 前項の規定は、支給認定申請に添付すべき書類が全て到達している場合にのみ適用し、支給認定申請に添付すべき書類が到達していない場合については、全ての書類が到達してから60日以内に支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

（支給認定申請の取下げ）

第10条 支援費の支給認定の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、支給認定決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（支給時期等）

第11条 市長は、支援費の支給について支援費の額が確定する前にその全部又は一部を概算払することができる。

2 市長は、支援費の支給認定決定を受けた者（以下「認定事業者」という。）から概算払による支援費の支給の請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

3 市長は、前2項のほか、当該年度終了後、施設より不足額の請求があった場合においては、第15条の規定による支援費の額の確定を経た後に、認定事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第12条 市長は、支援費の支給認定決定をした場合において、その後の事情変更により特別の変更が生じたときは、支援費の支給認定決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費の事情変更による支給認定決定取消・変更通知書（様式第5号）により認定事業者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の決定の取消し又は変更により特別に必要な契約の解除等による賠償金について、支援費を支給することができる。

4 第8条から前条までの規定は、前項の規定による支援費の支給について準用する。

5 認定事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の支援費の額が既に支給を受けた支援費の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に支給を受けた支援費の額から取消し又は変更後の支援費の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

6 認定事業者が前項の規定により戻入する支援費の額は、第3項の規定による支援費の支給がある場合には、当該支援費の額と相殺することができる。

(支援費の支給要件)

第13条 次の各号を全て満たす事業実施者について、別表1-(4)又は別表2-(4)に基づき算出した支援費を支給する。

(1) 開所時間をパンフレット、ホームページなどにより、周知していること。

(2) 対象児童に対し、必要に応じ、間食又は給食等を提供すること。

(3) 延長保育の実施に当たって第4条に定める必要な職員を配置していること。

(4) 特定教育・保育施設においては、平均対象児童数(年平均)1名以上の利用実績があること。特定地域型保育事業所においては、平均対象児童数(年平均)によらず、延長時間区分が30分延長となる利用実績が1名以上いること。

(5) 年間の利用状況について、平均対象児童数実績表(様式第6-1号から様式第6-4号)を作成すること。

(6) 毎月の利用状況について、延長保育事業月報(様式第7号)及び利用料減免加算対象者名簿(様式第8号)を作成し、翌月10日(当日が休日の場合は、その翌開庁日)(支給認定期間の最終月分は翌月5日)までに、本市が指定する方法で提出すること。

(7) 毎月の利用状況について、児童退園(登園)時刻一覧表(様式第9号)を作成し、本市が指定する月の当該様式及び根拠資料(各実施施設で保管している児童の登園・退園時刻記録簿等)を本市が指定する期日までに本市が指定する方法で提出すること。

(8) 延長保育利用料について、延長保育利用料保護者徴収金台帳(様式第10号)を作成し、徴収金の管理を適切に行うこと。

(9) 延長保育利用児童について、延長保育利用登録児童台帳(様式第18-1号及び様式第18-2号)を作成し、申込内容を記録すること。

2 年度途中において、天災等一部の特殊な事情を除き、著しく支給要件を欠くと認められる場合は、支援費の停止、減額及び返還の対象とする。

(支給認定決定にかかる実績報告)

第14条 認定事業者は、支給認定期間を完了した日から10日以内に大阪市延長保育事業実施にかかる支援費実績報告書(様式第11号)を提出しなければならない。

2 前項の報告書には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 大阪市延長保育事業実施にかかる支援費実績報告内訳書(様式第12号)

(2) 平均対象児童数等実績表(様式第6-1号から様式第6-4号)

(支援費の額の確定等)

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給

すべき支援費の額を確定し、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費額確定通知書（様式第 13 号）により認定事業者に通知するものとする。

（支援費の精算）

第 16 条 市長は、第 14 条の規定により報告された実績報告書類の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には認定事業者あて通知しなければならない。

2 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、市長が交付する納付書により剰余金を戻入し、又は速やかに不足額を請求しなければならない。

3 市長は、前項の規定による不足額にかかる請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

（支給認定決定の取消し）

第 17 条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援費の支給認定決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他の不正な行為により、支援費の支給認定決定等を受けた場合

（2）支援費の支給認定決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合

（3）支援費を他の用途へ使用した場合

（4）第 21 条第 2 項第 1 号から第 5 号に規定する書類、帳簿等が保管されていないため、支援費の実績確認ができない場合

（5）支給認定決定の取消しを市長に申し出た場合

（6）その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、支援費について支給すべき額の確定があった後においても適用できるものとする。

3 市長は、第 1 項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して認定事業者に大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給認定決定取消通知書（様式第 14 号）により通知するものとする。

（支援費の返還）

第 18 条 市長は、前条第 1 項の規定により支援費の支給認定決定等を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに支援費が支給されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市延長保育事業実施にかかる支援費支給返還決定通知書（様式第 15 号）により認定事業者に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、認定事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。

（支援費の額の更正等）

第 19 条 第 14 条に定める実績報告に誤りがあり、支援費に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 15 条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、その旨認定事業者に大阪市延長保育事業実施にかかる支援費額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 16 号）により通知するものとする。

また、認定事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第 17 条の取消事由にあたる場合を除く。）

2 前項の規定により返還を求められた認定事業者は本市が定める期日までに納付しなかったときは、税外歳入にかかる延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額の取扱い）

第20条 支給認定期間経過後に、消費税及び地方消費税の申告により支援費にかかる消費税及び地方消費税仕入れ控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

なお、認定事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

また、市長は報告があった場合には、当該仕入れ控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（関係書類の整備）

第21条 認定事業者は、支援費にかかる活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第15条の通知を受けた日の属する年度の3月31日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、次の各号に掲げるものをいう。

（1）第14条第2項各号に掲げる関係書類

（2）職員（業務委託等により勤務する職員を含む。）の雇用実態が分かる書類（契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等）

（3）延長保育利用申込書

（4）延長保育利用児童の実績把握に必要な登園及び退園時間が記録された書類

（5）その他児童名簿等、支援費にかかる活動実績等が明確にされている書類

（利用状況調査）

第22条 市長は、当該施設の延長保育の利用実績等について延長保育実施状況調査票（様式第17号）その他必要な書類の提出を求めることができる。

（適正支給の確認）

第23条 市長は、支援費の適正な執行を期するため必要があると認めるときは、期日や提出方法を指定して当該施設の延長保育の利用にかかる申込内容を記入する延長保育利用登録児童台帳（様式第18-1号及び様式第18-2号）の提出を求め、随時確認することができる。

（立入検査等）

第24条 市長は、支援費の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、認定事業者に対して報告を求め、又は認定事業者の承諾を得た上で職員に当該認定事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる要綱は廃止する。
大阪市特定教育・保育施設等運営補助金交付要綱（昭和63年4月1日制定）
大阪市特定地域型保育事業所運営補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）

附則

- 1 この要綱は、令和6年5月31日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行にともない廃止した要綱による令和4年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

(別表2) 特定地域型保育事業所

(1) 延長時間、延長保育事業の区分及び対象児童（支給要綱第3条）

① 事業実施者の延長時間は次のとおりとする。

認定区分	延長時間
標準時間認定	11時間(※)の開所時間の前後における時間 (※) 給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前11時頃から午後10時頃まで
短時間認定	8時間(※)の開所時間の前後における時間 (※) 給付費における夜間保育加算適用施設においては、概ね午前11時頃から午後10時頃まで

② また、事業における延長保育時間の考え方（延長区分）及び対象児童は次のとおりとする。

延長時間区分	延長時間	対象児童（認定区分）	
		標準時間	短時間
30分延長	15分以上30分まで	○	—
1時間延長	30分を超え、1時間30分まで	○	○
2時間延長	1時間30分を超え、2時間30分まで	○	○
3時間延長	2時間30分を超える時間	○	○

③ 事業の対象児童は、次のとおりとする。

標準時間認定及び短時間認定ともに、平均対象児童数が1人以上であること。

(2) 職員の配置（支給要綱第4条）

基準配置及び各対象施設における必要職員数等は次のとおりとする。

対象児童の年齢区分	必要職員数(※)	対象施設
乳児	概ね3人につき1名以上	①事業所内保育事業（定員20人以上） ②小規模保育事業（A型）及び事業所内保育事業（A型） 【注】 ③小規模保育事業（B型）及び事業所内保育事業（B型） ④小規模保育事業（C型）及び事業所内保育事業（C型） ⑤家庭的保育事業については「(※)必要職員数」を参照
満1歳以上満3歳未満	概ね6人につき1名以上	
満3歳以上満4歳未満	概ね20人につき1名以上	
満4歳以上	概ね30人につき1名以上	

必要に応じて適宜、事業担当職員以外の協力を得て実施することは差し支えない。
また、4時間以上の延長保育を行う地域型においては、うち1名を常勤職員とすること。

(※) 必要職員数

<p>①事業所内保育事業 (定員 20 人以上)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保育士を、基準配置により配置すること。 • 保育士の数は2名を下ることができないが、保育士1名で配置の要件を満たし、合わせて保育士を1名しか置くことができない場合には、もう1名は保健師、看護師、准看護師、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭並びに市長が保育士と同等の知識及び経験を有する認める者とすることができる。 • なお、開所時間内における短時間認定児の延長保育について、標準時間認定児を保育する職員の支援を受けられる場合には、保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育士1人とすることができる。
<p>②小規模保育事業（A型） 事業所内保育事業 (A型：定員 19 人以下)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保育士を、基準配置により配置すること。 • 保育士の数は2名を下ることができないが、保育士1名で配置の要件を満たし、合わせて保育士を1名しか置くことができない場合には、もう1名は市長が保育士と同等の知識及び経験を有する者と認める者とすることができる。
<p>③小規模保育事業（B型） 事業所内保育事業 (B型：定員 19 人以下)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 保育士その他保育従事者（市町村長が行う研修、又は市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を修了した者）を、基準配置により配置すること。 ただし、そのうち保育士を1/2以上とすること。 なお、保育士その他の保育従事者の数は2名を下ることはできない。
<p>④小規模保育事業（C型）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める、小規模保育事業C型の保育従事者の基準配置のとおり、家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。
<p>⑤家庭的保育事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 家庭的保育者及び家庭的保育補助者を配置すること。

(3) 利用料（支給要綱第5条）

実施施設の標準利用料は、次のとおりとする。

延長時間区分	標準利用料 (月額)	標準利用料 (日額)
1 時間延長以下	2,900 円	300 円
2 時間延長	5,900 円	600 円

3時間延長以上	6,800円	700円
---------	--------	------

(4) 支給基準額（支給要綱第13条）

支給基準額は次の①、②及び③の合計額とする。

① 標準時間認定の場合

「ア 基本分」に「イ 土曜日未実施減額」を加えた額とする。ただし、年度途中から事業を開始する事業者にあつては、月割りにより算出する。

なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出し、月割りについては、千円未満の端数切捨てとする。

ア 基本分（1施設あたり年額）

延長時間区分	平均対象児童数（年平均：1人以上）			
	小規模A型 小規模B型 小規模C型	事業所内A型 事業所内B型 (利用定員19人以下)	事業所内保育事業 (利用定員20人以上)	家庭的 保育事業
30分延長	300,000円	276,000円	276,000円	200,000円
1時間延長	1,338,000円	1,231,000円	1,553,000円	589,000円
2時間延長	1,440,000円	1,307,000円	2,206,000円	858,000円
3時間以上延長	1,662,000円	1,529,000円	2,428,000円	1,057,000円

※ 11時間の保育標準時間の前後それぞれの延長時間について、平均対象児童数が1人以上いる延長時間区分に掲げる額の合計した額とする。

※ 基本分の平均対象児童数の算定方法は次のとおりとし、複数の延長時間区分の平均対象児童数が1人以上となる場合は、最も支給額が高くなる区分を適用する。

30分延長には、1時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

1時間延長には、2時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2時間延長には、3時間以上延長に区分される利用児童も合算する。

※ いずれの延長時間区分の平均対象児童数も1人に満たない場合は、30分延長の区分に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

なお、平成27年度以前より本市委託事業として保育ママ事業又は小規模保育事業を実施していた場合で、平成27年度に認可事業として認可を受ける際に、食事の提供について、自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法とする経過措置の適用を受けている施設については、経過措置が適用されている期間に限り、次表により算定するものとする。

延長時間区分	平均対象児童数（年平均：1人以上）	
	小規模保育事業C型 〔 食事の提供にかかる 経過措置適用事業者 〕	家庭的保育事業 〔 食事の提供にかかる 経過措置適用事業者 〕

30分延長	300,000円	200,000円
1時間延長	1,291,000円	574,000円
2時間延長	1,389,000円	783,000円
3時間以上延長	1,507,000円	1,005,000円

イ 土曜日未実施減額（1事業者あたり年額）

土曜日未実施減額については、土曜日の開所時間を11時間以下に設定し、公表している施設に適用する。

種類	適用要件	算定基準額
小規模保育事業A型	土曜日に延長保育を実施しない場合 ※ ただし、基本分の算定基準額が300,000円 又は0円の区分の適用となる施設を除く	▲128,000円
小規模保育事業B型		▲115,000円
小規模保育事業C型		▲112,000円
事業所内保育事業A型 (利用定員19人以下)	土曜日に延長保育を実施しない場合 ※ ただし、基本分の算定基準額が276,000円 又は0円区分の適用となる施設を除く	▲117,000円
事業所内保育事業B型 (利用定員19人以下)		▲105,000円
事業所内保育事業 (利用定員20人以上)		▲117,000円
家庭的保育事業	土曜日に延長保育を実施しない場合 ※ ただし、基本分の算定基準額が200,000円 又は0円の区分の適用となる施設を除く	▲49,000円

② 短時間認定の場合

平均対象児童数が1人以上いる延長時間により区分される次表の延長保育単価に、短時間認定在籍児童数をかけて得られた額とする。なお、短時間認定在籍児童数とは、毎月初日に在籍する短時間認定児童の数を年間平均した数（小数点以下第一位を四捨五入）とする。

また、各施設が設定した8時間の短時間認定児の処遇を行う時間の前後それぞれの延長時間区別に算出した合計額とする。ただし、各施設が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上、前後の延長時間が1時間30分ずつとなる場合で、かつ前後それぞれの平均対象児童数が1人以上いる場合は、前後を合算し1事業として3時間延長の区分を適用するものとする。

ただし、年度途中から事業を開始する施設にあっては、月割りにより算出する。なお、月途中から事業を開始する場合は、事業開始日の翌月を事業開始月として月割りにより算出する。なお、月割りについては、十円未満の端数切捨て（下表の児童1人あたり月額により算出）とする。

※ 短時間認定の平均対象児童数の算定にあたっては、前後それぞれの延長時間区別に、以下の順で行う。

1時間延長には、2時間延長より長い時間に区分される利用児童も合算する。

2時間延長には、3時間以上延長に区分される利用児童も合算する。

その上で、各延長時間区別に算出した平均対象児童数に基づき、該当する区分を適用する。

※ 複数の延長時間区分に該当する場合は、平均対象児童数が1人以上いる最も長い延長時間区分を

適用する。

※ 短時間認定の3時間延長については、2時間30分を超えた延長時間とする。

小規模保育事業（短時間認定在籍児童1人あたり）

延長時間区分	A型・B型		C型	
	年額	月額	年額	月額
1時間延長	13,100円	1,000円	16,600円	1,300円
2時間延長	26,200円	2,100円	33,200円	2,700円
3時間延長以上	39,300円	3,200円	49,800円	4,100円

事業所内保育事業（短時間認定在籍児童1人あたり）

延長時間区分	A型・B型（19人以下）		20人以上	
	年額	月額	年額	月額
1時間延長	12,100円	1,000円	18,800円	1,500円
2時間延長	24,200円	2,000円	37,600円	3,100円
3時間延長以上	36,300円	3,000円	56,400円	4,700円

家庭的保育事業（短時間認定在籍児童1人あたり）

延長時間区分	年 額	月 額
1 時間延長	83,200 円	6,900 円
2 時間延長	166,400 円	13,800 円
3 時間延長以上	249,600 円	20,800 円

③ 利用料減免にかかる加算分

実施施設は、生活保護世帯及び保育認定里親世帯（以下「第1階層」という。）及び市町村民税が非課税世帯（以下「第2階層」という。）のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯に属する対象児童及び災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く。）から本市へ避難した対象児童について、延長保育利用料の免除を行うことができる。

この場合、該当する児童1人につき、別表2に定める標準利用料を限度として実際に免除した年間合計額を加算する。

また、第2階層のうちひとり親世帯及び在宅障がい児（者）のいる世帯を除くその他の世帯（以下「第②階層」という。）については、延長保育利用料の一部を減免することができる。

この場合、該当する児童1人につき、(3)に定める標準利用料もしくは実施事業者で設定している利用料のうちいずれか低い方と実徴収額との差額を加算する。

なお、加算金額については、(3)に定める標準利用料と第②階層の標準利用料との差額を限度とし、延長保育料の設定を「日額」等で設定している場合においても、減免による加算限度額（月額）は下表の金額とする。

延長時間区分	減免による加算限度額（月額）	
	第1階層・第2階層	第②階層
1 時間延長以下	2,900 円	1,900 円
2 時間延長	5,900 円	3,900 円
3 時間延長以上	6,800 円	4,500 円

※ 災害救助法適用地域から本市へ避難した者であることの確認

事業実施者が利用の申し込みを受け付ける際に、被災地自治体が発行する罹災証明又は運転免許証、健康保険証等、住所・本人確認ができる資料により確認し、その写しを延長保育利用登録児童台帳（様式第18-1号及び18-2号）に添付すること。

なお、罹災証明その他の資料がやむをえず提出できない場合は、申告書の徴取をもってこれに代えることができる。

2.4 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱

制 定 令和5年4月1日
改 正 令和6年7月30日

大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業者の運営にかかる向上支援費（以下「向上支援費」という。）を支給するにあたり必要な事項を定める。

(向上支援費の種類、対象施設及び内容)

第2条 向上支援費の対象となる経費は、次表のとおり、同表の各対象施設（大阪市内に設置された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所で公立施設を除く。）における各経費とする。

	保育所	幼稚園	認定こども園			小規模保育事業			事業所内保育事業			家庭的保育事業所
			幼保連携型	保育所型	幼稚園型	A型	B型	C型	保育所型	A型	B型	
嘱託医配置円滑化事業	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置）	○	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
アレルギー対応等栄養士配置事業	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-
保育士働き方改革推進事業	○	-	○	○	-	○	-	-	○	○	-	-

2 前項に定める各経費の内容（目的、支給要件、支給対象、及び算定基準）は別紙1から別紙4（以下「別紙」という。）のとおりとする。

- (1) 嘱託医配置円滑化事業 (別紙1のとおり)
- (2) 保育所等の事故防止の取組強化事業（看護師等配置） (別紙2のとおり)
- (3) アレルギー対応等栄養士配置事業 (別紙3のとおり)
- (4) 保育士働き方改革推進事業 (別紙4のとおり)

3 向上支援費の額は、予算の定めを上限として、別紙で定める各算定基準により算出した経費の額の合計額とする。

(支給認定申請)

第3条 向上支援費の支給認定を申請する者は、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書（様式第1号）を、本市があらかじめ指定した期日までに提出しなければならない。

ただし、年度途中に開所する施設及び年度途中より別紙で定める各支給要件のいずれかを満たし向上支援費の支給認定を受けようとする者（新たに実施する事業を追加する場合を含む。）は、申請書に記載する事業開始月の末日までとする。

2 前項の申請書には、別紙に記載の書類を添付しなければならない。

3 第1項の支給認定を受けようとする期間は申請書に記載する事業開始月から当該年度末までとする。ただし、年度途中に閉所する施設は、閉所する月までとする。

(支給認定決定)

第4条 市長は、向上支援費の支給認定の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容等が適正であるかどうか審査し、必要に応じて現地調査等を行い、向上支援費の支給認定決定をしたときは、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定決定通知書（様式第2号）により向上支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、向上支援費を支給することが不相当であると認めるときは、理由を付して、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費不支給認定決定通知書（様式第3号）により向上支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、向上支援費の支給認定申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請にかかる向上支援費の支給認定決定又は向上支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

4 前項の規定は、支給認定申請に添付すべき書類が全て添付されている事業にのみ適用し、支給認定申請に添付すべき書類が添付されていない事業については、全ての書類が添付されてから60日以内に向上支援費の支給認定決定又は向上支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

（支給認定申請の取下げ）

第5条 向上支援費の支給認定の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、支給認定決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（支給時期等）

第6条 市長は、向上支援費の支給について向上支援費の額が確定する前にその全部または一部を概算払することができる。

2 向上支援費の支給認定決定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、前項の規定による概算払による向上支援費の支給を受けようとする場合は、第4条第1項に基づき決定された向上支援費を別紙で定める各算定基準により算出した経費の額の合計額の範囲内で市長に請求することができる。

3 市長は、前項の規定による概算払による向上支援費の支給の請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる向上支援費を支給するものとする。

4 市長は、前3項のほか、第10条の規定による向上支援費の額が確定した後に認定事業者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる向上支援費を支給するものとする。

（内容変更等）

第7条 認定事業者は、第4条第1項に基づき決定された向上支援費について、別紙で定める各支給要件にかかる事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じたときは、原則、当該変更が生じた日の属する月の末日までに、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定変更届（様式第5号）を市長に対し提出しなければならない。

2 前項の変更届には、別紙に記載の書類を添付しなければならない。

3 第1項の軽微な変更は、別紙に記載のとおりとする。ただし、事業の目的に変更がない場合に限る。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、向上支援費の支給認定決定をした場合において、その後の事情変更により必要が生じたときは、向上支援費の支給認定決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費の事情変更による支給認定決定取消・変更通知書（様式第6号）により認定事業者に通知するものとする。

3 第1項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、認定事業者が特別に必要となった向上支援費の支給認定を受けた事業を行うため締結した契約の解除等による賠償金について、向上支援費を支給することができる。

4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による向上支援費の支給について準用する。

5 認定事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の向上支援費の額が既に支給を受けた向上支援費の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に支給を受けた向上支援費の額から取消し又は変更後の向上支援費の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

6 認定事業者が前項の規定により戻入する向上支援費の額は、第3項の規定による向上支援費の支給がある場合には、当該向上支援費の額と相殺することができる。

(支給認定決定にかかる実績報告)

第9条 認定事業者は、支給認定期間を経過した日から10日以内に大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費実績報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費収支決算書(様式第7号別添)
- (2) 月次利用報告書
- (3) 別紙に記載の書類

(向上支援費の額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、向上支援費の支給認定決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき向上支援費の額を確定し、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費額確定通知書(様式第8号)により認定事業者に通知するものとする。

(向上支援費の精算)

第11条 市長は、第9条第1項に基づく報告により提出された実績報告書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には認定事業者あて通知しなければならない。

2 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、剰余金を市長が交付する納付書により戻入し、又は速やかに不足額にかかる請求をしなければならない。

3 市長は、前項の規定による不足額にかかる請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる向上支援費を支給するものとする。

(支給認定決定の取消し)

第12条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、向上支援費の支給認定決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、向上支援費の支給認定決定等を受けた場合
- (2) 向上支援費の支給認定決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3) 向上支援費を第2条に規定する事業以外の用途で使用した場合
- (4) 第16条第2項各号に定める書類、帳簿等が保管されていないため、向上支援費の実績確認が適切にできない場合
- (5) 支給認定決定の取消しを市長に申し出た場合
- (6) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、向上支援費について支給すべき額の確定があった後においても適用できるものとする。

3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して認定事業者に大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定決定取消通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(向上支援費の返還)

第13条 市長は、前条第1項の規定により向上支援費の支給認定決定等を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに向上支援費が支給されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給返還決定通知書(様式第10号)により認定事業者に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、認定事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。

(向上支援費の額の更正等)

第 14 条 第 9 条に定める実績報告に誤りがあり、向上支援費に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 10 条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、認定事業者に大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 11 号）により通知し、認定事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第 12 条の取消事由にあたる場合を除く。）

2 前項の規定により返還を求められた認定事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の取扱い）

第 15 条 支給認定期間経過後に、消費税及び地方消費税の申告により向上支援費にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、認定事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（関係書類の整備）

第 16 条 認定事業者は、向上支援費にかかる活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等（以下「関係書類」という。）を常に整備し、第 10 条の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日から 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

（1）第 9 条第 2 項に規定する関係書類

（2）職員（業務委託等により勤務する職員を含む。）の雇用実態が分かる書類（契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等）

（3）その他、向上支援費にかかる活動実績等が明確にされている書類

（立入検査等）

第 17 条 市長は、向上支援費の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、認定事業者に対して報告を求め、又は認定事業者の承諾を得た上で職員に当該認定事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

附則

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 次に掲げる要綱は廃止する。

大阪市特定教育・保育施設等運営補助金交付要綱（昭和 63 年 4 月 1 日制定）

大阪市特定地域型保育事業所運営補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行）

附則

1 この要綱は、令和 6 年 7 月 30 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱の施行にともない廃止した要綱による令和 4 年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

保育士働き方改革推進事業（有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進）

目的	<p>休暇の取得促進と業務量の軽減及び完全週休二日制の導入促進等を図る目的で配置される保育士資格を有する職員（以下「働き方改革担当保育士」）にかかる経費を助成することによって、民間保育所等における保育士の負担を軽減し、年休取得や研修参加、離職防止、完全週休二日制の導入など保育士の働き方改革を推進する。</p>																								
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 下記①の要件を満たすこと。ただし、令和5年度から令和7年度について下記②を満たす場合も対象とする。また、令和7年度以降に新たに確認された対象施設（要綱第2条1項に掲げる対象施設のうち認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受け認定こども園に移行した施設及び同法第10項の規定による公示がされ認定こども園に移行した施設、並びに幼保連携型認定こども園へ移行した施設を除く）については、開設年度に限り下記②を満たす場合も対象とする。 ① 福祉サービス第三者評価を受審し、評価結果の決定を受けた日が属する年度から起算して5年度以内であること、かつ、当該評価結果を公表していること。なお、本事業開始時点において当該要件を満たさない場合は、当該年度中に評価結果の決定を受け、当該評価結果の公表に同意している場合、事業開始時点から補助要件に該当するものとみなす。 ② 「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」（「保育ママ事業」における基礎研修を含む）を受講完了した者（以下「子育て支援員」とする。）を事業開始時点で1人以上配置していること。ただし、保育補助者雇上げ強化事業を活用して保育補助者を雇用する場合で、本事業開始時点において当該要件を満たさない場合は、当該年度中に保育補助者が「子育て支援員研修『地域保育コース』（地域型保育）」の受講を完了し、保育補助者雇上げ強化事業の補助要件を満たせば、事業開始時点から支給要件に該当するものとみなす。 ・ 大阪市特定教育・保育施設並びに特定地域型保育事業所の運営にかかる向上支援費支給認定申請書（保育士働き方改革推進事業：有給休暇取得促進）（別紙4-1-1）、（保育士働き方改革推進事業：完全週休二日制の導入促進）（別紙4-1-2）に記載した計画に基づき改善を行うこと。 ・ 働き方改革担当保育士を含む職員の出勤時間を必ず記録すること。 ・ 働き方改革担当保育士については、保育士資格を有する者（配置基準数※1に含まれている者を除く。）であること。 ・ 働き方改革担当保育士については、他の施設、事業と兼務できないこととする。（有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進の兼務も含む） ● 有給休暇取得促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、特定教育・保育施設においては週30時間以上、特定地域型保育事業者においては週20時間以上勤務する者であること。 																								
支給対象	<p>月の初日時点で支給要件を満たす月分の働き方改革担当保育士の雇用に要する経費 ※ただし、上記の費用と算定基準限度額を比較して低い方の額</p>																								
算定基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 有給休暇取得促進・完全週休二日制の導入促進 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方改革担当保育士1人あたりの経費の助成について、上限を年額3,372,800円とする。ただし、1人の働き方改革担当保育士が対象となる期間が11か月以下の場合は、対象となる月数に月額（281,000円）を乗じて得た額とする。 ● 有給休暇取得促進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方改革担当保育士1人あたりの年額に、4月1日時点（年度途中開設施設については事業開始日時点）の利用定員上の職員数※2により算出される人数を上限に、実際に雇用している人数を乗じて、以下のとおり算出する。なお、1人の働き方改革担当保育士が1年間（12か月）通して対象となる場合は年額、11か月以下の対象となる場合は、対象となる月数に月額を乗じて得た額とする。 ① 特定教育・保育施設 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 40%;">働き方改革担当保育士1人につき</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%;">年額</td> <td style="width: 15%;">3,372,800円</td> <td style="width: 10%;">（月額</td> <td style="width: 10%;">281,000円）</td> </tr> <tr> <td>・ 利用定員上の職員数12人以下</td> <td style="text-align: center;">1人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ 利用定員上の職員数13人以上</td> <td style="text-align: center;">最大2人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> ② 特定地域型保育事業者 <table border="0" style="width: 100%; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 40%;">働き方改革担当保育士1人</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 15%;">年額</td> <td style="width: 15%;">1,806,200円</td> <td style="width: 10%;">（月額</td> <td style="width: 10%;">150,500円）</td> </tr> </table> 	働き方改革担当保育士1人につき		年額	3,372,800円	（月額	281,000円）	・ 利用定員上の職員数12人以下	1人					・ 利用定員上の職員数13人以上	最大2人					働き方改革担当保育士1人		年額	1,806,200円	（月額	150,500円）
働き方改革担当保育士1人につき		年額	3,372,800円	（月額	281,000円）																				
・ 利用定員上の職員数12人以下	1人																								
・ 利用定員上の職員数13人以上	最大2人																								
働き方改革担当保育士1人		年額	1,806,200円	（月額	150,500円）																				

25 大阪市保育人材確保対策事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び同法第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業者の運営にかかる大阪市保育人材確保対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象及び補助額)

第2条 補助の対象となる施設及び事業は、次表のとおり、各対象施設（大阪市内に設置された特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所で、大阪市立児童福祉施設条例第1条に規定する別表第1の施設のうち、業務委託契約により民間法人が運営する施設（以下「公設置民営保育所」という。）を除いた公立施設及び大阪市立学校設置条例（昭和39年大阪府条例第57号）に掲げる幼稚園を除く。）が実施する各事業とする。

2 前項に定める各事業の内容（目的、補助要件、補助対象及び算定基準）は、別紙1から別紙2のとおりとする。

- (1) 保育補助者雇上げ強化事業（別紙1のとおり）
- (2) 保育体制強化事業（別紙2のとおり）

3 補助金の額は、各事業の経費の額又は算定基準により算出した額のいずれか少ない方の額（100円未満の金額については、これを切り捨てる。）の合算額とし、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付申請書（様式第1号）に規則第4条各号に掲げる事項を記載し、補助事業の属する年度内の5月末日までに市長に提出しなければならない。

ただし、年度途中に開所する施設及び年度途中に事業を開始した施設（補助事業の属する年度内の5月末日までに補助金の交付申請をした者は除く。）においては、事業開始日から30日以内とする。

2 前項の申請書には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 月次利用報告書
- (4) 別紙1から別紙2までに記載の書類

(交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、大阪市保育人材確保対策事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

4 前項の規定は、交付申請に添付すべき書類が全て添付されている事業にのみ適用し、交付申請に添付すべき書類が添付されていない事業については、全ての書類が添付されてから60日以内に交付決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第5条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市保育人材確保対策事業補助金交付申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

第6条 市長は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の完了前に、その全部または一部を概算払することができる。

2 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、前項の規定による概算払による交付を受けようとする場合は、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で概算払による交付を市長に請求することができる。

3 市長は、前項の規定による請求を受けた場合において、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

4 市長は、前3項のほか、第12条の規定による補助金の額が確定した後に補助事業者から請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、補助事業の属する年度内の2月末日までに大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、補助事業の属する年度内の2月末日までに大阪市保育人材確保対策事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)を市長に対し提出しなければならない。

2 前項の軽微な変更は別紙1から別紙2までに記載のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更のない場合に限る。

3 第1項の大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認申請書(様式第5号)には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)収支予算書

(2)月次利用報告書

(3)別紙1から別紙2までに記載の書類

4 市長は、第1項の規定により大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認申請書(様式第5号)の提出があったときは、これを審査し、補助事業変更が適当と認める場合は、補助事業の属する年度内の3月末日までに大阪市保育人材確保対策事業補助金変更承認通知書(様式第7号)により、その旨を補助事業者に通知する。また、第1項の規定により大阪市保育人材確保対策事業補助金中止・廃止承認申請書(様式第6号)の提出があったときは、これを審査し、補助事業の中止又は廃止が適当と認める場合は、大阪市保育人材確保対策事業補助金中止・廃止承認通知書(様式第8号)により、随時、その旨を補助事業者に通知する。

5 市長は、補助事業変更が不適当と認めるときは、理由を付して、大阪市保育人材確保対策事業補助金変更不承認通知書(様式第9号)により補助事業者に通知する。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大阪市保育人材確保対策事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 4 第3条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。
- 5 補助事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に交付を受けた補助金の額から取消し又は変更後の補助金の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。
- 6 補助事業者が前項の規定により戻入する補助金の額は、第3項の規定による補助金の交付がある場合には、当該補助金の額と相殺することができる。

(補助事業の適正な執行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は補助事業が完了したとき（補助事業が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、大阪市保育人材確保対策事業補助金実績報告書（様式第11号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、本市所定の次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 月次利用報告書
- (4) 別紙1から別紙2までに記載の書類

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大阪市保育人材確保対策事業補助金額確定通知書（様式第12号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第13条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市保育人材確保対策事業補助金精算書（様式第13号）（以下、「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業が行われている場合又は補助事業が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後10日以内（補助事業が継続して行われている場合には各年度の末日から10日以内）に市長に提出しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された決算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。

4 市長は、第1項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。

5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、剰余金を市長が発行する納付書により戻入し、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。

6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を支出するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)虚偽の申請その他の不正な行為により、補助金交付決定等を受けた場合
- (2)補助金交付決定等の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3)補助金を他の用途へ使用した場合
- (4)第17条第2項第2号から第3号に規定する書類、帳簿等が保管されていないため、補助事業の実績確認が適切にできない場合
- (5)その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して補助事業者に大阪市保育人材確保対策事業補助金交付決定取消通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条第1項の規定により補助金交付決定等を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市保育人材確保対策事業補助金返還決定通知書(様式第15号)により補助事業者に通ずるものとする。

2 前項の通知があったときは、当該補助事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに大阪市あて納付しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の通知を受けたときは、規則第19条の規定に基づき、加算金及び返還金を納付しなければならない。

(補助金の額の更正等)

第16条 第11条に定める実績報告に誤りがあり、各事業の補助金に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第12条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、補助事業者に大阪市保育人材確保対策事業補助金額更正通知書兼返還決定通知書(様式第16号)により通知し、補助事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。(ただし、第14条の取消事由にあたる場合を除く。)

2 前項の規定により返還を求められた補助事業者が納期日までに納付しなかったときは、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例(昭和39年大阪市条例第12号)第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない補助事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等(以下「関係書類」という。)を常に整備し、第12条の通知を受けた日の属する年度の3月31日から5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の関係書類は、次の各号に掲げるものである。

- (1)第11条第2項に規定の書類
- (2)職員(業務委託により勤務する職員を含む。)の雇用実態が分かる書類(契約書・資格証・職員の出勤及び退勤時間が記録された書類等)
- (3)その他、補助事業の活動実績等が明確にされている書類

附 則

1 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

保育体制強化事業

目的	<p>地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用するために必要な費用を補助することにより、保育の体制を強化し、保育士の負担軽減によって離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とする。</p>
補助要件	<p>①保育支援者の配置②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置③スポット支援員（特に見守り等が必要な時間帯に配置される者）となる保育支援者の配置 共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育支援者（配置基準数※に含まれている者および処遇改善等加算（処遇改善等加算Ⅲを除く）を含む他の加算・雇用経費の補助事業の対象となる者を除く。）を、1人以上雇用又は業務委託等により配置していること。 ・ 保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者であること。 ・ 保育支援者の配置による具体的な保育体制強化計画として「保育体制強化計画書」（別紙様式2-1-1）を提出するものとする。計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。 ・ 保育支援者の出退勤時間を必ず記録すること。 <p>②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 散歩マニュアルを作成していること。 ・ 保育支援者が行った園外活動時の見守り実績を記録すること。 ・ 各保育所等が本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日）に留意し、保育支援者に対する交通安全に関する講習として、厚生労働省子ども家庭局保育課発出の平成30年9月13日付け事務連絡に記載された保育に関する実習のうち「8 安全の確保とリスクマネジメント」を含む、各園が必要な講習を実施すること。
補助対象	<p>月の初日時点で補助要件を満たす月分の保育支援者の雇用に要する経費</p>
算定基準	<p>①保育支援者の配置 1か所あたり 月額 100,000円</p> <p>②児童の園外活動時の見守り等をする保育支援者の配置 1か所あたり 月額 45,000円</p> <p>③スポット支援員となる保育支援者の配置 1か所あたり 月額 45,000円</p> <p>*①と合わせて③を補助対象とする場合は別の者とする。</p>

※ 配置基準数 公定価格の基本分単価に含まれる保育士等の数に、公定価格の各加算の適用要件及び他の事業の実施要件として配置が必要となる職員の数を加えた数をいう。

26 保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）

雇児発 0218 第 2 号
平成 28 年 2 月 18 日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育所等における保育士配置に係る特例について（通知）

近年、待機児童対策として保育の受け皿拡大を大幅に進めている状況下で、保育士の有効求人倍率は年々高くなるなど、保育の担い手の確保は喫緊の課題であり、これまでも保育士の処遇改善等様々な対策を行っているところであるが、より一層の対応が必要な状況である。

このため、保育における労働力需要に対応するよう、保育の質を落とさずに、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善（就業継続支援）につなげることが必要である。

そこで、本日、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」（平成 28 年厚生労働省令第 22 号。以下「改正省令」という。）を別添のとおり公布し、平成 28 年 4 月 1 日以後、当分の間、保育所等（保育所並びに小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所をいう。以下同じ。）における保育士配置について、特例的運用を可能としたところである。

については、下記の事項に留意の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう御配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正省令の概要

（1）児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（改正省令第 1 条関係）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号。以下「基準」という。）第 33 条第 2 項に規定する保育所における職員配置について、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることに鑑み、当分の間、以下の特例を設けることとした。

① 朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例（基準第 94 条関係）

基準第 33 条第 2 項ただし書の規定については、適用しないことができることとする。この場合であっても、児童の人数に応じて必要となる保育士の数が 1 名となる、朝夕等の児童が少数となる時間帯について、保育士 1 名に加えて、都道府県知事（指定都市にあっては、当該指定都市の市長、中核市にあっては当該中核市の市長とする。以下同じ。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

基準第 94 条中「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者等が想定される。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例（基準第 95 条関係）

基準第 33 条第 2 項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を、保育士とみなすことができることとする。

幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、幼稚園教諭等の専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については 3 歳以上児、小学校教諭については 5 歳児を中心的に保育することが望ましい。

また、保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。

③ 保育所における保育の実施に当たり必要となる保育士配置に係る特例（基準第96条関係）

保育所を1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、基準第33条第2項に規定する保育士の数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができることとする。

基準第96条中「都道府県知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の要件については、基準第94条における保育士に加えて配置する者の要件と同様とする。併せて、保育士資格の取得を促していくこととする。

また、基準第96条中「保育所に係る利用定員の総数に応じておかななければならない保育士の数」とは、保育所の認可の基準として算定される保育士の数を意味している。

さらに、保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則として保育所の長が定めるものであるが、8時間を超えて開所する保育所等では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かななければならない保育士の数」に追加して保育士を確保する必要がある。同条中「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」とは、このような場合における1日に配置しなければならない保育士の総数を意味している。

④ ②及び③の特例を適用する場合における保育士の必要数（基準第97条関係）

②及び③の特例を適用する場合であっても、保育士資格を有する者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けた者をいう。）を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かななければならない。

(2) 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正（改正省令第2条関係）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第29条第2項及び第44条第2項に規定する小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所における保育士配置についても、1の(1)と同様の特例を設けることとした。

2. 実施に係る留意事項

(1) 保育士確保に向けた取組の一層の強化について

保育所等における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが原則である。そのため、各特例を実施するに当たっては、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行うとともに、各自治体及び保育所等においても、保育士の確保対策の一層の強化に取り組むこととする。

(2) 地域の実情に即した特例の実施について

各特例の実施に当たっては、各地域における待機児童の発生状況や保育士の不足状況等の事情を勘案して、改正省令の規定の範囲内において、限定的に実施することが可能であること。

(3) 各特例の対象となる保育所等の要件について

過去3年間の指導監査において、都道府県知事から勧告や改善命令等を受けている保育所等については、各特例の実施を認めないこととする。また、各特例の適用範囲を、保育士等の処遇改善に取り組んでいる保育所等に限定することも考えられる。

(4) 各特例により保育士以外の者を保育士とみなす場合の公定価格上の取扱いについて

各特例を実施する場合の公定価格の算定に当たっては、保育士以外の者を保育士とみなして必要な算定を行うこととしており、保育士以外の者を保育士とみなす場合であっても、可能な限り、1名を超えた配置や保育士等の処遇改善に配慮しながら実施すること。

(5) 各特例の運用状況の把握に当たっての協力について

厚生労働省においては、各特例について、実施自治体及び保育所等の事例の把握を行い、継続的に検証していくこととしており、自治体及び保育所等にあっては、積極的に協力いただきたいこと。

3. 施行期日

改正省令については、平成28年4月1日より施行するものであること。

本件担当：

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

TEL: 03-5253-1111 (代表) 内線 7928

FAX: 03-3595-2674

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（公印省略）

保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の
保育士配置の考え方について（通知）

保育施策の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成27年度より施行された子ども・子育て支援新制度については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成24年法律第66号）において、その施行後5年を目途として検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずることとされています。

これを受け、子ども・子育て会議において検討を重ねた結果、令和元年12月20日に「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について」（以下「対応方針」という。）が取りまとめられました。

対応方針においては、『保育士等の業務負担軽減等による働き方改革については、子どもが全員帰宅した後の取扱いに関し、「市町村や保護者から連絡があった場合に備えて確実な連絡手段や体制が確保されていること」など連絡体制の確保措置を要件にしたうえで、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化すべきである。』とされたところです。これを踏まえ、保育所等における利用乳幼児が以内時間帯の保育士配置について、下記のとおり考え方を取りまとめましたので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏なきようご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 現行の保育士配置に係る規定

保育所等における保育士等の職員配置については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「設備運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）において、事業類型ごとに利用乳幼児に応じた保育士の配置を求めているところ。その規定内容は別表のとおり。

2. 利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置について

現行の規定においては、設備運営基準第33条第2項ただし書等、保育所等における保育士の配置を担保するための規定を設けているところ。当該規定の趣旨は、設備運営基準第33条第2項に基づき算出される配置すべき職員数にかかわらず、利用乳幼児に対して保育を提供するために必要な保育士の配置を確保するものであり、施設が開所する全ての時間帯において保育士を配置することを求めるものではない。

保育所等において、開所時間中に、全ての利用乳幼児が帰宅するなどにより利用乳幼児のいない時間帯が生じた場合にあっては、保育士の配置を求めないこととすることも差し支えない。ただし、この場合においても、突発的な事由により、自治体又は保護者から保育所に対して至急連絡を取る必要が生じた際に、少なくとも保育所等の開所時間内においては、随時円滑に施設管理者への連絡を取れる体制を確保すること。

なお、保育所等においては、保育の必要性認定により市町村が認定した保育必要量の範囲内で、各保護者の希望に応じた保育の提供がなされるべきものであり、上記の取扱いを実施するに当たっては、

当該取扱いの実施により、各保護者の希望に基づく保育所等の利用が阻害されることがないように、十分に配慮する必要があることに留意すること。

(別表)

施設類型	現行の規定
保育所	<p>第三十三条 保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。</p>
小規模A型	<p>第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
小規模B型	<p>第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号又は特区法第十二条の四第一項の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
事業所内 保育事業	<p>利用定員 20 人以上</p> <p>第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはで</p>

	<p>きない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人
<p>利用 定員 19 人以 下</p>	<p>第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 <u>保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人

28 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について

雇児保発 0603 第1号
平成 27 年6月3日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長
（公印省略）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「設備運営基準」という。）の運用上の取扱いについては、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」（平成 26 年9月5日付け雇児発 0905 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により示されているところであるが、平成 26 年 12 月 16 日に「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」の取りまとめが行われたことを踏まえ、設備運営基準に定める職員の要件等について、下記のとおり取り扱うこととするので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知し、その運用に遺漏のないよう配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の4第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

記

1 家庭的保育事業に係る職員の要件

(1) 家庭的保育者

ア 家庭的保育事業に係る児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「児福則」という。）第 1 条の 32 及び設備運営基準第 23 条第 2 項の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を終了した保育士」については、次のとおりとすること。

- ① 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した保育士
- ② 家庭的保育者基礎研修を修了した保育士

イ 家庭的保育事業に係る児福則第 1 条の 32 及び設備運営基準第 23 条第 2 項の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した（中略）保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」については、次のとおりとすること。

- ① 子育て支援員専門研修（地域保育コース（地域型保育））及び家庭的保育者認定研修を修了した者
- ② 家庭的保育者基礎研修及び認定研修を修了した者
- ③ ①及び②に掲げるもののほか、設備運営基準の施行の日（以下「施行日」という。）前に、小規模保育運営支援事業実施要綱（平成 26 年5月29日付け雇児発 0529 第 19 号別紙。以下「旧小規模要綱」という。）、グループ型小規模保育事業実施要綱（同日付け雇児発 0529 第 20 号別紙）又は家庭的保育事業実施要綱（同日付け雇児発 0529 第 22 号別紙）に基づき、家庭的保育者としてこれらの事業に従事していた者

(2) 家庭的保育補助者

設備運営基準第 23 条第 3 項の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」については、次のとおりとすること。

また、家庭的保育補助者になることを希望する者が研修を受講する時期については、当該者が家庭的保育事業に従事するまでの期間に受講することを原則とすること。ただし、市町村長が行う研修の実施時期等により、当該者が家庭的保育補助者として家庭的保育事業に従事するまでの期間に当該研修を受講することが困難な場合においては、家庭的保育事業に従事した後に市町村により当該研修が

実施され次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者について、当該研修を修了するまでの間、家庭的保育補助者として取り扱って差し支えないこと。

- ① 子育て支援員基本研修及び専門研修（地域保育コース（地域型保育））
- ② 家庭的保育者基礎研修
- ③ 旧小規模要綱に基づき実施された②と同等の研修

2 小規模保育事業に係る職員の要件

（1）小規模保育事業B型

ア 設備運営基準第31条第1項の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」については、次のとおりとすること。

- ① 子育て支援員基本研修及び専門研修（地域保育コース（地域型保育））
- ② 家庭的保育者基礎研修
- ③ 旧小規模要綱に基づき実施された②と同等の研修

イ 都道府県又は市町村におけるア①の研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、その実施体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者について、当該研修を修了するまでの間（概ね2年程度）、設備運営基準第31条第1項に規定する保育従事者として取り扱って差し支えないこと。この場合、当該者に対しては、業務を行う上で必要な研修を職場内において適切に実施すること。

（2）小規模保育事業C型

設備運営基準第34条第1項の家庭的保育者については1（1）の家庭的保育者と、同条第2項の家庭的保育補助者については1（2）の家庭的保育補助者と、それぞれ同様とすること。

3 居宅訪問型保育事業に係る職員の要件

（1）居宅訪問型保育事業に係る児福則第1条の32の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」については、別途通知で定める「居宅訪問型保育研修」とすること。

（2）都道府県又は市町村における（1）の研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、1（1）アに掲げる者、1（1）イに掲げる研修を修了した者又はこれらの者と同等以上と認められる者であって、（1）の研修の実施体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしているものについて、当該研修を修了するまでの間（概ね2年程度）、児福則第1条の32に規定する者として取り扱って差し支えないこと。

4 事業所内保育事業に係る職員の要件

（1）設備運営基準第47条第1項の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」については、次のとおりとすること。

- ① 子育て支援員基本研修及び専門研修（地域保育コース（地域型保育））
- ② 家庭的保育者基礎研修
- ③ 旧小規模要綱に基づき実施された②と同等の研修

（2）都道府県又は市町村における（1）①の研修の実施体制が整っていない場合には、経過措置として、その実施体制が整い次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者について、当該研修を修了するまでの間（概ね2年程度）、設備運営基準第47条第1項に規定する保育従事者として取り扱って差し支えないこと。この場合、当該者に対しては、業務を行う上で必要な研修を職場内において適切に実施するようにすること。

5 「市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修について」

「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（別添）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に定める研修カリキュラムに基づいて適正に行われた研修を修了し、修了証書を交付された者については、全国いずれの市町村においても「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」として取り扱われる必要がある。

このため、各市町村におかれては、設備運営基準第23条第2項、同条第3項、第31条第1項及び第47条第1項に規定する「市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修」として、都道府県知事若しくは他の市町村長が実施主体となるもの又は都道府県知事が指定する機関若しくは他の市町村長が指定する機関が実施主体となるものについても、適切に指定すること。

29 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」の一部改正について

子発 0214 第 2 号
令和 2 年 2 月 14 日

都道府県
各指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課長
（公 印 省 略）

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」
の一部改正について

家庭的保育事業等については、従来、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に定める職員の要件等について」（平成 27 年 6 月 3 日付け雇児保発 0603 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。以下「通知」という。）において、その職員の要件等を示しているところです。

今般、「子ども・子育て支援新制度施行後 5 年の見直しに係る対応方針について」（令和元年 12 月 10 日子ども・子育て会議）を踏まえ、通知の一部を別紙のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知します。

貴職におかれては、改正内容について御了知の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、管内関係機関、管内市町村（特別区を含む。）及び関係団体等に対する周知をお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

改正後	改正前
<p>1 家庭的保育事業に係る職員の要件</p> <p>(1) 家庭的保育者 (略)</p> <p>(2) 家庭的保育補助者 設備運営基準第23条第3項の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」については、次のとおりとすること。</p> <p>また、家庭的保育補助者になることを希望する者が研修を受講する時期については、当該者が家庭的保育事業に従事するまでの期間に受講することを原則とすること。ただし、市町村長が行う研修の実施頻度が低いこと等により、当該者が家庭的保育補助者として家庭的保育事業に従事するまでの期間に研修を受講することが困難な場合においては、家庭的保育事業に従事した後市町村により研修が実施され次第速やかに当該研修を受講し、修了することとしている者について、当該研修を修了するまでの間、家庭的保育補助者として取り扱って差し支えないこと。</p> <p>①～③（略）</p> <p>2～5（略）</p>	<p>1 家庭的保育事業に係る職員の要件</p> <p>(1) 家庭的保育者 (略)</p> <p>(2) 家庭的保育補助者 設備運営基準第23条第3項の「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」については、次のとおりとすること。</p> <p>①～③（略）</p> <p>2～5（略）</p>

30 一時預かり事業（一般型）

目的	<p>保育所等を利用していない家庭においても、日常生活上突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援が必要とされている。こうした需要に対応するため、保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。</p>
補助要件	<p>この要綱による補助金交付の対象となる事業は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所、またはその他の法人のうち、次の各号の要件を満たし、本市の指定した事業者の行う、一般型一時預かり事業・一般型一時預かり事業（基幹型）双方またはいずれかを実施する一時預かり事業とする。ただし、当該事業を実施する保育所等に職員の配置基準を超える私的契約児が入所している場合は、補助対象としない。</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>ア 一般型一時預かり事業 子ども・子育て支援法第59条第10項・児童福祉法第6条の3第7項に規定される一時預かり事業であり、児童福祉法施行規則第36条の35の1項に定めるところの保育所、幼稚園、認定こども園その他の場所において、主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児に対して行う事業である。</p> <p>イ 一般型一時預かり事業（基幹型加算） 前項（ア）の一般型一時預かり事業に加え、土曜日、日曜日、国民の祝日等の開所や開所時間の延長を行う一般型一時預かり事業の加算型</p> <p>(2) 実施主体 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項に基づき市長が確認した特定教育・保育施設及び第43条第1項に基づき市長が確認した特定地域型保育事業所及び社会福祉法人、社団法人、学校法人、NPO法人、株式会社、その他法人格を有する事業者</p> <p>(3) 実施場所 大阪市内の保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点又は駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所。</p> <p>(4) 対象児童 原則として、本市に在住する保育所等を利用していない就学前児童のうち、次の児童であること。ただし、市長が特に必要と認めるときは上記以外の就学前児童の利用を認めることができる。</p> <p>ア 保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、冠婚葬祭、就労等により、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童。</p> <p>イ 保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を軽減するため保育を必要とする児童。</p> <p>ウ 保護者の就労、職業訓練、就学等により断続的に家庭保育が困難となる児童。</p> <p>(5) 利用料（日額）</p> <p>ア 月曜日から土曜日の利用料は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 0歳児：2,700円、1・2歳児：2,000円、3歳児以上：1,200円 ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することができる。また、基幹型実施施設（9時間開所）において、8時間を越えて利用する際、9時間までの時間においては、30分ごとに200円を徴収することができる。</p> <p>(イ) 生活保護世帯、市民税非課税の世帯（同居所に居住する者（世帯分離も含む）全員が非課税である世帯をいう。以下同じ）のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。</p> <p>(ウ) 半額免除の利用料は次のとおりとする。</p> <p>0歳児：1,300円、1・2歳児：1,000円、3歳児以上：600円</p> <p>(エ) 災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみをの地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除</p> <p>イ 日曜・国民の祝日等の利用料は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 0歳児：3,600円、1・2歳児：2,700円、3歳児以上：1,600円 ただし、給食費、おむつ代等利用児童個々に要する経費については、別途徴収することが</p>

	<p>できる。</p> <p>(イ) 生活保護世帯、市民税非課税の世帯のうち、ひとり親家庭または障がい児（者）のいる世帯は全額免除。その他の非課税世帯は半額免除とする。ただし、本市に在住する保育所等を利用していない児童の利用に限る。</p> <p>(ウ) 半額免除の利用料は次のとおりとする。 0歳児：1,800円、1・2歳児：1,300円、3歳児以上：800円</p> <p>(エ) 災害救助法適用地域（被害の状況が帰宅困難者の発生のみ地域を除く）から本市へ避難した者は全額免除</p> <p>(6) 開所時間 ア 一般型一時預かり事業 概ね午前9時から午後5時までの8時間とする。 イ 一般型一時預かり事業（基幹型） 概ね午前8時から午後5時までの9時間とする。</p> <p>(7) 実施要件（主なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という）第36条の35第1項各号に定める設備及び人員に関する基準等を遵守すること。当該保育士の数は2名を下回らないこと。 ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該施設の保育士の支援が受けられる場合には、規則第36条の35第1項第1号の規定に基づき保育士1人で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1人とすることができる。 本事業を実施するために必要な専用の部屋が確保されていること。ただし、適切な事業実施が可能な場合は、専用の空きスペースにおいて実施することも差し支えない。 																																																
補助対象	一時預かり事業実施に要する経費とし、人件費、給食費、管理費、その他一時預かりで必要と認める経費																																																
算定基準	<p>(1) 基本分</p> <p>① 保育従事者がすべて保育士又は1日当たり平均利用児童数概ね3人以下の施設において保育士とみなされた家庭的保育者と同等の研修を修了した者の場合。</p> <table border="1" data-bbox="248 1160 1369 2000"> <thead> <tr> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>年 額</th> <th>年間延べ利用児童数</th> <th>年 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150人未満</td> <td>1,376,000円</td> <td>2,000人以上 2,100人未満</td> <td>7,498,000円</td> </tr> <tr> <td>150人以上 300人未満</td> <td>2,751,000円</td> <td>2,100人以上 2,200人未満</td> <td>7,740,000円</td> </tr> <tr> <td>300人以上 400人未満</td> <td>3,051,000円</td> <td>2,200人以上 2,300人未満</td> <td>7,982,000円</td> </tr> <tr> <td>400人以上 500人未満</td> <td>3,087,000円</td> <td>2,300人以上 2,400人未満</td> <td>8,224,000円</td> </tr> <tr> <td>500人以上 600人未満</td> <td>3,123,000円</td> <td>2,400人以上 2,500人未満</td> <td>8,466,000円</td> </tr> <tr> <td>600人以上 700人未満</td> <td>3,159,000円</td> <td>2,500人以上 2,600人未満</td> <td>8,708,000円</td> </tr> <tr> <td>700人以上 800人未満</td> <td>3,195,000円</td> <td>2,600人以上 2,700人未満</td> <td>8,950,000円</td> </tr> <tr> <td>800人以上 900人未満</td> <td>3,231,000円</td> <td>2,700人以上 2,800人未満</td> <td>9,192,000円</td> </tr> <tr> <td>900人以上 1,000人未満</td> <td>4,836,000円</td> <td>2,800人以上 2,900人未満</td> <td>9,434,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000人以上 1,100人未満</td> <td>5,078,000円</td> <td>2,900人以上 3,000人未満</td> <td>9,676,000円</td> </tr> <tr> <td>1,100人以上 1,200人未満</td> <td>5,320,000円</td> <td>3,000人以上 3,100人未満</td> <td>9,918,000円</td> </tr> </tbody> </table>	年間延べ利用児童数	年 額	年間延べ利用児童数	年 額	150人未満	1,376,000円	2,000人以上 2,100人未満	7,498,000円	150人以上 300人未満	2,751,000円	2,100人以上 2,200人未満	7,740,000円	300人以上 400人未満	3,051,000円	2,200人以上 2,300人未満	7,982,000円	400人以上 500人未満	3,087,000円	2,300人以上 2,400人未満	8,224,000円	500人以上 600人未満	3,123,000円	2,400人以上 2,500人未満	8,466,000円	600人以上 700人未満	3,159,000円	2,500人以上 2,600人未満	8,708,000円	700人以上 800人未満	3,195,000円	2,600人以上 2,700人未満	8,950,000円	800人以上 900人未満	3,231,000円	2,700人以上 2,800人未満	9,192,000円	900人以上 1,000人未満	4,836,000円	2,800人以上 2,900人未満	9,434,000円	1,000人以上 1,100人未満	5,078,000円	2,900人以上 3,000人未満	9,676,000円	1,100人以上 1,200人未満	5,320,000円	3,000人以上 3,100人未満	9,918,000円
年間延べ利用児童数	年 額	年間延べ利用児童数	年 額																																														
150人未満	1,376,000円	2,000人以上 2,100人未満	7,498,000円																																														
150人以上 300人未満	2,751,000円	2,100人以上 2,200人未満	7,740,000円																																														
300人以上 400人未満	3,051,000円	2,200人以上 2,300人未満	7,982,000円																																														
400人以上 500人未満	3,087,000円	2,300人以上 2,400人未満	8,224,000円																																														
500人以上 600人未満	3,123,000円	2,400人以上 2,500人未満	8,466,000円																																														
600人以上 700人未満	3,159,000円	2,500人以上 2,600人未満	8,708,000円																																														
700人以上 800人未満	3,195,000円	2,600人以上 2,700人未満	8,950,000円																																														
800人以上 900人未満	3,231,000円	2,700人以上 2,800人未満	9,192,000円																																														
900人以上 1,000人未満	4,836,000円	2,800人以上 2,900人未満	9,434,000円																																														
1,000人以上 1,100人未満	5,078,000円	2,900人以上 3,000人未満	9,676,000円																																														
1,100人以上 1,200人未満	5,320,000円	3,000人以上 3,100人未満	9,918,000円																																														

1,200人以上 1,300人未満	5,562,000円	3,100人以上 3,200人未満	10,160,000円
1,300人以上 1,400人未満	5,804,000円	3,200人以上 3,300人未満	10,402,000円
1,400人以上 1,500人未満	6,046,000円	3,300人以上 3,400人未満	10,644,000円
1,500人以上 1,600人未満	6,288,000円	3,400人以上 3,500人未満	10,886,000円
1,600人以上 1,700人未満	6,530,000円	3,500人以上 3,600人未満	11,128,000円
1,700人以上 1,800人未満	6,772,000円	3,600人以上 3,700人未満	11,370,000円
1,800人以上 1,900人未満	7,014,000円	3,700人以上 3,800人未満	11,612,000円
1,900人以上 2,000人未満	7,256,000円	3,800人以上 3,900人未満	11,854,000円
※延べ利用人数 3,900人以上の場合は、100人刻み毎に 242,000円ずつ年額が増加 ただし、20,100人以上の場合は別途協議			
一般型一時預かり事業 (基幹型加算)	1,150,000円(基幹型実施施設に加算される)		

ア 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。

③ ①以外(地域密着Ⅱ型を含む)の場合

年間延べ利用児童数	年 額	年間延べ利用児童数	年 額
150人未満	1,376,000円	2,000人以上 2,100人未満	7,278,000円
150人以上 300人未満	2,751,000円	2,100人以上 2,200人未満	7,511,000円
300人以上 400人未満	2,934,000円	2,200人以上 2,300人未満	7,744,000円
400人以上 500人未満	2,969,000円	2,300人以上 2,400人未満	7,977,000円
500人以上 600人未満	3,004,000円	2,400人以上 2,500人未満	8,210,000円
600人以上 700人未満	3,039,000円	2,500人以上 2,600人未満	8,443,000円
700人以上 800人未満	3,074,000円	2,600人以上 2,700人未満	8,676,000円
800人以上 900人未満	3,109,000円	2,700人以上 2,800人未満	8,909,000円
900人以上 1,000人未満	4,715,000円	2,800人以上 2,900人未満	9,142,000円
1,000人以上 1,100人未満	4,948,000円	2,900人以上 3,000人未満	9,375,000円
1,100人以上 1,200人未満	5,181,000円	3,000人以上 3,100人未満	9,608,000円
1,200人以上 1,300人未満	5,414,000円	3,100人以上 3,200人未満	9,841,000円
1,300人以上 1,400人未満	5,647,000円	3,200人以上 3,300人未満	10,074,000円

1,400人以上 1,500人未満	5,880,000円	3,300人以上 3,400人未満	10,307,000円																								
1,500人以上 1,600人未満	6,113,000円	3,400人以上 3,500人未満	10,540,000円																								
1,600人以上 1,700人未満	6,346,000円	3,500人以上 3,600人未満	10,773,000円																								
1,700人以上 1,800人未満	6,579,000円	3,600人以上 3,700人未満	11,006,000円																								
1,800人以上 1,900人未満	6,812,000円	3,700人以上 3,800人未満	11,239,000円																								
1,900人以上 2,000人未満	7,045,000円	3,800人以上 3,900人未満	11,472,000円																								
※延べ利用人数 3,900人以上の場合は、100人刻み毎に 233,000円ずつ年額が増加 ただし、20,100人以上の場合は別途協議																											
一般型一時預かり事業 (基幹型加算)		1,150,000円(基幹型実施施設に加算される)																									
<p>ア 年度途中から事業を開始した場合は、年間の延べ利用児童数により区分され、定められた補助金を支給する。基幹型加算については、定められた単価を加算する。</p> <p>(2) 平日(月曜日から土曜日)利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり</p> <p>ア 生活保護世帯、市民税非課税世帯のうちひとり親家庭または障がい児(者)のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>1・2歳児</td> <td>3歳児以上</td> </tr> <tr> <td>2,700円</td> <td>2,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ひとり親家庭または障がい児(者)のいる世帯以外の市民税非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>1・2歳児</td> <td>3歳児以上</td> </tr> <tr> <td>1,400円</td> <td>1,000円</td> <td>600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 休日(日曜・国民の祝日)利用に対する生活保護世帯、市民税非課税世帯、被災者減免適用世帯の利用料相当加算分は次のとおり</p> <p>ア 生活保護世帯、市民税非課税世帯のうちひとり親家庭または障がい児(者)のいる世帯、並びに被災者減免適用世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>1・2歳児</td> <td>3歳児以上</td> </tr> <tr> <td>3,600円</td> <td>2,700円</td> <td>1,600円</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ ひとり親家庭または障がい児(者)のいる世帯以外の非課税世帯の延べ利用児童数に、次表の単価を乗じて得た額とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>1・2歳児</td> <td>3歳児以上</td> </tr> <tr> <td>1,800円</td> <td>1,400円</td> <td>800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 障がい児加算分 障がい児の延べ利用児童数に 3,200円を乗じて得た額とする。</p> <p>(5) 0歳児加算分 0歳児の延べ利用児童数に 1,300円を乗じて得た額とする。</p> <p>(6) 専任保育士配置加算分 一時預かり事業において専任保育士を配置する施設に対し、以下のア～ウの要件をすべて満たす施設に年額 1,569,000円を加算する。ただし、加算基準日は月の初日とし、基準日時点で要件を満たす保育士を配置した場合は、年額を月割りし、配置月数を乗じて得られた額とする。</p> <p>ア 一時預かり事業の担当として専任保育士を 1名以上配置</p> <p>イ 他の交付要綱等の要件として配置する保育士以外であること</p> <p>ウ 受け入れ態勢が整っているにもかかわらず、利用を断る等、正当な理由なく利用を拒否しないこと</p>				0歳児	1・2歳児	3歳児以上	2,700円	2,000円	1,200円	0歳児	1・2歳児	3歳児以上	1,400円	1,000円	600円	0歳児	1・2歳児	3歳児以上	3,600円	2,700円	1,600円	0歳児	1・2歳児	3歳児以上	1,800円	1,400円	800円
0歳児	1・2歳児	3歳児以上																									
2,700円	2,000円	1,200円																									
0歳児	1・2歳児	3歳児以上																									
1,400円	1,000円	600円																									
0歳児	1・2歳児	3歳児以上																									
3,600円	2,700円	1,600円																									
0歳児	1・2歳児	3歳児以上																									
1,800円	1,400円	800円																									

※参考「大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱」

<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000595268.html>

大阪市 HP > 市政 > 市政情報の公表(オープン市役所) > 要綱・要領等のオープン化 > 所属名からさがす
> こども青少年局 > 要綱 > 大阪市一時預かり事業運営補助金交付要綱

31 0歳児途中入所対策事業について

施行日 令和6年 6月28日

大阪市0歳児途中入所対策事業支援費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市0歳児途中入所対策事業支援費（以下「支援費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 0歳児の年度途中入所に対応するために必要な保育士等の人件費等の充足に必要な費用を支給することで0歳児の利用枠を維持し、保育の受け皿を確保することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 0歳児 年度の初日の前日において満0歳の児童をいう。
- (2) 0歳児担当保育士 保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士資格を有するものであって、0歳児の保育にあたるものをいう。
- (3) 0歳児担当家庭的保育者 家庭的保育者であって、0歳児の保育にあたるものをいう。
- (4) 0歳児担当家庭的保育補助者 家庭的保育補助者であって0歳児の保育にあたるものをいう。
- (5) 保育所（園） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされた施設、並びに大阪市立児童福祉施設条例別表第1で定める保育所のうち、大阪市立保育所運営業務として委託していない保育所を除く。）をいう。
- (6) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園であって大阪市立学校設置条例で定める幼稚園を除く。
- (7) 小規模保育事業A型 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準における小規模保育事業A型の基準を満たす事業をいう。
- (8) 小規模保育事業B型 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準における小規模保育事業B型の基準を満たす事業をいう。
- (9) 小規模保育事業C型 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準における小規模保育事業C型の基準を満たす事業をいう。
- (10) 家庭的保育事業 児童福祉法第6条の3第3項に規定する家庭的保育事業をいう。
- (11) 小規模型事業所内保育事業A型 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、家庭的保育事業等設備運営基準第47条に規定する小規模型事業所内保育事業のうち、保育従事者が全て保育士（当該事業に係る事業所が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。）であるものをいう。
- (12) 小規模型事業所内保育事業B型 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、家庭的保育事業等設備運営基準第47条に規定する小規模型事業所内保育事業のうち、小規模型事業所内保育事業A型を除いたものをいう。
- (13) 保育所型事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、家庭的保育事業等設備運営基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。
- (14) 年齢別配置基準 保育所（園）、認定こども園、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型、家庭的保育事業、小規模型事業所内保育事業A型、小規模型事業所内保育事業B型又は保育所型事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）の区分に応じて適用される子ども子育て支援法第34条第1項に規定する教育・保育施設の認可基準、子ども子育て支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準等における教育・保育給付認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。
- (15) 0歳児受入可能枠 保育所等が保育所等の0歳児の認可定員及び利用定員を超えない範囲で設定する0歳児の入所可能人数をいう。
- (16) 0歳児対応可能児童数 配置される0歳児担当保育士・0歳児担当家庭的保育者・0歳児担当家庭的保育

補助者（以下「0歳児担当保育士等」という）が年齢別配置基準を充足し保育することができる0歳児の最大人数をいう。

（支給の対象）

第4条 この支援費の支給を受けることができる者は、大阪市内に設置された保育所等を運営する者とする。

（支給の要件）

第5条 本事業による支援費は、次の各号の要件をすべて満たす保育所等を運営する者に支給する。

- （1）別表1の通り0歳児担当保育士等を配置し、0歳児受入可能枠を設定すること。
- （2）「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和6年3月29日府成保192、5文科初第2588号）に規定する基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を充足すること。
- （3）支援費の交付目的と競合する保護者負担金を徴収していないこと。
 - 2 前項第2号の必要職員数の算出にあたっては別表2の左に掲げる施設種別において、同表の中欄左に掲げる同法の規定中、同表の中欄右に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（支給額の算定）

第6条 支給額は、本市の予算の定めを上限として、以下の算式により本市が算定する。但し、支給対象期間は4月初日から9月末日までとする。4月2日以降に開所した保育所等については、対象期間を開所した翌月初日から9月末日までとする。

＜算式＞

月額 140,400円×各月初日の{(0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童数のいずれか低い数) - (0歳児実入所児童数)}

（支給認定申請）

第7条 支援費の支給認定を申請する者は、大阪市0歳児途中入所対策事業支援費支給認定申請書（様式第1号）を、本市があらかじめ指定した期日までに提出しなければならない。ただし、年度途中に開所する施設及び年度途中より支援費の支給認定を受けようとする者は、申請書に記載する支給開始月の前月の末日までに提出しなければならない。

（支給認定決定）

- 第8条 市長は、支援費の支給認定の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容等が適正であるかどうか審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給認定決定をしたときは、大阪市0歳児途中入所対策事業支援費支給認定決定通知書（様式第2号）により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の調査の結果、支援費を支給することが不適当であると認めたとときは、理由を付して、大阪市0歳児途中入所対策事業支援費不支給認定決定通知書（様式第3号）により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。
 - 3 市長は、支援費の支給認定申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請にかかる支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。
 - 4 前項の規定は、申請者の責めに帰すべき事由により支給認定に日数を要する場合は、当該事由が解消してから60日以内に支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

（支給認定申請の取下げ）

- 第9条 支援費の支給認定の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市0歳児途中入所対策事業支援費支給認定申請取下書（様式第4号）により申請の取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、支給認定決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（支給時期等）

- 第10条 市長は、支給の対象となる事業（以下「支給事業」という。）の完了後、第17条の規定による支援費の額の確定を経た後に、支援費の支給認定決定を受けた者（以下「認定事業者」という。）から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る支援費を交付するものとする。
- 2 市長は、支援費の支給について支援費の額が確定する前にその全部又は一部を概算払することができる。

- 3 認定事業者は、前項の規定による概算払による支援費の支給を受けようとする場合は、大阪市0歳児途中入所対策事業支援費概算払申出書（様式第5号）を提出し、それに基づき決定された支援費を市長に請求することができる。
- 4 市長は、認定事業者から概算払による支援費の支給の請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。
- 5 市長は、前3項のほか、当該年度終了後、施設より不足額の請求があった場合においては、第17条の規定による支援費の額の確定を経た後に、認定事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第11条 市長は、支援費の支給認定決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、支援費の支給認定決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、大阪市0歳児途中入所対策事業支援費の事情変更による支給認定決定取消・変更通知書（様式第6号）により認定事業者に通知するものとする。
 - 3 認定事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消し又は変更後の支援費の額が既に支給を受けた支援費の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に支給を受けた支援費の額から取消し又は変更後の支援費の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

（支援事業等の適正な遂行）

- 第12条 認定事業者は、支援費の他の用途への使用をしてはならない。

（立入検査等）

- 第13条 市長は、支援費の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、認定事業者に対して報告を求め、又は認定事業者の承諾を得た上で職員に当該認定事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

（支給認定決定にかかる実績報告）

- 第14条 認定事業者は、支給認定期間を経過した日から10日以内に大阪市0歳児途中入所対策事業支援費実績報告書（様式第7号）を本市に提出しなければならない。

（支援費の額の確定等）

- 第15条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき支援費の額を確定し、大阪市0歳児途中入所対策事業支援費額確定通知書（様式第8号）により認定事業者に通知するものとする。

（支援費の精算）

- 第16条 概算払いを受けた認定事業者は、前条の規定による支援費の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市0歳児途中入所対策事業支援費精算書（様式第9号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで支給事業等が行われている場合又は支給事業等が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。
- 2 認定事業者は、精算書を当該認定事業の完了後20日以内（支給事業等が継続して行われている場合は、各年度の末日から20日以内）に市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定により提出された精算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には認定事業者あて通知しなければならない。
 - 4 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、市長が交付する納付書により剰余金を戻入し、又は速やかに不足額を請求しなければならない。
 - 5 市長は、前項の規定による不足額にかかる請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

（支給認定決定の取消し）

- 第17条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援費の支給認定決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正な行為により、支援費の支給認定決定を受けた場合
- (2) 支援費の支給認定決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合
- (3) 支援費を他の用途へ使用した場合
- (4) 第 21 条第 2 項第 1 号から第 6 号に規定する書類、帳簿等が保管されていないため、支援費の実績確認ができない場合

(5) その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

- 2 前項の規定は、支援費について支給すべき額の確定があった後においても適用できるものとする。
- 3 市長は、第 1 項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して認定事業者に大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給認定決定取消通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（支援費の返還）

第 18 条 市長は、前条第 1 項の規定により支援費の支給認定決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに支援費が支給されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費支給返還決定通知書（様式第 11 号）により認定事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知があったときは、認定事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに本市あて納付しなければならない。
- 3 前項の規定により返還を求められた認定事業者は本市が定める期日までに納付しなかったときは、税外歳入にかかる延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた額の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（支援費の額の更正等）

第 19 条 第 14 条に定める実績報告に誤りがあり、支援費に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 17 条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、その旨認定事業者に大阪市 0 歳児途中入所対策事業支援費額更正通知書兼返還決定通知書（様式第 12 号）により通知するものとする。また、認定事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。（ただし、第 17 条の取消事由にあたる場合を除く。）

- 2 前項の規定により返還を求められた認定事業者は本市が定める期日までに納付しなかったときは、税外歳入にかかる延滞金及び過料に関する条例（昭和 39 年大阪市条例第 12 号）第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。
- 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額の取扱い）

第 20 条 支給認定期間経過後に、消費税及び地方消費税の申告により支援費にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、認定事業者が全国的に事業を展開する組織の一部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（関係書類の整備）

第 21 条 認定事業者は、支援費にかかる活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 17 条の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日から 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の書類、帳簿等は、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 職員（業務委託等により勤務する職員を含む。）の雇用実態が分かる書類（契約書・資格証・等）
 - (2) 職員の勤務実態がわかる書類（出勤簿等、職員の出勤及び退勤時間が記録された書類）
 - (3) 児童名簿
 - (4) 児童の登退園状況がわかる書類（出席簿等、児童の登園及び退園時刻が記録された書類）
 - (5) 徴収金台帳
 - (6) その他保育日誌等、児童の処遇及び職員配置状況のわかる書類

附則

この要綱は、令和6年6月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1

施設	配置する0歳児担当保育士等
保育所、認定こども園、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模型事業所内保育事業A型、小規模型事業所内保育事業B型、保育所型事業所内保育事業	0歳児担当保育士
小規模保育事業C型、家庭的保育事業	0歳児担当家庭的保育者 (但し、0歳児担当家庭的保育者1人につき、1人まで、0歳児担当家庭的保育補助者を追加配置することができる)

別表2

施設	読み替えられる規定	読替前	読替後
保育所	別紙2 IIの1.(2) ア i の年齢別配置基準	乳児3人につき1人	0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童数のいずれか低い方3人につき1人
認定こども園	別紙3 IIの1.(2) ア i の年齢別配置基準	乳児3人につき1人	0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童数のいずれか低い方3人につき1人
小規模保育事業A型	別紙6 IIの1.(2) ア i a の年齢別配置基準	乳児3人につき1人	0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童数のいずれか低い方3人につき1人
小規模保育事業B型、	別紙6 IIの1.(2) ア i b の年齢別配置基準	乳児3人につき1人	0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童数のいずれか低い方3人につき1人
小規模型事業所内保育事業A型	別紙8 IIの1.(2) ア i a の年齢別配置基準	乳児3人につき1人	0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童数のいずれか低い方3人につき1人
小規模型事業所内保育事業B型	別紙8 IIの1.(2) ア i b の年齢別配置基準	乳児3人につき1人	0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童数のいずれか低い方3人につき1人
保育所型事業所内保育事業	別紙8 IIの1.(2) ア i c の年齢別配置基準	乳児3人につき1人	0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童数のいずれか低い方3人につき1人
小規模保育事業C型、家庭的保育事業	別紙5 IIの1.(2) ア i の保育従事者	子ども	0歳児受入可能枠又は0歳児対応可能児童数のいずれか低い方及び1・2歳児

大阪市1歳児保育対策事業支援費支給要綱

(趣旨)

第7条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、大阪市1歳児保育対策事業支援費（以下「支援費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第8条 年齢別配置基準のうち、1歳児に係る配置基準を6人につき1人から5人につき1人に改善した場合において、保育サービスを提供するために必要な保育士等への人件費等の充足に必要な費用を支給することで保育士等の1人当たりの業務負担を軽減するとともに安全・安心な保育体制を確保することを目的とする。

(定義)

第9条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 1歳児 年度の初日の前日において満1歳の児童をいう。
- (2) 保育士等 保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士資格を有するもの並びに保育教諭をいう。
- (3) 保育所(園) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされた施設、並びに大阪市立児童福祉施設条例別表第1で定める保育所のうち、大阪市立保育所運営業務として委託していない保育所を除く。)をいう。
- (4) 認定こども園 認定こども園法第2条第6項に規定する認定こども園であって大阪市立学校設置条例で定める幼稚園を除く。
- (5) 小規模保育事業A型 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準における小規模保育事業A型の基準を満たす事業をいう。
- (6) 「小規模保育事業B型 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業であって、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準における小規模保育事業B型の基準を満たす事業をいう。
- (7) 小規模型事業所内保育事業A型 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、家庭的保育事業等設備運営基準第47条に規定する小規模型事業所内保育事業のうち、保育従事者が全て保育士(当該事業に係る事業所が国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。)であるものをいう。
- (8) 小規模型事業所内保育事業B型 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、家庭的保育事業等設備運営基準第47条に規定する小規模型事業所内保育事業のうち、小規模型事業所内保育事業A型を除いたものをいう。
- (9) 保育所型事業所内保育事業 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、家庭的保育事業等設備運営基準第43条に規定する保育所型事業所内保育事業をいう。
- (10) 年齢別配置基準 当該施設等の区分に応じて適用される子ども子育て支援法第34条第1項に規定する教育・保育施設の認可基準、子ども子育て支援法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準等における教育・保育給付認定子どもの年齢及び数に応じた教員、保育士等の配置基準をいう。

(支給の対象)

第10条 この支援費の支給を受けることができる者は、大阪市内に設置された保育所(園)、認定こども園、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模型事業所内保育事業A型、小規模型事業所内保育事業B型、又は保育所型事業所内保育事業のいずれか(以下「保育所等」という。)を運営する者とする。

(支給の要件)

第11条 本事業による支援費は、次の各号の要件をすべて満たす保育所等を運営する者に支給する。

- (1) 各月初日において、1歳児が1人以上入所し、かつ、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和6年3月29日府こ成保192、5文科初第2588号)に規定

する基本分単価において充足すべき年齢別配置基準職員数及び年齢別配置基準職員を補完する職員数を充足すること。

(2) 支援費の交付目的と競合する保護者負担金を徴収していないこと。

2 前項の必要職員数の算出にあたっては別表の左に掲げる施設種別において、同表の右欄に掲げる同法の規定中、「1、2歳児6人につき1人」とあるものを「1歳児5人につき1人、2歳児6人につき1人」とする。

(支給額の算定)

第12条 支給額は、本市の予算の定めを上限として、以下の算式により本市が算定する。

<算式>

月額 16,640円×各月初日の1歳児入所児童数

(支給認定申請)

第7条 支援費の支給認定を申請する者は、大阪市1歳児保育対策事業支援費支給認定申請書(様式第1号)を、本市があらかじめ指定した期日までに提出しなければならない。ただし、年度途中に開所する施設及び年度途中より支援費の支給認定を受けようとする者は、申請書に記載する支給開始月の前月末日までに提出しなければならない。

(支給認定決定)

第8条 市長は、支援費の支給認定の申請があったときは、当該申請にかかる書類の内容等が適正であるかどうか審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給認定決定をしたときは、大阪市1歳児保育対策事業支援費支給認定決定通知書(様式第2号)により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、支援費を支給することが不相当であると認めるときは、理由を付して、大阪市1歳児保育対策事業支援費不支給認定決定通知書(様式第3号)により支援費の支給認定の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、支援費の支給認定申請の提出期限から60日以内を標準的な処理期間とし、当該申請にかかる支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

4 前項の規定は、申請者の責めに帰すべき事由により支給認定に日数を要する場合は、当該事由が解消してから60日以内に支援費の支給認定決定又は支援費の支給を認定しない旨の決定をするものとする。

(支給認定申請の取下げ)

第9条 支援費の支給認定の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大阪市1歳児保育対策事業支援費支給認定申請取下書(様式第4号)により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げをすることができる期間は、支給認定決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(支給時期等)

第10条 市長は、支給の対象となる事業(以下「支給事業」という。)の完了後、第14条の規定による支援費の額の確定を経た後に、支援費の支給認定決定を受けた者(以下「認定事業者」という。)から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る支援費を交付するものとする。

2 市長は、支援費の支給について支援費の額が確定する前にその全部又は一部を概算払することができる。

3 認定事業者は、前項の規定による概算払による支援費の支給を受けようとする場合は、大阪市1歳児保育対策事業支援費概算払申出書(様式第5号)を提出し、それに基づき決定された支援費を市長に請求することができる。

4 市長は、認定事業者から概算払による支援費の支給の請求を受けたときは、概算払の必要性を精査し、必要と認めるときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

5 市長は、前4項のほか、当該年度終了後、施設より不足額の請求があった場合においては、第14条の規定による支援費の額の確定を経た後に、認定事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 市長は、支援費の支給認定決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、支援費の支給認定決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合において、市長は、大阪市1歳児保育対策事業支援費の事情変更による

支給認定決定取消・変更通知書（様式第6号）により認定事業者に通知するものとする。

3 認定事業者は、第2項の規定による通知を受けた場合において、取消又は変更後の支援費の額が既に支給を受けた支援費の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に支給を受けた支援費の額から取消又は変更後の支援費の額を差し引いた額を市長が発行する納付書により戻入しなければならない。

（支援事業等の適正な遂行）

第12条 認定事業者は、支援費の他の用途への使用をしてはならない。

（支給認定決定にかかる実績報告）

第13条 認定事業者は、支給認定期間を経過した日から10日以内に大阪市1歳児保育対策事業支援費実績報告書（様式第7号）を本市に提出しなければならない。

（支援費の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、支援費の支給決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、支給すべき支援費の額を確定し、大阪市1歳児保育対策事業支援費額確定通知書（様式第8号）により認定事業者に通知するものとする。

（支援費の精算）

第15条 概算払いを受けた認定事業者は、前条の規定による支援費の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、大阪市1歳児保育対策事業支援費精算書（様式第9号）（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで支給事業等が行われている場合又は支給事業等が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 認定事業者は、精算書を当該認定事業の完了後20日以内（支給事業等が継続して行われている場合は、各年度の末日から20日以内）に市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により提出された精算書の内容を精査し、精算により剰余又は不足が生じていると認める場合には認定事業者あて通知しなければならない。

4 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、本市が指定する日までに、市長が交付する納付書により剰余金を戻入し、又は速やかに不足額を請求しなければならない。

5 市長は、前項の規定による不足額にかかる請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該請求にかかる支援費を支給するものとする。

（支給認定決定の取消し）

第16条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、支援費の支給認定決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他の不正な行為により、支援費の支給認定決定を受けた場合

（2）支援費の支給認定決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反した場合

（3）支援費を他の用途へ使用した場合

（4）第20条第2項第1号から第6号に規定する書類、帳簿等が保管されていないため、支援費の実績確認ができない場合

（5）その他、市長が不相当と認める事由が生じた場合

2 前項の規定は、支援費について支給すべき額の確定があった後においても適用できるものとする。

3 市長は、第1項に規定する取消しを行ったときは、理由を付して認定事業者に大阪市1歳児保育対策事業支援費支給認定決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（支援費の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定により支援費の支給認定決定を取り消した場合において、当該取消しにかかる部分に関し、すでに支援費が支給されているときは、期限を定めてその返還を求め、大阪市1歳児保育対策事業支援費支給返還決定通知書（様式第11号）により認定事業者に通知するものとする。

2 前項の通知があったときは、認定事業者は返還を求められた額を本市が定める期日までに本市あて納付しなければならない。

3 前項の規定により返還を求められた認定事業者は本市が定める期日までに納付しなかったときは、税外歳入にかかる延滞金及び過料に関する条例（昭和39年大阪市条例第12号）第2条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

4 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた額の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(支援費の額の更正等)

第 18 条 第 13 条に定める実績報告に誤りがあり、支援費に剰余が生じていたことが確認された場合には、市長は、第 14 条に定める額の確定後もその剰余金を返還させることができるものとし、その旨認定事業者に大阪市 1 歳児保育対策事業支援費額更正通知書兼返還決定通知書(様式第 12 号)により通知するものとする。また、認定事業者は、その剰余金を本市が定める期日までに返還しなければならない。(ただし、第 16 条の取消事由にあたる場合を除く。)

2 前項の規定により返還を求められた認定事業者が本市が定める期日までに納付しなかったときは、税外歳入にかかる延滞金及び過料に関する条例(昭和 39 年大阪市条例第 12 号)第 2 条の規定により算出した延滞金を本市に納付しなければならない。

3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない認定事業者が返還を求められた剰余金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額の取扱い)

第 19 条 支給認定期間経過後に、消費税及び地方消費税の申告により支援費にかかる消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、認定事業者が全国的に事業を展開する組織の一部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。また、市長は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

(関係書類の整備)

第 20 条 認定事業者は、支援費にかかる活動実績及び経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 14 条の通知を受けた日の属する年度の 3 月 31 日から 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 前項の書類、帳簿等は、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 職員(業務委託等により勤務する職員を含む。)の雇用実態が分かる書類(契約書・資格証・等)
- (2) 職員の勤務実態がわかる書類(出勤簿等、職員の出勤及び退勤時間が記録された書類)
- (3) 児童名簿
- (4) 児童の登退園状況がわかる書類(出席簿等、児童の登園及び退園時刻が記録された書類)
- (5) 徴収金台帳
- (6) その他保育日誌等、児童の処遇及び職員配置状況のわかる書類

第 21 条 市長は、支援費の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、認定事業者に対して報告を求め、又は認定事業者の承諾を得た上で職員に当該認定事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表

施設	読み替えられる規定
保育所	別紙2 IIの1.(2)アiの年齢別配置基準
認定こども園	別紙3 IIの1.(2)アiの年齢別配置基準
小規模保育事業A型	別紙6 IIの1.(2)アiaの年齢別配置基準
小規模保育事業B型、	別紙6 IIの1.(2)アibの年齢別配置基準
小規模型事業所内保育事業A型	別紙8 IIの1.(2)アiaの年齢別配置基準
小規模型事業所内保育事業B型	別紙8 IIの1.(2)アibの年齢別配置基準
保育所型事業所内保育事業	別紙8 IIの1.(2)アicの年齢別配置基準
小規模保育事業C型、家庭的保育事業	別紙5 IIの1.(2)アiの保育従事者

令和6年 12月

大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課 作成

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL 06-6208-8109

FAX 06-6202-9050

